

第百八十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

平成二十六年四月二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 坂本 哲志君

理事 北村 誠吾君 理事 齋藤 健君

理事 谷川 弥一君 理事 宮腰 光寛君

理事 森山 裕君 理事 大串 博志君

理事 村岡 敏英君 理事 石田 祝稔君

理事 赤澤 亮正君 理事 安藤 裕君

井野 俊郎君 池田 道孝君

岩田 和親君 小倉 将信君

小里 泰弘君 加藤 寛治君

川田 隆君 菅家 一郎君

國場幸之助君 清水 誠一君

末吉 光徳君 鈴木 憲和君

武井 俊輔君 武部 新君

津島 淳君 中川 郁子君

中山 展宏君 福山 守君

藤丸 敏君 堀井 学君

篠 和生君 山本 拓君

渡辺 孝一君 後藤 斎君

玉木雄一郎君 寺島 義幸君

鷲尾英一郎君 岩永 裕貴君

鈴木 義弘君 村上 政俊君

稲津 久君 樋口 尚也君

林 宙紀君 畑 浩治君

議員 大串 博志君

議員 鷲尾英一郎君

議員 玉木雄一郎君

議員 林 芳正君

農林水産大臣 江藤 拓君

農林水産副大臣 小里 泰弘君

農林水産大臣政務官 岡田 憲和君

政府参考人 (消費者庁審議官) 岡田 憲和君

政府参考人 (消費者庁審議官) 菅久 修一君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 正木 靖君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 松島 浩道君

政府参考人 (農林水産省大臣官房生産振興審議官) 西郷 正道君

政府参考人 (農林水産省食料産業局長) 山下 正行君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 佐藤 一雄君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 三浦 進君

政府参考人 (農林水産委員会専門員) 栗田 郁美君

委員の異動 四月二日

辞任 武井 俊輔君 補欠選任 藤丸 敏君

中川 郁子君 小倉 将信君

橋本 英教君 赤澤 亮正君

同日 辞任 赤澤 亮正君 補欠選任 安藤 裕君

小倉 将信君 中川 郁子君

同日 辞任 藤丸 敏君 補欠選任 岩田 和親君

同日 辞任 安藤 裕君 補欠選任 國場幸之助君

同日 辞任 岩田 和親君 補欠選任 武井 俊輔君

同日 辞任 國場幸之助君 補欠選任 中山 展宏君

同日 辞任 補欠選任 中山 展宏君 橋本 英教君

本日開議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)

農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、第百八十三回国会衆議院第二六号)

農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆議院第六号)

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆議院第七号)

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆議院第八号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案並びに第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金

の交付に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

各案審査のため、来る八日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

各案審査の参考に資するため、来る九日水曜日、佐賀県及び新潟県に委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 次に、政府参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官松島浩道君、大臣官房生産振興審議官西郷正道君、食料産業局長山下正

司、環境保全型農業の促進を図るための交付金

の交付に関する法律案の各案を一括して議題と

いたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りをいたします。

各案審査のため、来る八日火曜日午前九時、参

考人の出席を求め、意見を聴取することとし、そ

の人選等につきましては、委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○坂本委員長 次に、政府参考人出頭要求に関す

る件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林

水産省大臣官房総括審議官松島浩道君、大臣官房

生産振興審議官西郷正道君、食料産業局長山下正

司、環境保全型農業の促進を図るための交付金

の交付に関する法律案の各案を一括して議題と

いたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りをいたします。

各案審査のため、来る八日火曜日午前九時、参

考人の出席を求め、意見を聴取することとし、そ

の人選等につきましては、委員長に御一任願いた

行君、生産局長佐藤一雄君、経営局長奥原正明君、農村振興局長三浦進君、消費者庁審議官岡田憲和君、消費者庁審議官菅久修一君及び外務省大臣官房参事官正木靖君の出席を求め、説明を聴取したしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○赤澤委員 おはようございます。

農地中間管理機構の法案に続きまして、非常に重要な法案の審議ということで、質問の機会をまた賜りまして、まことにありがとうございます。法案の名前も、読み上げるだけで一分も二分もかかってしまうので、あえて読み上げませんが、早速質問に入らせていただきたいと思います。

私は、主に野党の法案提出者に質問をさせていただきます。

私自身の感じるところは、よく指摘をされています。我が党の齋藤農林部長も、本会議場で指摘をしました。政権の座にあった三年余りの間、全く法案を一度も国会に提出しなかったということです。しかも、野党になった途端に、また法案を出す。しかも、これは、徐々に見えてきますけれども、自分たちが政権当時にやっていたものより要件を緩めて出す、こういうことであります。ちよつとあり得ないぐらい無責任だなどというものが、まず最初の第一印象であります。

繰り返しますが、政権当時は法案を一切出さず、財源の手当てができなかったのか、とにかく予算措置ですつとしいできて、野党になった途端、もう肩の荷がおりたかのように、要件を緩めた法案を出して、選挙対策なのか何かわからないけれども、本当に無責任な感じがいたします。という点を、冒頭、ちよつと指摘をさせていただきます。

それで、二つ法案がありますけれども、一つは戸別所得補償制度に係るもので、これは資料をきょう配付させていただいておりましたが、私は野党当時に自由民主党の農業者戸別所得補償制度検証チームの座長というのをやっております。野党時代、何とか国民の信頼を取り戻して政権に戻りたいということ、当時の与野民主党政権がやっていたことについていろいろ検証を加えたものの、そのときの成果物の抜粋が、この「民主党の農業者戸別所得補償制度の問題点(抄)」というもので、当時は、三十ぐらい、いろいろ指摘した覚えが私にはありますが、ちよつと抜粋をしていきます。

指摘しておきたいのは、これを全部聞いておくわけにいかないんですけれども、一言で言えば、構造改革に逆行するばらまきであるという我が党の主張は、現在も出てきた法案にも当てはまるだろうということ、いろいろな意味で納税者全体の理解を得るにはちよつと難しいんじゃないかというのが率直なところです。

農家自体も、当初は個々の農家が赤字を全部埋めてもらえんと思って大変喜んで熱狂したけれども、いざやってみたら、それほどじゃなかったというのが農家の率直な感想だが、お金をもらえからこれはいい制度だ、こういう感覚であつて、なぜ農家だけが所得補償してもらえぬのだという商工関係者の声とか、そういうものに相変わらず全く応えるものになっていないということ、これも、本会議場で齋藤農林部長が指摘した、我が党の農政の考え方とは基本的な哲学の違いがある、こういうことだと思えます。

総括的に、農業者戸別所得補償制度に言わせてもらえば、そういうことでありますし、あらかじめ大きな質問の流れを御理解いただくために、多面的機能関係、民主党を初め野党共同で三本法律を出されておりますけれども、これも今から質問の中で明らかにしていきたいと思いますが、一言で言えば、ばらまきという感じがいたします。自分たちが、特に民主党について言えば、ま

あ、生活の党の皆さんは元民主党だったわけでありますから、与党であり、政権を担っていた当時をやっていたものより基準を緩めた法案を出してきているということ、本当に大きな問題であるというふうに思います。

質問に入りますが、まず聞かせていただきたいのは、民主党が三年余り政権を担ったにもかかわらず、この間に法案を一度も国会に提出しなかった理由をお尋ねいたします。

○大串(博)議員 お答え申し上げます。

法案を与野時代に出さず、野党時代になつてから提出している、無責任だという言葉をいただきましたが、心外でございます。

と申し上げますのは、戸別所得補償制度につきましては、御案内のように、政権交代が行われた二十一年度直後、まずはモデル事業ということで、二十二年度に米から始めさせていただきました。その結果をもとに、翌二十三年度から米以外に広げて本格的な実施を行ってきたところでございます。

その段階で、赤澤委員も御記憶とは思いますが、二十三年度予算を議論したときに、特例公債法の議論がございました。当時、私たちはこれを通すのに非常に苦労いたしました。三党合意というものを与野党で結ばせていただきました。三党の中には御党も入つていらつしやいます。

その中で、戸別所得補償制度については、一二年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討するということ、三党で合意した経緯がございます。この合意に基づいて、三党で話し合いを行い続けました。

一方で、私たちとしては、党内に、農林水産部門会議のもとに、戸別所得補償制度ワーキングチームを設けて、七回にわたり議論を行うなどして、法案の準備作業を行っていました。

一方で、先ほど申し上げた三党合意に基づく政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討する、この検討作業を一生懸命三党で行ってきたことはよく御記憶だろうというふうに思います。

その中で、残念ながら、三党で一生懸命真摯な検討を行ってきたけれども、相調わず、提出には至らなかったというのが事実関係でございます。この経緯はぜひ御留意いただきたいというふうに思います。

○赤澤委員 噴飯物の議論ですね、今の。本当に、党としてこれは謝罪しなきゃいけないぐらいのものですよ。

大串さんは全く事情を知らない。三党合意に基づいて検証しようという話になったけれども、あなたたちは、予算に反映することも検討するとうようなことを言っていないながら、十二月七日まで検証の結果を出さなかったんですよ。民主党が検証の結果を出してきただけは十二月七日ですよ。我々が皆さん催促したのに、十二月七日まで、自分たちの党の戸別所得補償制度の検証の結果を出さなかったんですよ。何を言っているんですか。

あなたたちが、予算に間に合わないタイミングまで、検証の結果に基づいて見直しを検討すると言ったのに、出さなかったんだ。今みたいなうそをついちゃだめだよ、本当に。政治家としての資質が問われるぞ、本当に。いいかげんにしろという話ですよ。

もう全く、本当に噴飯物の議論をされるから、これはちよつといきなり出だしから脱線してしまふんだけれども、三党協議は、落ちついていきます、三党合意は、あなたたちがまともな検証結果を出さなかったから、それで不調に終わったんですよ。これは当時、その場にいた郡司さんからみんな知っている話で、わびたんだよ、あなたたちの党の代表者は。

そういう経緯がありながら、真摯に協議をしてきたけれども調わなかったから出させませんでしたなんてことをよく言えたものだと思えます。ちよつと、余りに今の答弁はひど過ぎると思えます。

しかしながら、ちよつと時間もあるので、きょうは聞きたいことがいっぱいありますから、やれ

ばやるほどびびりがわかると思うので、先に進ませていただきたいと思います。

ちよつと今の件もあるのです……

○坂本委員長 赤澤君、ちよつと答弁があるそうですので。

○赤澤委員 いやいや、答弁は要りません。今のはもう、彼が言ったことに対して私は答えていいますから。質問者が質問してよろしいですかね。それで、次の問いに移ります。まともな答えはなかったということです。

そして、次の問いは、順番をちよつと変えさせていただきます。

野党が出している農地・水等共同活動促進事業について、北海道と都府県の支援単価を区分することを差別と批判する理由を教えてください。

○大串(博)議員 今回私たちが提案しました農地・水等共同活動促進事業に関しては、これまで、北海道と都府県の支援単価には差がございました。

これに関して、私たちとしては、もう一回見直しを行った上で、今回、配慮規定として、この差について、それをどのぐらい考えるべきなのかという点に関して、もう一度北海道にだけだけ支援が必要なのかということを真摯に考えようという点で配慮規定に書いたわけでございます。

この理由としては、確かに、北海道においてコスト等が低いのではないかと、北海道に非常に広い、あるいは、水路や植栽の整備に係る単価自体が、本当に面積が広ければそれだけ安いということが単純に言えるのかという点もございまして、一人当たりの作業量も当然に増大するのではないかと、こういった点もあり、耕作面積によつて差別することは適当ではないというふうなことを、配慮事項として位置づけることにしたという点でございます。

○赤澤委員 引き続き、本当におかしな議論であります。

そのことをちよつと話したいんですが、配った

資料の一番最後につけてあるものを見ていただきたいんですね。これは何かというと、三月二十六日の民主、生活、社民共同記者発表資料です。三つほどありますが、最初の丸の農地・水保全管理支払い関係ですね。目的のところを見ていただいて、「北海道に対する単価等の差別禁止」と書いてあるんですよ。政府と与党がやっていることについて、差別とまで言うからには、よほど何か根拠がなきゃ私はおかしいと思うんです。

我々は、合理的な根拠に基づいて、きちつとした調査を行った結果に基づいて、この北海道と都府県の単価の違いを出しているというのを、私が配付した二つ目の資料に基づいて政府参考人に説明してほしいと思います。これは政府がやった調査の関係でありますから、政府参考人に説明を求めます。簡潔にお願いします。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

農地・水保全管理支払いの支援単価につきましては、制度創設の前の平成十七年度に農林水産省が行いました全国約四百地区の実態調査の結果に基づきまして、地域共同による水路、農道等の施設の日常管理に要する活動量をもとに、地目別、地域別に設定しているものでございます。

この交付単価の設定に当たっては、北海道は、府県と比較して総じて農地の区画が大きく、単位面積当たりの水路や農道の延長が短いということから、単位面積当たりの共同活動量が小さいという点を踏まえまして、府県と区分して北海道の単価を設定したものでございます。

なお、多面的機能支払いにつきましても、同様の考え方、平成二十五年度に行った調査結果に基づいて交付単価の設定を行っているところでございまして。

○赤澤委員 お配りした資料の二ページですよ。この棒グラフにあるように、きちつとした調査をやった結果、北海道と都府県で明確に農地を維持するための基礎的保全活動の活動量に違いがある。この時間、例えば田であれば、府県二・六時間、北海道二時間というのに、一時間当たりの労

賃に当たるものを掛けてみて、そしてそれをベースとして計算をしたのが今の単価であります。だから、都府県と北海道は差がついている。

この調査についてまともな反論もなしに、先ほど、ただ北海道は面積が広いから、何か、単価に差をつけるのはやはり差別だというような、また大串さんのいかにげんな答弁がありましたけれども、これだけの調査に基づいてやっているんです。これに時間当たりの労賃を掛けて単価を算出しているんです、基本的に。

そういうことをきちつとやっているものに対して、極めて拙速に何かの目的で法案を出してきて、そしてそれを差別と呼ぶというのは、一体どういうことなんだということですね。ちゃんと調査をしているのか。これに対する反論がなければ、差別なんて言葉遣いはとても許されないし、こんな記者発表をしたことについて謝罪してください。

○大串(博)議員 お答えいたします。

この農地・水保全管理支払いに関する資料、これは私たちが理解するところであります。

一方で、私たちは、北海道の皆様からいろいろな議論も聞かせていただきました。ここに書かれている数字が全てをあらわしているのかといった点も、私たちは政策責任者として考えなければならぬと思います。

例えば、北海道の方々からいろいろな話を聞く中で、この農地・水保全管理を行う中で、実は、いろいろな、私たちが今理解している中で、それ以外のコストも生じているんだ。例えば、一定の場所から一定の場所に動くのも大変な距離を動かなければならぬ。あるいは、一つの活動区域、そしてもう一つの活動区域の間にある区域に関しても、何ら手を加えないでおいたまま農地・水保全管理の実態が上がるわけではないので、その部分に関して手を加えなければならぬ、こういった実態もございました。

こういった実態もあることを認識した上で、配慮事項として加えたわけでございます。

○赤澤委員 聞くにたえないですね。そういうことも含めて時間を計算して調査しているわけですから、それが全体としてこの調査結果になって、我々が単価設定しているの、今言ったようなことは、当然織り込み済みなんだと思います。

次の資料を見てください。これは赤澤事務所で作成してもらいました。

これを見てもらうと、北海道の水路、農道の百メートル当たりの交付額ですね、百メートル当たり府県の一・七倍ですというように、これを見る限り、私どもは合理的な理由があつて単価に差を設けているのであつて、しかも、実際、百メートル当たりは府県より多くお払いしているんです。

これをわざわざ、余り根拠もないようなことを、北海道の人から聞いた話と違って、ろくな調査もしないで、特定の人から聞いた話で制度をいじられたら、それはもうたまたまのものじゃありませんけれども、こういった状況がありながら、何か差別禁止とかいう非常に浮かれ騒いだような広報をやりながら制度をいじられると、どちらかといえば、むしろ、逆差別なんて言葉を使うと野党の方たちと同じ政治姿勢まで落ちていくような気がします。かえつて不公平にならないかということについて見解を求めたいと思います。これは政府にお願いをいたします。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、大分成熟をした北海道の農業とそれ以外の地域をその施策において同一に論ずることは、なかなか困難であるなと思います。

最近では、平成二十五年度に、全国から五百十八地区を抽出して、共同組織の活動状況を調査しております。それに基づきまして計算をしておるわけですが、特に北海道は、御指摘のとおり、農地の区画が大きく、単位面積当たりの水路、農道の延長が短いことから、単位面積当たりの共同活動量が府県と比較して小さいものになっております。

したがって、その交付単価を単位面積当たりの単価により設定するのであれば、全国一律の単価

とするのではなくて、共同活動量に応じた差を設けるのが妥当であろうと思います。

○赤澤委員 紳士の小里政務官でありますから、余り断定的な言葉は使われませんけれども、妥当な差を設けなければならぬということは、合理的な根拠があるということだと思います。

我々は調査の結果に基づいてそれをやっているものであって、これは繰り返させてもらいますけれども、北海道と都府県の単価を区分すること、あるいは、きょうはこは質問にしませんけれども、対象農用地を農振農用地に限ること、これは民主党政権下でまさにやっていたものなんですよ。

自分たちが政権の当時はやっていたことについて、政権当時は法案を出さず、私の記憶している限り、法案を出させてくれという話も三党協議の場で聞いたことはありませんよ。そういった状態でありながら、野党になった途端に、しかも今言った要件を緩めて法案を出してきている。北海道と都府県の単価をなくしましょう、あるいは対象農用地を農振農用地に限るのをやめましょう、もうばらまきの姿勢しか見られないんですよ。本当に無責任だと思います。

ということを描きさせていたでいて、次の質問に移りたいと思います。

次に、農業の有する多面的機能を副次的なものとして取り扱うとおっしゃっているわけですが、これも、これは、多面的機能の重要性を十分に理解していないんじゃないですか。私どもは、多面的機能を、非常に重要なもので、食料の安定供給、食料自給率の向上と並んで、二大政策目的の一つだと思っています。

御案内のとおり、こは農林水産委員会ですから先生方は見識があつて、農産物の供給機能に加えて、多面的機能には当然のことながら、レクリエーションとかコミュニティの維持とか、さらには福祉のような機能もあれば、環境保全あるいは教育、そして歴史的な文化、そういったものを守ったり、景観を形成したり、ありとあらゆる重

要な機能があります。貯水機能とかいったようなことも、防災といったことであるわけでありま

す。そういう極めて重要な多面的機能を副次的なものとして取り扱うとおっしゃっている理由は一体何なんですか。

○大串博議員 お答え申し上げます。

多面的機能は、おっしゃるとおり、極めて重要な機能であるし、政策目的、政策目標として私たちも大きな力を注いで追求しなければならぬというふうに思っています。その追求の仕方が、恐らく与党が提出されている案と私たちの案が違うということだと思います。

すなわち、私たちは、まず戸別所得補償制度をもつてして農家戸別の再生産を可能とする所得を確保することにより、営農を継続できるようにする。営農を継続できるようにすることによって、その営農活動の中で多面的機能も、もつて維持が図られるようにする、こういう考え方でございま

す。産業政策と地域政策を分けるという与党のお考えのようでございますけれども、それを截然と分けたときに、多面的機能を維持する地域政策を行うとして、そこに農家はいなかったというよう

なことがあつてはならない、こういう思いがありますので、営農を継続できるような形を維持し、守っていく、それは戸別所得補償制度をベースとして行っていく。それに加えて、多面的機能を

守っていくための集団に対する支援として、これらの多面的機能を守るための政策を付加してい

く、こういう考え方でございます。

○赤澤委員 考え方を述べられましたけれども、先ほどのこの資料を見てみてほしいんですね。

共同記者発表資料です。「北海道に対する単価等の差別禁止」というのの右側を見ていただいでいて、その上を見ると、副次的に多面的機能の発揮にも資するというところで、言うまでもなく、戸別所得補償も直接の目的は多面的機能ではないということでありまして、我々は多面的機能法案

というものをを出していますが、その対案であるはずのものは、副次的にしか多面的機能の発揮というものを目的にしているというところ。

これは、大串さんが極めて重要とかいろいろ言われましたけれども、自分たちが記者発表の中で、多面的機能の発揮に資するのは副次的だ、こ

う言っているわけですから、やはり何となく言行不一致というか、考え方がきちつと整理されてい

るのかなと思います。

我々は、きちつと多面的機能の発揮ということについて正面から取り上げて政策を進めていき

たいと思います。(発言する者あり)いやいや、不規則発言が多いけれども、広報ですよ、これは記者

発表資料ですよ。国民はこれを見るんですよ。

ちよつと言いたくはないけれども、あなたたちは、選挙前に戸別所得補償制度について、白葉の

イラストが描いてあるピラを配つて、農業を続け

たいなら民主党とやった、前科のある人たちです

よ。野葉なんかについて所得補償を検討したこと

は民主党は一回もいはずですよ。なのに、ピラ

には白葉が出てくる。

そういうようなことをやってきて、またここで

差別とか、何か広報のやり方が本当におかしいと

いうことは、我々、野党時代から一貫して言わ

せてもらっていますから、そこはきちつと受けとめ

てやっていただきたいと思っています。

そして、次に質問をさせていただきたいのは、

では、今度は、戸別所得補償の方に行きたいん

です。

これについては盛んに、今、野党の方で、自民

党の日本の直接支払い、この名称がどうだこ

うだという議論があります。ただ、名称につ

いて問題のある政策を出されたのは、私は本家

は、もう言うまでもなく民主党だと思ってい

ます。

農業者戸別所得補償制度ですね。これは何が起

きたか。まちまちの思いで地元で説明されたか

ら、農家は、個々の農家が赤字を補填されると相

な農家に聞いても、いざ制度が行われると、全国一律単価だ、必ずしもうちの赤字は埋まらぬ、期待を裏切られたと。熱狂的に支持したけれども、熱狂はちよつとさめたところがあります。

名称の問題を議論するんだつたら、戸別所得補償といながら、全国一律単価、戸別の農家ごと

の所得を補償する仕組みでないという、この名称に偽りありの方がよっぽど問題ではありませ

んか。

○玉木議員 赤澤先生にお答えをいたします。

戸別所得補償の名称についてでありますけれども、確かに、戸別という名前、私も、与党時代に

実は予算委員会でも自身指摘をいたしましたけれども、個々の農家の、戸別の赤字を補填するとい

うふうに誤解を与える面があることについては、

当時から、名称はむしろ変更した方がいんじゃないかということを提案させていただいており

ました。

ただ、当時、党内あるいは政府の中で整理をし

た一つの考え方は、戸別にそれぞれ直接交付金が

口座に支払われるということでこは整理をする

し、広くそういった名称が認知をされているとい

うことで、このまま制度の名称として継続をし

うということになった経緯があると承知をして

ります。

ただ、いづれにしても、個々の農家を補償する

ということについて誤解を与えているというよう

な点がまだあるとすれば、そういった点について

は改めていく必要があると思ひますし、そもそも

制度が目指した趣旨をしつかりと理解、説明をし

ていく、このことが必要だと思ひますし、きょう

のような審議を通じて、そういった理解を深めて

いくことが必要だといふふうに思っております。

○赤澤委員 玉木議員の答弁で、確かに私も覚えて

います。玉木議員とは、比較的、質問するた

びに何か一緒に御縁があつて、T P Pの質問を

しようが、戸別所得補償の質問をしようが、常

に何か相前後して質問をしますので、彼がそれ

を言っていたのはわかるんですよ。

ただ、いかにも苦しいでしょう。だって、今回、あなたは法案提出者なんだから。法案提出者が自分は名前を変えた方がいいと個人的には思っていると言いながら、変わっていないものが出てくるというところに、私は民主党の問題があるんじゃないかと。非常に難しいな、きちつと議論がかみ合わないというのが率直なところ。今の答弁は極めて苦しかったという事は、聞いておられる方、皆さんわかるだろうと思います。なぜ自分でもおかしいと思う点についてきちつと整理をされないだろうかということでもあります。それから、次にお伺いをしたいのは、生産調整目標を達成したら十アール当たり一・五万円を交付するという米の所得補償を、我々は過大なメリット措置だと思っています。

コスト割れがあるということを認識しているからやっておられると言っている以上、この戸別所得補償に手を挙げない限り、農家はコスト割れです。それから、これも本会議場で民主党が展開された議論で、選択的な減反とか、選択的な生産調整ですか、とにかく減反を廃止したのは自分たちが本家本元だというようなことをおっしゃっていますけれども、効果としては、コスト割れの農家、生産調整に手を挙げない限り、十アール当たり一・五万円ももらえない、これはもう事実上生産調整を維持しているのに等しくないかと私は思います。それぐらいの過大なメリット措置ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○玉木議員 まず、一万五千円の根拠でありますけれども、これは標準的な生産費と標準的な販売価格の差を全国一律の水準の中で埋めていこうということでもあります。ちなみに、標準的な生産費は、当時、六十キロ一万三千七百円、標準的な販売価格はそれを下回る六十キロ一万二千円ということで、恒常的なコスト割れ部分が六十キロ当たり約千七百円あるという前提で計算をし、それを十アール当たりに換算して約一万五千円ということとで計算をしたものであります。

これは、もちろん、このことによつて、既にコ

スト割れが生じていないところにも交付をされる。一方で、この一万五千円を、交付を受けてもなおコスト割れが継続をするというようなところがあるのも事実でありますけれども、これは、逆に言えば、大規模にしていけばいくほど交付を受けるメリットが出ていくということで、構造改革を促していくような、そういういったインセンティブも制度に入っているということで、構造改革にも資する制度だというふうに認識をしております。

○赤澤委員 では、今の玉木議員の答弁を聞いて、ちよつとまた質問の順番を変えます。

構造改革に資すると言ったけれども、本当でしようか。というのは、民主党政権が登場される前は自公政権だったわけですから。そのときと比べると、明らかに規模の小さい農家に手厚くなっているんです。そのことの数字を一つ挙げますが、これは野党時代に、予算委員会では、私はパネルを持ってあれしたので、玉木議員は恐らく覚えておられると思います。私が言いたいことはもうわかっているんだらうと思います。

二ヘクタール以上の一割の農家に交付金の六割が支払われていると言いますが、その一方で、その棒グラフの反対側の方を見れば、二ヘクタール未満の農家に交付金の四割、額にすると六百億円、これが支払われています。自民党、自公政権当時には、二ヘクタール未満の農家に払っていたものは一割前後、あるいはそれより少なかったぐらいだと私は記憶をしています。そういう自公政権の農政の後で、民主党が出てきて、民主党政権になって、二ヘクタール未満の農家に四割、六百億を支払うようになって、それで構造改革が進むと言われている、それは明らかに逆行しますよということが一つあります。

その点を含めて、民主党は、米の所得補償を全国一律単価、静かな構造改革というけれども、私どもは、それはとても期待外れなことだろうと思います。

実際にお配りした資料の中で、民主党の問題点

ということを書きましたけれども、その中の構造改革関連のところ、私は、少なくともその、全ての販売農家を対象とするのはばらまき、全ての販売農家を対象としたことで零細農家の農地の集約が阻害される、担い手が集約したものが貸し剥がされる、集落営農から脱退が発生する、どれも現に生じていると認識をしています。

そういったことを考えれば、静かな構造改革、本当ですかと、玉木議員にもう一回お尋ねをいたします。

○玉木議員 赤澤議員から大変重要な質問をいただきました。ここが、実は我が党あるいは我々の出している法案と政府・与党案が一番異なる点とだと思います。

まず、二ヘクタール未満の農家に払う六百億については、我々は無駄だと思っております。二つ理由はあります。

一つは、我々は産業政策と地域政策を必ずしも明確に峻別して、それを政策体系の中に分けて入れるということをしておりません。いわば米のゲタの部分と名づけてもいいかもしれませんが、これも、この固定払いの部分については、それをもって、水田を水田として維持する機能もその中にあると思っております。

ですから、小さな面積の農家であってもあるいは農地であっても、この交付を受けることによつて、その交付がなかりせば営農継続でできなかったところが一つでも多く残っていくとすれば、これは、今後構造改革を進めていくということは、ユニットである農地を集めていく作業です、一つのユニットが今高齢化やいろいろな理由の中で死んでしまふと、死んだ細胞を幾ら集めても健康な肉体はできません。ですから、今の状況の中で一つ一つの農地をまきつちりと維持していこう。

その意味では、この感覚は、御党あるいは政府が出されておられる日本型直接支払いの感覚と、その意図を、我々はこの米の直接支払いの岩盤部分で一定程度実現しようというのが一つの趣旨で

あります。

もう一つは、こういった静かな改革を進めていくに当たって、どういったイメージかというと、我々が一番問題にしたのは、構造改革は当然必要です。ただ、生産性の向上、つまり、コストダウンのスピードを超えて、あるいはそれを先行して米価が下落することを招いてしまふとか、その意図する構造改革が進まないのではないかと。

つまり、緩やかに、特に二ヘクタール未満の農家を収益の出る二ヘクタール以上に振り向けていくことによつて、徐々に生産コストを下げて、生産コストが下がりますから、販売価格との埋めるべきギャップもだんだん少なくなつてまいります。そうすると、交付単価は、今一万五千円ですけれども、これが将来的には一万円あるいは七千五百円、五千円と下がっていく。そうすると、生産調整に入っていくメリット自体がだんだん薄れてきて、生産調整の中でしか生きていけない人はだんだん減つていて、いわゆる生産調整によらなくともいい農家の数がふえていく。そのことによつて、緩やかに構造改革を促していく、そういう法的な、あるいは政策的な目的であります。

○赤澤委員 承りましたが、私からすると、基本的な哲学の違いということは指摘したとおりあります。ちよつと危機意識が足らぬだろうと思えます。今のお話で本当に物が動いていくと考えられるほど、農業の構造を見ていくと、非常に問題が大きい、待ったなしであるということを指摘せざるを得ないと思えます。

言うまでもなく、主食用米の需要というのは、毎年八・四万トンですか、一％以上減っているという事です。十年たてば一割以上需要がなくなつちやうなところで価格を維持するというのは容易なことではありません。そこで、十アール一・五万円というような過大なメリット措置をつけてやつていけば、これはもう価格の維持は極めて難しいことだ、あるいは財政負担が膨大に膨らんでいくということになりかねないと思えます。

我が党について言えば、そういうことなので、主食用米については、メリット措置を減らして、補助金によつて、今は日本の家畜が米を飼料として食べていまして、そちらの方を生産することで米農家には所得を上げてもらう。農家の所得も維持され、今休ませて田んぼにも飼料用米等が埋まり、水田はほぼ稲で埋まって、そして食料自給率の向上にも資するという事を考えています。

急いでやらなきゃいけないと思うものでありますので、相当なドライブをかけるという意味では、危機意識を持って、我が党がやろうとしていることにぜひ御理解を賜つて、協力者になっていただきたいものだなというふうに思います。

いずれ、御指摘してきたことは、過大なメリット措置あるいはばらまきではないかということなんです、その並びでもう一つ聞きます。

民主党法案の収入減少緩和交付金、品目的相殺がありません。これは何ですか。経営全体で収入増となつても、作物ごとに収入減があれば支払われることになっております。これは農家は喜ぶと思います。

ただ、我々の党がいつも議論していることは、納税者全体の理解が得られないとその制度は維持できないということですよ。必ず、おかしいと指摘を受けて、最後は削つていかざるを得なくなるということですよ。納税者の理解を本当に得られませんか。その点も含めて、お尋ねをいたします。

○玉木議員 お答えいたします。

その点は、まさに、我々党内で議論したときに、大きな論点となつた一つであります。先ほど大串委員からも話がありましたけれども、党内に戸別所得補償制度ワーキングチームを設けまして、七回にわたつてこの法案の、我々の案の議論をしたときの大きなテーマの一つがその点でありました。

全部合算して、その合算した所得が下がったときだけ補償するというのも、これは一つの考えだと思ひますし、おっしゃるとおり、納税者の理解

は得やすいと思ひますけれども、ただ、我々は、農家にとつて、わかりやすくシンプルで、そしてメリットがある制度にしようということで、品目ごとの価格の変化あるいは所得の変化を見ることが農家にとつてわかりやすいということ、そういう制度にしました。

例えば、麦は下がりましたが、ほかのものが上がったら、そもそも全体で合算すると、もらえるのともえられないのか、全て締めてしまつて農家にとつては交付が受けられるかどうかかわらないというのでは、農家にとつても極めて不安です。作物によつては作付の時期も年間を通じて違いますので、一体、いつの時点で締めて全体の所得を把握するのか、そういったことも難しいのではないかと議論の中で、個別に見ていくという結論に至つたものであります。

○赤澤委員 販売農家であれば全て戸別所得補償の対象にするとか、とにかくわかりやすくお金をばらまくという感じに私には聞こえます。

少なくとも、納税者の理解を得ようと思へば、今みたいな説明はあるんですが、確かに、手続的にいろいろ工夫をして、農家がもらえるのともえられないのか、そういったようなことを少しでも早くわかるようにする、あるいは実際に支払いを断る、そういったようなことは行政の努力として不届にも、経営全体で収入増となつても、作物ごとに収入減があれば支払うぞというような制度は、私はやはり納税者の理解は得られないだろうというふうに思ひます。

そういう意味で、やはりこも哲学の違いというのか、農家を喜ばせるだけでいいのということには農政はならないのだというふうに私は思ひます。税金の使い道を全国民にきちつと理解してもらえようように説明して、初めて責任ある公党の政策だろうと私は思ひます。

最後に、多面的機能を維持する法案まで提出しています。全農家を対象にした戸別所得補償制度も、そのまま維持するとしています。予算関連

の、野党法案ですから、当然これは幾らかかるかが提出されていますが、全部合計すると幾らですか。

○大串(博)議員 お答えします。

先ほど、財源に関する議論がございました。ふるさと維持三法案は、現在予算措置で行われている三つの直接支払制度、これを基本的には踏襲して法制化したものでございます。一方で、戸別所得補償政策は、私たち政権のときに、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を厳密に守つた上で、農林水産省予算の組み替えの中で財源を捻出してきたものでございます。

よつて、これらの政策に必要な財源も、現在の予算額と大きく異ならないというふうに考えておりますが、まず農地・水等共同活動の促進に関する法律に関しては、必要な経費は平年度三百二十億円の見込みです。中山間につきましては、平年度約三百四十億円の見込みです。環境保全につきましては、平年度約五十億円の見込みです。農業者戸別所得補償制度につきましては、七千六百億円の見込みでございます。

以上です。

○赤澤委員 それぐらい頭に入れておいてほしいと思うんですが、合計すれば八千三百十億円でありまして、この財源は一体どこから出てくるんだと。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則と胸を張られました。それは胸を張る話じゃないですよ。民主党政権当時、土地改良事業を切りまくつて、米の所得補償だつたから、米をつくつてるところはそれでもほかに来るものがあつたけれども、米作中心でないような、例えば北海道、九州、そういう農家は、ただ予算を削られて、かんがいの施設が何年後かに来ると思つたら、もう当分来なくなつた、十年かかるみたいなことで、本当に怨嗟の声が上がつたんです。

最後に、これは指摘にとどめますけれども、財源をペイ・アズ・ユー・ゴーで確保したと言ひながら、あなたたちはできなかったんですよ。無駄

を省けば財源は幾らでもあると、今でもみんな覚えていますよ、できなかったんだから。それについて、ペイ・アズ・ユー・ゴーで胸を張つて、切つたものの成果は、結局、農業の生産性の向上を非常に害したというのが我々の認識です。

なので、これは最後、もう質問時間が終わりましたので、まとめますけれども、戸別所得補償制度については、先ほど玉木議員も一部名称などで認めました。政権当時に指摘した問題点そのままの、構造改革に逆行するばらまきであります。納税者の理解が得られない。基本的な哲学の違いという以上に、政策としてなっていないんじゃないかと私は思ひますし、多面的機能の方も、北海道の差別禁止とか、とんでもない、合理的な理由のない、どういふ目的でやっているのかわからないようなものが含まれております。そういったものを、野党になつた途端、要件を緩めて出してくるのは本当に無責任だということを指摘して、我が党の政策を自信を持って進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○坂本委員長 次に、樋口尚也君。

○樋口委員 おはようございます。公明党の樋口尚也でございます。

初めに、今回の法案に先立ちまして、国家戦略特区について、一つだけ大臣にお伺いをしたいと思ひます。

成長戦略のかなめである国家戦略特区、三月二十八日に六カ所、六地域を指定されましたが、御承知のとおり、そのうち二カ所、二地域については農業ということでございます。

一つは、私の地元であります、兵庫県の養父市につきましては、朝倉サンショウや藤大根が有名でありまして、過疎の農村が生き残るモデルというところで、関西でも非常に注目を集めております。

この養父市が入つたこと、また新潟県の新潟市が入つたこと、この二つの指定があつたことにつきまして、大臣に御所見をいただきたいと思ひま

す。

○林国務大臣 二十八日の金曜日でありましたが、国家戦略特別区域諮問会議が開催されましたが、農業関係で、今お話があったように、国家戦略特区ワーキンググループによる自治体ヒアリング結果を踏まえて、新潟市と兵庫県の養父市、二地域が決定をされたところであります。新潟については大規模な農業の展開、養父市については中山間地における展開ということで、農地流動化を強力に推し進める突破口となることが期待された結果、こういう決定がされた、こういうふう聞いております。

特区については、農業関係では四つの特例を措置しておりますが、これらを通じて国家戦略特区の取り組みの推進に協力するとともに、特区になつたからといって、ほかの政策の適用はないわけではございません。したがって、農林水産業・地域の活力創造プランを昨年決めさせていただきましたが、これに基づく取り組みもあわせて実行していくことで、各地域の取り組みを強力にバックアップしてまいりたい、こういうふうにしております。

○樋口委員 成長戦略の一丁目一番地である国家戦略特区でございますので、六個のうち二つ入ったということについて、非常にうれしく思いましたし、これからしっかりこれをフォローアップしていくことが大事だなというふうにまず思いました。

続きまして、今回提出の法案、内閣提出法案二案についてお伺いをしたいと思います。

まず、担い手経営安定法改正についてお伺いをいたします。

一つ目には、本法案ですけれども、交付金の対象者は認定農業者、集落営農、認定就農者というふうになりますけれども、施策の対象とならない農業者について、今後、政策上どのように位置づけて、どのように対処をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○奥原政府参考人 今般の経営所得安定対策の見

直しにおきましては、対象農業者につきまして、認定農業者それから集落営農に加えて、認定を受けた新規就農者も対象に加えております。それから、面積の規模要件は設けないということにしておりまして、意欲のある地域の多様な担い手の方々を制度の対象にするということを考えているところでございます。

一方で、担い手以外の農業者の方々につきましては、経営所得安定対策の対象にはなりませんけれども、今後とも営農を続けていただいで、例えば、自家消費用の農産物をつくっていただく、あるいは直売所に出していただく、こういったことも当然あり得ますし、さらには、農地中間管理機構を活用していただく、担い手への農地の集積、集約を進めていただく、あるいは、日本型直接支払制度を活用して、農業の多面的な機能の維持発揮のための地域活動に参加をしていただく、こういった形で地域農業の発展に貢献をしていただきたいというふうに考えております。

このように、意欲と能力のある農業者の方々が創意工夫をもつて経営を進展させることができるようにするという意味での農業の成長産業化に向けた産業政策と、それから農業、農村の持っている多面的機能の発揮を図る地域政策を明確に分けて、それぞれの目的に応じた政策体系を整えた上で、車の両輪として進めていきたいというふうに考えております。

○樋口委員 加えて、現在対象とならない農業者であっても、今お話がありましたように、意欲がある方、また能力がある方については、幅広く今後の認定農業者や集落営農に移行するようにすべきだというふうに思います。この認定に当たっては、現場の実態を踏まえた運用に配慮すべきであります。

特に、集落営農については法人化に時間がかかるなどという課題が指摘をされておりますが、これについて要件を見直すことも考えることが必要かと思っております。いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 集落営農の関係でございま

す。

地域によりましては、大規模な家族経営ですとかあるいは法人経営といった、核となる担い手の方々が存在しないといった地域もございます。こういった地域におきまして地域農業を進展させていくためには、集落営農を組織化し、さらに法人化をしていくということが非常に重要だというふうに考えております。

このために、任意組織の集落営農につきましても今回の経営所得安定対策の対象にしているわけですが、従来は、この対策の対象にしていること、それから対象作物の共同販売経理を行っていること、さらには法人化計画をきちんと作成していること、こういった要件を満たすもののみが対象になるということにできたところがございます。

ただ、現場の方の状況を見ますと、経営を進展させるためには法人化していくことは必要だというふうに考えておりますけれども、地域の事情もいろいろございまして、計画をつくれれば法人化が当然できるというものでもございません。そういった観点で、今度の対策の対象にするために集落営農につきましては、この要件を見直していきたいというふうに考えております。

具体的には、従来からありました、組織の規約をつくっていただくということ、それから対象作物の共同販売経理を実施していただく、この二つの要件はきちんとやっていただく必要があるというふうに思っておりますが、特に、集落営農の法人化につきましては、市町村の指導力等を信頼するということもございまして、市町村がその集落営農が将来法人化していくことが確実であるという判断をすれば、それで対象にするというふうに考えております。

○樋口委員 見直しについて、よくわかりました。

続きまして、今後、農業者として、農産物の生産だけでなく、もちろん加工、販売への取り組み

も重要になってくるわけでありまして。また、規模の拡大や多角化に応じて農業経営を適切に管理運営するためには、簿記帳を基礎とする計数管理はもちろん、運転資金を含めた財務管理、また雇用者に対する労務管理などが不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、農業の担い手も、経営者としての資質や能力がこれまで以上に求められる時代になつたというわけでありまして。産業としての農業確立に向けて、農業者みずからの経営改善の取り組みを助長するような支援策も考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 先生御指摘のとおりだと思います。

農業経営を進展させていくということを考えますと、やはり生産面でのコストダウンといったことだけではなくて、加工ですとか販売、こういった六次産業化に取り組んでいただいで付加価値を高める、こういうことが非常に重要でございいます。

それから、経営の基礎であります財務管理あるいは労務管理、これをしっかりとやるということも必要不可欠でございいます。

さらに、本格的な経営体制を整えていくということを考えますと、経営の法人化を図っていく、これは、家族経営を法人化する、あるいは集落営農を法人化することがありますが、これも重要でございいます。

法人化を図ることで、役員の権限が明確になつて機動的な経営判断ができるようになる、あるいは、雇用保険、労災保険といった福利厚生が整いますので、雇用の安定ですとか労働環境の改善を図ることができる、あるいは社会的な信頼も得られる、こういったメリットがあるというふうに思っております。

そういう意味で、経営体制の強化ですとか法人化に向けて、融資なり税制、あるいは法人経営に必要な労務や財務管理についてのいろいろな研修事業の支援をする、あるいは集落営農の法人

化のための助成をする、こういったことをさらに進めていきたいというふうに考えてございます。それから、もう一点いただきましたが、農業者みずからが経営者としての資質を向上させていく、これが非常に重要なことでございます。経営者としての意識、経営マインドをきちんと持っていていただく経営をするということが非常に重要でございいます。

このために、農林省の方では、農家の方々が自分の経営改善に取り組むためのツールといたしまして、経営改善のためのチェックリストから成ります経営指標をつくって公表しております、これに基づいて農家の方に自己点検をしていただいているところでございます。

例えば、販売に関しまして、複数の販路を比較検討して販売先を決めているかどうかとか、あるいは、生産資材に関しましては、複数の取引先の価格を比較検討して調達先を決めているかどうかとか、こういったことをチェックする仕組みになっております。

こういった指標の活用によりまして、経営らしい経営を育成して、さらに発展していけるように指導していきたいと考えております。

○樋口委員 次に、政府は、新規就農や企業参入の促進など、担い手の確保には大変力を入れていらっしゃると思いますが、担い手の育成について、新たな取り組みがなかなか見受けられないというふうに感じるところであります。

この担い手の育成について、もっと積極的に取り組むべきだと思いますけれども、いかがででしょうか。

○林国務大臣 農業の発展のために、農業構造を、やはり効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担うようにしていく、これが大事だというふうに思っております。

したがって、新規就農、企業参入に加えて、既存の農業者が経営改善をする、複数の個人経営が法人化をする、それから集落営農が組織をされ、さらに法人化をする、こういうことを進めていく

必要がある、こういうふうを考えております。したがって、こういう対象者に対して、農地中間管理機構を活用して農地の集積、集約化をする。

それから、スーパー資金というのが公庫融資でございいますが、これは低利融資を、法人への貸付限度額を個人より高く設定しております。個人は三億円、複数部門をやっている方は六億円ですが、法人は十億円にしております。それから、常時従事者数に応じて二十億円まで上がるようになっております。

それからもう一つ、農業経営基盤強化準備金制度によりまして税制上の優遇措置ということがございます。

さらに、アグリビジネス投資育成会社による出資が法人に対しては行われるということ。

そして、複数の個人経営の法人化、集落営農の組織化、法人化への支援、こういうものも事業としてやっておるということで、こういうものを積極的に推進しておるところでございいます。

○樋口委員 続きまして、いわゆるゲタ対策について伺います。

諸外国との生産条件格差を補うこのゲタ対策、過去の耕作実績と数量払いを併用する制度から、数量払いを基本とする制度に変更されるわけであります。

このゲタ対策の交付基準を変更する理由と、ゲタ対策の交付基準を変更した場合に生産現場にどのような影響があると思われるか、お答えをください。

○奥原政府参考人 いわゆるゲタ対策の関係でございます。

平成十九年度から実施をされた生産条件不利補正交付金、ゲタ対策でございますが、これにつきましては、過去の一定期間の生産実績、実際には平成十六年から十八年産の平均の面積をとっておりまして、この過去の実績に基づく面積支払い、これが七割、それから、毎年の生産量、品質に基づく成績支払い、これが三割という組み

合わせて当時はやってきたわけでございます。

過去の一定期間の生産面積に基づく面積支払いにつきましては、過去の生産実績がない農業の方ですとか、あるいは従来よりも規模を拡大して麦、大豆等を生産するという方には、その分について支払いが行われない、こういうことになりました。当時は、別途予算措置で、新たに始められる方、拡大する方についての予算をとっている、こういった状況もございました。それから、過去実績の方式ですと、生産の拡大に向けたインセンティブが十分働かない、こういった問題もございました。

このために、今回の法改正におきましては、生産拡大に向けたインセンティブがきちんと働くようにということで、当年産の数量払い、これを基本にして、面積払いについては収穫前に内金として払う、こういう方式に変更することになっているところでございます。

これが現場に与える影響でございしますが、数量払いを基本とした仕組みにつきましては、既に二十三年度より予算措置ではそういう形で実施をしているということでございますので、現場で特に混乱は生じないものというふうに考えております。

○樋口委員 続きまして、WTO農業交渉の補助金に関する議論の中で、今般の制度変更をどのように整理しているのか、政府の見解を教えてください。

○林国務大臣 国内補助金のWTOルールでございしますが、緑の政策、青の政策、黄の政策、デミニミスに分けて通報することになっておりまして、黄の政策については約束水準の範囲内におさめる必要があるわけでございます。

国内補助金のWTOルール上の位置づけについては、政府としてWTOに通報を行う際に正式に決まるということでございますので、本対策のWTOルールにおける位置づけについては今後検討していくこととなりますが、いかなる区分の政策に位置づけたとしても、平成二十四年の我が国に

おける黄の政策、削減対象とされる施策の合計額は六千億であります。これに対して、現行のWTOルールで許容されている水準、約束水準とありまして、これは四兆円でございますので、まだ相当の余裕があるということで、現行のWTO農業協定との整合性は確保し得るもの、こういうふう考えております。

○樋口委員 ありがとうございます。

続いて、多面的機能発揮促進法案について伺いをしたいと思います。

多面的機能支払いについて、交付金の交付状況の点検及び効果の評価などを行う中立的な第三者機関を設置すべきではないかと思いますが、お答えをお願いします。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

多面的機能につきましては、広く国民がその利益を享受しているものでありまして、地域の共同活動などを支援することは、その発揮の促進につながるものでございます。

こういった観点から、日本型直接支払いによる取り組みの推進に当たりましては、広く国民の理解を得ながら施策を実施していく必要があると考えております。

このため、日本型直接支払いにつきましては、交付金の交付が計画的、効果的に実施されるように、交付状況の点検及び効果の評価を行うこととしておりまして、これに当たりましては、第三者機関を設置して、その助言、指導をいただきながら進めることとしていただいております。

○樋口委員 続きまして、この多面的機能発揮促進法案には、大きく分けて三つの取り組みがございます。

このうち、中山間地域等直接支払いは、これまで通算十五年実施されてきましたが、今回これを法律に位置づけることとなります。これまでの取り組みをどのように評価されているのか。

また、あわせて、従来のように予算措置で実施し、実施状況を評価する方が実効性が確保されるという声も聞かれますけれども、法制化する必要

昨年末に政府・与党でそれぞれ議論を行い、五年後をめどに、行政が生産数量目標を配分せず、生産者等が必要に応じた生産を行える状況とする

この五年後を目標という時期的イメージをみんなが共有して、こうした状況になるように、行政、生産者団体、現場が一体となって、毎年定着状況を見ながら、需要に応じてしっかりと進めて

でも難しいという状況にございますので、きよ

立しているものではございませんで、それぞれの交渉の中で決められているものでございます。ちなみに、今まで日本が締結したEPAを通じて、除外あるいは再協議という言葉の統一的な定義があるわけではございません。

その上で、例えば日本とマレーシアのEPAにおける例を申し上げれば、関税の撤廃、引き下げに関する約束などの対象から除外される区分の品

の条件の改善などについて改めて再交渉する区分の品目などが規定されております。

ただし、これは日本とマレーシアのEPAにおける規定ぶりでございます。先ほど申し上げましたとおり、それぞれのEPAにおいて規定ぶりは異なり、統一的な定義があるわけではございません。

○大串(博)委員 統一的な定義を聞いているわけじゃないんです。よく質問を聞いてください。過去の実績を聞いているんです。これはレク的时候にも申し上げました。

過去の貿易交渉の中で、除外、再協議となったもの、これは、その定義からすると、関税率が全く下がない、変わらないという結果になったもののみが除外及び再協議となつていくというふうな理解ですが、除外、再協議という名前がつきながら関税率が下がったといった結果になったことが過去あったのかという事実関係をお尋ねしているの、事実関係をお答えください。

○正木政府参考人 お答えいたします。

大変恐縮でございますが、除外あるいは再協議という名前の定義が確立した形で過去のEPAにあるわけではございません。

私は先ほどマレーシアの例を申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、例えば、マレーシアとのEPAでは、関税の撤廃または引き下げ及び合意された年などの再交渉の対象から除外されるというカテゴリがございますし、またメキシコとのEPAでは、関税の撤廃または引き下げの対象から除外されるものというカテゴリはございますが、除外あるいは再協議ということではございませんので、そういう意味で、御質問については、今申し上げた以上のお答えはできないということでございます。

○大串(博)委員 質問レクのとときに同じ質問をしました。

質問レクのとときの回答は、これまで、除外、再協議という言葉で、日本政府が使っている言葉をもつてあらわした結果については、関税が下

がったものはないという説明でありました。私は念を押しますと、それは答弁のときもそういうふうな言いすねということをお願いしました。そうですということでした。さらに念を押しまして、もう一回役所に持って帰って検討してください、それで、もし答えが違ふようであれば事前に言ってください、結果をこの質問の事前に教えてくださいということをお願いしておきました。その答えに際しても、自分が言ったことに關しては間違ひございません、除外、再協議の過去の例で、関税が下がった例は一つもない、こういうふうな答弁になりますという答えをいただいたので、それをもとに私はきょう質問を構築し、ここに至っております。

これが崩れるとなると、国会の質問は成り立ちません。今、外務省の皆さんの答えがそこしている理由を説明してください。そうじゃなければ、私は質問を続行することができません。

○正木政府参考人 たびたび恐縮でございます。

先ほど申し上げましたことを繰り返させていただきます。除外、再協議の定義を確立したものはございませんというのを申し上げました。(大串(博)委員)いや、だから、そのことを問うているんじゃないんです。なぜ違うかと呼ぶ)はい。それで、先ほどのレクのやりとりのことも踏まえて、今までの、例えば関税の撤廃、引き下げに關する約束等の対象から除外される区分の品目というものは、マレーシアとの間に規定もございまして、除外される区分の品目というのは協定ごとにより異なります。

ただ、私どもがレクのとときに御説明申し上げましたのは、今までの、そういった除外される区分の品目というふうな規定されているものの中からは、関税の撤廃、引き下げ、あるいは再交渉するということ以外のものはないという趣旨で御説明したと思っております。もし誤解があれば、大変申しわけございませんでした。

○大串(博)委員 私が聞いた答えもそういうこと

除外というふうな区分されたものの、Xとかそういうふうな記号を通じて表記されるようでございます。これは、関税が変わっていない。再協議、これは例えばR、リネゴシエーションですね、こういった区分で表記されることが多いそうです。これも、再協議ですから、関税が変わることがない。これがこれまでの過去の例だそうでございます。

それを前提に大臣にお尋ねしますけれども、大臣、昨日、前もそうですけれども、再協議、除外という我々の決議の内容に關しては院が解釈権を持つことというふうにおっしゃっていますけれども、さはさりながら、私はそれはちよつと論理的におかしいと思うんです。

というのは、大臣は、踏まえろというふうにおっしゃっています。踏まえろというふうにおっしゃっているからには、何がしかの対象物を理解した上で、何を踏まえているのか御自分で理解された上で、踏まえろというふうにおっしゃっているんだろというふうな思います。内容に關しては院が最終的な解釈権を持つというものは、それはそうかもしれない。すなわち、政府がとつた行動に對して、それが決議に合っているかどうかというのを最終的に物を言うのは院の権能かもしれないけれども、大臣の理解として、踏まえろというふうにおっしゃったとき、除外、再協議の対象とすること、これはどういふことなのかというのを確認したいと思うんです。

しかも、そのときには、今、外務省から答弁があったように、過去の例は、除外、再協議に關しては全て関税が変わっていない、こういう過去の事例があります。これを踏まえると、自然に考えれば、重要品目に關しては除外、再協議というふうにお書かれている以上、それを踏まえるというふうにおっしゃっている以上、これらの品目に關しては、交渉の結果、関税が変わらないということにならないとおかしなことになるのではないかと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 今、外務省と委員がやりとりをして

ていたでいて、過去の事例はそういうことであったということでございますので、そういう事実関係も含めて、農林水産委員会こういう決議をされておられるということが今よくわかつたわけでございます。それは我々は、当然、交渉をやる身として頭に入れておかなければいけない過去の事例だ、こういうふうな思います。

そういうものもろのものを踏まえてこの決議ができておられるということ踏まえて、この決議全体として受けて、これを踏まえて交渉しなければならぬ、こういうふうな思っております。

○大串(博)委員 そのとおりです。私たち院において、過去の事例なんかもしつかり踏まえながらこの決議を起案して決めてきたという経緯がございます。それを踏まえていただくとすると、この除外、再協議、過去の例をしつかり踏まえていただく必要があります。

となるとすると、今報道等々で言われております、例えば日豪EPAに關して、牛肉に關して三八・五%の関税が二〇%台に下がつてしまふのではないかな等々の報道もあります。交渉の身を教えてくださることは申し上げます。先ほど大臣が踏まえろというふうにおっしゃったことに照らせば、牛肉に關して関税が三八・五から二〇に下がつてしまふことは、除外、再協議の対象とすることを踏まえたという結論にはならないのではないかとこのように思いますけれども、大臣の御所見をお願いします。

○林国務大臣 まさに決議には、「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となつて全力を挙げて交渉すること。」と明記をされております。今やりとりをしていただいたように、除外、再協議ということとは、過去にそういう意味で使われていたということも事実としてあるわけでございます。

したがって、そういうことも踏まえながら、いただいた決議、この文書をきちつと踏まえてしつ

かりと対応していきたい、こういうふうに思っております。

○大串(博)委員 ぜひよろしく願います。

過去の事例はそうです。過去の事例がそうであるということを踏まえて、この決議を踏まええるというふうに今御発言がありました。であるとする、今回の日豪EPAあるいはTPP交渉、導き出される結果はある程度見えてこざるを得ないというふうに思います。ぜひ、心してお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それから、農政改革の六法に関して質問させていただきます。

これは、一度ぜひ大臣に私はお聞きしたいと思つていたんですけれども、今回の政府・与党が示された農政改革案、昨年の秋に私たちはこの委員会で議論していても、私たちでさえ、かなり唐突に出てきたという感覚を覚えます。数週間のうちにばたばたと決まつて、しかも、それが総理が言うところの四十年ぶりの減反廃止、また、これまで何十年とできなかった減反廃止をやるんだというような、高らかに宣言されるような大きなものである。とすると、なおさら唐突な政策変更であつたのではないかなという気がしてなりません。

ある時期、江藤副大臣が、この委員会でしたか、どこかの委員会だつたと思いますけれども、この政策変更に関しては、改革案に関しては大臣から、やろうじゃないかということ、去年の冬ごろから議論をしていたんだというような発言もされていたらに記憶しております。

大臣にお尋ねしたいと思うんですけれども、非常に唐突感を持つて私たちは見えています。今回の農政改革案は、一体どういう経緯で、どういう時間をかけられて議論をされてきたんでしょうか。それとも、本当に数週間での結論だつたんでしょうか。

○林国務大臣 手元の資料によりますと、江藤副大臣は昨年の春ごろというふうに言つたのではないかと思います。

いずれにしても、まず申し上げなきゃいけないのは、二十四年の十二月十六日に総選挙がございました。そこで、実は、我々のかみ自民党の選挙公約に、戸別所得補償制度の見直しと、それから日本型直接支払いの創設を行う、これは、それぞれ項目を分けて明記をさせていただいております。

選挙後の平成二十五年度予算ですが、これは私もここで何度か答弁しておると思いますが、既に農業者が営農準備を始めておられるということ、現場を混乱させてはいけないということ、で、戸別所得補償については、当時の体系を維持しながら、経営所得安定対策という名称にして、そして、日本型直接支払いの創設、経営所得安定対策の見直し、これは公約をしておりますので、検討に向けて調査費を計上しております。

これを踏まえて農水省として具体的な検討を進めてきたところであります。昨年二月以降、自民党の農業基本政策検討PTにおいて、断続的に議論がなされてきたところでございます。

○大串(博)委員 私は、その議論の過程が十分に世の中に開示されるべきだんじゃないかというふうに思ふんです。農家の皆さんに、やはり突然猫の目農政だというふうに理解され、そして混乱を招くというのは、政策のよしあしは別として、非常に大きな問題を抱えるのではないかと、非常に思ひますので、やはり政策をつくる過程の問題というのは極めて重要ではないかというふうに思ひます。

そういう観点からすると、先ほどおっしゃいましたように、選挙公約の中に、戸別所得補償の見直しと日本型直接支払いの創設は書かれていました。もし、国民にわかりやすく議論を示していくということであれば、かつ、今回のもう一つの改革であるいわゆる減反廃止と言われているところが、巷間言われているように、何十年ぶりという大改革なのであるとすれば、これもあわせて選挙公約に盛り込んだ上で、国民の皆さんに理解を得るべきぐらいの大きなものではなかったかという

ふうに思ふんです。それがなかったがゆえに、農業の皆さんは、えつというふうな思いになられていのではないかと、えつというふうな思いになります。

この点に関しては、減反廃止が本当に、今回、何十年ぶりの大きな政策変更だということであれば、政権公約に載せるべきではなかったかというふうに思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 衆議院選挙の公約と関連して、経営所得安定対策の見直しを書かせていただきました。これは当然、米の生産調整には大きく関連をする、こういうことでございまして、あわせて、日本型直接支払いについて、先ほど申し上げたように、二月から時間をかけて議論を進めてきたところであります。

先ほどやりとりがあつたように、実質的には選択制になつていくということでございまして、公約に基づいて議論していく中で、農家みずからの経営判断により、需要に応じて生産を行える環境をさらに整えていくべきではないか、こういうことになりました、そういう方向性で結論が出た、こういうことでございます。

実は、昨年六月に、参議院選挙の前に自民党がつくつたJ-ファイル二〇一三でございまして、ここには、米に特化した戸別所得補償制度を見直すということについては書かせていただいている、こういう経緯でございます。

○大串(博)委員 です、戸別所得の見直し、日本型直接支払いということ、それに対する意見は別として、国民の皆さんも理解されていまして、しかし、今言われているような大きな減反廃止、過去なかったような減反廃止なんだというふうなことに限っては、必ずしも理解が十分ではなかったというふうに思ふんです。

だから、この点が今回、まず、これからの審議の中を通じて一つの個別の政策の論点に關しても議論をさせていただきましても、しっかりと議論の足取りがなかったところは非常に残念だと私は思ふんです。

論させていただきたいというふうに思いますけれども、例えば減反の廃止に関しては、大きな変更を平成十四年の秋に提言されています。米の政策改革大綱ということで、減反を自主的にやっていくとかそういうふうなことを打ち出されております。

そのときには、一月から議論されて、年末に結果を出されているんです。しかも、中間取りまとめをされている。そして、本取りまとめをされている。インターネット中継もされている。前回はいったこともやられた上での改革だつた。それでも、実は前回、うまくいかなかったのではないかと。この辺は後で議論させていただきますけれども、そういう経緯もございまして。

今回の改革が農家に受け入れられるようなものになるとすると、かなり拙速、猫の目行政ではなかったのかなというふうに思います。このことを御指摘申し上げて、さらなる議論をさせていただくということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民主党の鷲尾でございます。

時間が二十分ということでございますので、早速質疑に入りたいというふうに思います。

まず、農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、米政策について四つの改革を進める、その中で、構造改革にそぐわない米の直払いや米価変動補填交付金を廃止することになった。政府が考えられることでですから、我々は与党でもありませんので、それはそれで仕方ないと思ひますけれども、構造改革にそぐわない、構造改革に逆行しているんだという理由について、政府がどう考えているかということコメントいただきたいと思ひます。

○奥原政府参考人 平成二十二年度から導入をされました戸別所得補償制度におきましては、米の生産数量目標に従つた生産を行うことを条件としたしまして、全ての販売農家に対して、主食用の

米の作付面積十アル当たり一万五千円を支払う、これと同時に、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額の分を全額国費で支払うということをやってきたわけでございます。

これらの交付金につきましては、規模の小さい方を含めて、全ての販売農家が対象ということになっておりまして、もうそろそろリタイアしようというふうに思われている方々を思いとどまらせまして、農地を人に貸さずに自分で耕作しようという方も出てくるといった意味で、農地の流動化のペースをおくらせる面があったのではないかと、いうふうに考えております。

それから、米の直接支払交付金、例えば十ヘクタールの米を生産する農業者でありますと、生産数量目標に従って生産をしていれば百五十万円を固定部分として受け取るということになります。が、この場合、生産数量目標を守ることになりまして、実需者のニーズに合った品質ですとか価格の米の生産がなかなか行われないですとか、あるいは取引先の方から取引数量の拡大の要請があつてもなかなか応えられない、こういった意味で、需要に応じた生産が行われないといった面もあつたのではないかと、いうふうに考えております。

こういったことから、これらの交付金につきましては、構造改革にそぐわない、そういう側面があるのではないかと、いうことで、政策の変更を行つたということでございます。

○鷺尾委員 今の理由ということなんですけれども、突っ込みどころはあるんですが、それはちよつとおいでいて、せつかく赤澤先生がいい資料を持ってきたので。

これは赤澤先生の資料ですけれども、おられないので残念ですけれども、全ての販売農家を対象とするのはばらまきではないかと。私は、これは後で議論したいと思いますが、何がばらまきなのと。ばらまきの定義がはつきりしないまま、ばらまきという言葉だけがひとり歩きしているのではないかと思うんです。政策の目標があるからこそ

政策が行われるわけで、それが、例えば全ての販売農家を対象とすることをもってして、何がばらまきなのかということなんです。

例えば、平成二十一年に、麻生政権でありましたけれども、国民全員に、全ての国民に一万二千円払いますよという政策があつた。これはばらまきなのかといったら、当時の政権与党は政権与党で、ばらまきではないと。それはそういう政策目標が何がしかあつたんでしょう。

だから、全てのいうものがつくからといって、それが直ちにばらまきとなるのかというと、私は違うと思います。あくまでも政策効果をもつて税金の無駄遣いかどうかというところに、その評価が本質であつて、ただ言葉でばらまきといえど、それがひとり歩きして批判できるというような、安易なばらまきという使い方は、政策立案をゆがめるし、政策評価もゆがめますから、そこは与野党なり政府もよく考えなきゃいけないということをやまず申し上げたいというふうに思います。

その上で、今の奥原局長の答弁だと、零細農家の農地の集約が阻害されたかどうかというの、これは税金の無駄遣いの観点だなどというふうに思いますが、後でまた話しますけれども、「集落営農からの脱退が発生するのではないか」とここに書いてあるけれども、集落営農はふえているんですから、戸別所得補償で、ふえている。これは江藤副大臣もどこかで答弁してたと記憶しておりますけれども、農地の貸し割がされるかということも、調べたら、思ったより少なかったという話もどこかで答弁されていると思うんですね。

ですから、局長の、何が構造改革に逆行するとしているのかというところについては、また後で、また後でというか、これは次回に回して突っ込みもうと思えますけれども、構造改革というのは何なのか、これを政府に私は聞きたいと思うんです。

構造改革とは、私がいろいろ公表されている資料をそたくすれば、経営感覚あふれる農業経営

体を育成し、農業経営体のみずからの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備を図ることなどでしょうか。どうでしょうか。

○奥原政府参考人 我が国農業を安定的に発展させて、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を占める農業構造を確立する必要があるというふうに考えております。これは食料・農業・農村基本法の三十一条にもそういうことが書いてございますが、これが構造改革の意味するところというふうに認識をしております。

効率的かつ安定的な経営体、すなわち担い手でありますれば、経営者マインドを持つて、自分の経営判断で作物を選択したり、あるいは、六次産業化、販売、加工に取り組んだり、輸出に取り組んだりということになりますので、こうしたことによつて構造改革の成果が上がつて、担い手に集中をしていけば、農業の成長産業化が図られる、こういうふうに考えております。

○鷺尾委員 効率的、安定的な経営が大半を担う、これはもうちよつと確認させてください。

では、経営面積は関係ありますか。

○奥原政府参考人 基本的には、構造改革というのは、人と農地の関係だと思ひます。現在でも、担い手が扱っている農地の面積は全体の中の五割まで来ておりますが、これを十年間で八割に上げていくというのが今の目標でございますけれども、この人と農地の関係というのが一つの構造改革のポイントだということに思つております。

○鷺尾委員 必ずしも経営面積というのは関係してくるわけではなくて、あくまでも人と農地の関係だ。だから、人・農地プランをしつかりやっていたらいいと思うんですね。それは明らかになりました。

では、経営感覚にあふれる農業経営体の定義とは何でしょうか。

○奥原政府参考人 明確な定義がどこにあるかということではございませんけれども、農業者が経営を發展させて所得を向上させていくということ

を考えますと、やはり経営者としての意識、すなわち経営者マインド、経営感覚、これを持つことが極めて重要であるというふうに考えております。

この場合の経営マインドを持つ農業経営体といひますのは、例えば、どこから資材を仕入れるか、これは、いろいろな調達先を比べて一番有利なところから仕入れる。いわゆる販売につきましても、どこに対して農産物を販売するか、いろいろ比較をしながら有利なものを選択していく。あるいは、自分たちの従業員につきまして、どのように活用するか、こういったことを常に意識しながら、経営上の工夫を繰り返していく、こういう経営体を用いものというふうに考えております。

○鷺尾委員 そういう経営体をふやすということが目標のようだけれども、では、逆に、今そういう形で経営判断されている農家さんが少ない、そういう認識なんですか、大臣。

○江藤副大臣 申しわけありませんが、私の方から、きょうは、まだ何も答弁しておりませんので、初めて答弁させていただきます。

決してそういう認識ではありません。私の地元でも、バランスシートをきちつと持つて経営している農家は本当に確実にふえてきています。しかし、もつと努力すればもつとよくなるなという人たちがその後ろにいることも間違いないことでもあります。ですから、今そういう経営感覚を持った農業経営者が本当に少ないからだめなんだと言っているんじゃないで、確実にいらつしやいます。もつとこの人たちが大宗を占めるように政策的な後押しをすることがさらに必要だということを考えているわけでありまして。

○鷺尾委員 それを政策で支援するというのはなかなか難しいと思ひますよ。

今、では、農家さんは経営判断されていなかといつたら、それぞれいろいろな意味で経営判断されていると思ひます。政策を見て判断することもあるだろう、人間関係を見て判断することはあるだろう。それは農業を営営する上での農家さん

の経営判断だと私は思うんですね。より効率的、安定的というけれども、経営判断をどうしようかと政策で果たして本当にできるんだろうかというふうには私は思うんです。

私は、制度があれこれ変わる中で、逆に農家さんは、今経営判断がなかなかしづらくなっているんじゃないかという認識です。政策が変わるから。政策が猫の目農政のように変わって変わって変わってしまうがゆえに、それがゆえに、なかなか農家は経営判断できないんじゃないかという認識です。

先ほど手を挙げられていたので、大臣、どうぞ。

○林国務大臣 まず、猫の目農政とか、いろいろころころ変わるのではというのは、今経営判断と言われましてけれども、経営判断という議論と、先ほどから言っている、経営感覚がある人を育てていく、これは一つ別のことだと思えます。経営判断が中長期的にできるように、経営判断の中に設備投資等もあると思いますが、そういうことが中長期的にできるように法制化をしようということで、今法案を出してお願いをしているというのがまず一つでございます。

それから、もう少し定性的な話として、経営感覚を持った人をどれだけつくっていくか。これは、まさに委員がおっしゃるように、国が学校とか何かをつくって、農業大学校というのをやっておきますけれども、そこで全部を教えるのではなく、こういうものではなくて、基本的には、経営者がみずから研さんをして、いろいろな経験の中でできてるものだ、こういうふうには思うわけでございます。

ただ、こういう方々がそういうところへ行こうとしていろいろな取り組みをされているということとを国が支援する、こういう政策はあっていると思いますし、そういうことではばらしい経営者になつていくことを加速するということは可能である、こういうふうには思っております。例えば、認定農業者に対する公庫のスーパー資金とか、農

業経営基盤強化準備金、これは税ですが、それから、ナラシ対策の経営安定のためのセーフティネット、法人化の支援、こういうものでそういうことをやっていくということは意味があるのではないかとこのように考えております。

○鷺尾委員 大臣が冒頭おっしゃってました経営感覚と経営判断、私は一緒だと思いますね、経営感覚がなければ経営判断はできませんから。一緒だと思えますけれども、まあ、その議論は別にいいです。その議論をしたいわけではないんです。

やはり私は、国ができる限り政策を継続していくことで、それこそ農家の皆さんは、現場にどういう政策が落ちてきているかということとを皆さんなりに考えて、農家として判断をしていくんだ、それが農家の経営判断だと思うんです。果たして、それが毎年毎年変わってしまうとか二、三年ごとに変わってしまうという状況になってしまったら、では、今後の見通しはどうするんだ。これはもう判断のしようがないじゃないかという、そういう立場に今置かれているということの方が、私はそちらの方が問題だと言っているわけなんです。

経営感覚あふれる農業経営体を育成するというけれども、それだったら、政策をもうちょっと現場で安定的に継続してやっていった方が、よほどそういう感覚がある経営体が育成されるんじゃないですかという問題点なんですよ。それが私の現場感覚だし、その認識を問いたいわけですから、どう思われますかと。

○林国務大臣 まさに、先ほど申し上げたように、そのために今回の法制化をして、制度を安定的に、中長期的にやっていきますよということとをきちっとした形で示す必要がある、こういうふうには思っております。

委員から見れば、今回は、政権交代をして、我々の公約に基づいて新しい政策をしたというふうにならなくなって、そこが変わっているではないか、こういうことになるんでございましょう

が、三年前を振り返っていただければ、二十一年には、我々も平成の農地改革と銘打っているいろいろなことをやって補正にも入れて、それが今度は、政権交代したので、委員たちがつくられた政策になった。こういうことは、あの政権交代に伴って、いろいろな政策を訴えて、そして政権をとったところがその政策を実現するという意味では、ある程度あり得べきことでありますので、そういうところをなるべく超えて安定的な制度をつくりていくということが一つ大事なことでありまして、法制化というのは、そういう意味ではその方向に資するもの、こういうふうには考えておるところでございます。

○鷺尾委員 今申し上げたことに御賛同いただいているんだと思います、大臣が。

ですから、簡単に言ってしまうと、現場に混乱が生じないように言いますけれども、それはまさしく、日本再興戦略でも、政府としても話をしておられる、さまざまなところで総理も答弁しておられます。経営感覚あふれる農業経営体、みずからの判断をと。みずから判断するというのは、いろいろな情報に基づいて判断するということだと思えますけれども、それはあくまでも政策の継続性があつてこそ初めてなされるものなんだということとはぜひ肝に銘じていただきたいし、仰々しく、経営感覚あふれる農業経営体を育成するといったって、現場の政策がこれだけ混乱しているんだから、それについていくのでやっとなですよ。そんなのは現場がわかっていない議論だと私は思っています。

それで、もう一度だけ確認をしていきたいんです。我々が戸別所得補償という形で全ての販売農家を対象としたというのは、面積に限らず、やはりやる気がある農家さんもあるんだよ。そして、それこそ経営感覚あふれる農業経営体は面積に限らずいるんだぞ、そういうことが前提となっているわけでございます。

今回、政府の提出でも、ナラシ対策では、面積

要件がある意味なくして、新規就農者とかそういう形で要件をかけられている。ある意味これは政策の転換だと私は思いますし、そういう意味では、今私が申し上げた、面積にこだわらずに農家を支援する、そういう意思のあらわれだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 今回の法改正案におきましては、対象者のところの面積の規模要件をなくしております。これは、市町村の認定を受けている認定農業者、あるいは新規就農者で市町村の認定を受ける方も、必ずしも面積だけではなくて、その方の経営全体をきちんと評価をして認定する、こういうことでございますので、面積だけで、数字で一律に足を切るのとは適当ではないというふうには考えているということでございます。

○鷺尾委員 そうしたら、今、その方々の経営を見ていうことでありますけれども、認定されていなくたって、経営的にしつかりやっているぞという農家さんはいらるかもしれませんけれども、どうですか。

○奥原政府参考人 それは中にはいらっしゃるかもしれませんが、認定農家になれば、要するに、市町村の認定を経営改善計画をつくって受ければ、いろいろなメリットが受けられます。本当に、日本政策公庫のスーパー資金も受けられますし、税制の特典もございいます。

そういう意味で、いろいろメリットを受けてやっという方については、幅広くこの認定を受けられるものというふうには思っております。

○鷺尾委員 では、それは全て認定できますよということだと思えますので、その認定の仕方についてはよくよく考えていただきたいというふうには思います。やる気のある方が認定から阻害されるようなことがないようにということとを私は申し上げたつもりであります。

それで、時間がなくなりましたので、最後自民党の平成二十二年の政策集、何か赤澤先生

みたいになつちやいますけれども、においては、戸別所得補償を一過性のばらまきと断じて、再生産可能な適正価格と安定した所得の両方につながる制度をつくるとされているわけでございます。再生産可能な適正価格と安定した所得につながる制度をつくるということですが、それを目指す制度だということでしょうか。

○林国務大臣 これは、当時野党でありましたが、平成二十二年に、自民党としては、民主党政権の米に対する固定支払いについては、米価を引き下げつつ、所得を補償する制度であるという認識のもとに政策集を作成した、こういうふうな認識をしております。

その後、自民党は与党となった後、それまでの政策集等を踏まえながら、政権与党として、先ほど大串先生と御議論させていただきましたけれども、一年間かけて十分に議論を行つて、それをもとにして、政府として昨年末に農林水産業・地域の活力創造プランをまとめたということでございます。

したがって、政策集をさらに議論してプランをつくつて、そしてそのプランをもとにこの法案をつくつた、こういう順番でございます。

○鷲尾委員 再生産可能な適正価格というのがちよつとどういふものかなと。安定した所得というのは、農業経営のいろいろな統計が出ていますからわかりますけれども、再生産可能な適正価格というのはどういふものを意味しているんでしょうか。

○小里大臣政務官 当時、自民党は野党であつたわけですが、民主党の当時のビラに、例えば完全自由化、貿易自由化、完全所得補償、あるいは完全自給率の達成という言葉が躍つておりました。これが意味するところは、関税を引き下げ、一方で直払いをする、消費者負担から納税者負担に切りかえるということが根底にあつたと思います。すなわち、米の固定支払いは価格値下げにつながるという認識があつたはずであります。したがつて、こういう政策をやめること、そし

てまた、関税でもつてしつかりと米を守るということ、あるいはまた、新たなプランにおいては、地域主体で生産調整が機能することを期待しておるところでございまして、そのような意味において、再生産可能な適正価格ということを申し上げておつたと思います。

○鷲尾委員 ちよつと苦しいので、また今度、質問させていただきたいと思ひます。答弁がちよつと苦しげに聞こえたというところでございます。以上で終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、寺島義幸君。

○寺島委員 民主党の寺島義幸でございます。法案議論の前に、一点だけお願いをいたします。

ことし二月の大雪で、地元は、農林業は大変大きな被害を受けたわけであります。農業生産施設や共同利用施設の倒壊、破損等、いろいろ被害が発生したんですけれども、それだけではなくて、鳥獣害対策用の侵入防止柵、これも実は被害が多かつたわけであります。

特に、私の地元長野県は、野生鳥獣による農林業、要するに林業の被害が最も多い県でもあるわけでありまして。二十四年の被害は十二億六千万円余に及んだわけであります。その三割以上は実はニホンジカが原因でありました。長野県では、国の支援を受けながら、県、市町村、地域協議会がそれぞれ役割分担をして、連携して捕獲活動や侵入防止柵の設置等に取り組んでいるわけでありまして。

しかし、ことしの冬の大雪で侵入防止柵が破損しました。その破損したところから鹿等の野生鳥獣が自由に行き来しちゃうわけであります。野生鳥獣による農林業被害が今までより広がるおそれがあるわけであります。

一方で、積雪のため、侵入防止柵の状況把握というのはなかなか難しいわけでありまして、さきとて、侵入防止柵の破損を確認した後では、その被害はまさに大きくなつちゃうんじゃないかなというふうに思っています。

大雪でさまざまな被害があつたわけでありまして、さらに追い打ちをかけるような、野生鳥獣が農地や森林を荒らす、被災農家は二重のダメージを受けているわけでありまして。

地元では調査もしているわけでありまして、県が柵の破損状況等を把握しましたら、侵入防止柵の設置、補修について迅速に対応できるように、国からも、鳥獣被害防止総合対策交付金等を初めとして、万全の支援をしていただきたいと思ひますが、所見を伺います。

そして、柵の破損状況を迅速に把握するためにも、国からも支援をしていただきたいと思うわけでありまして、政府の方針をお願いいたします。

○佐藤政府参考人 寺島先生の御質問にお答えいたします。

今先生御指摘いただきましたように、今回の豪雪によりまして、野生鳥獣による被害の防止のために設置した侵入防止柵が破損しているといった地域があることにつきましては、県からの報告、また、当方も被災県に職員を派遣しまして現地を調査しております。そのような報告を受けているところでございます。

破損した侵入防止柵の復旧でございますが、やはり、破損状況の把握も含めまして、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

例えば、被災の程度が比較的小規模で、市町村みずからが対応するような場合には、鳥獣被害防止特別措置法に基づきます特別交付税の手当てが可能でございます。

また、県として基金を取り崩してすぐに対応するといったような場合には、平成二十四年度の補正予算で百二十九億円の基金がございまして、これを活用しました鳥獣被害防止緊急捕獲等対策による対応といったものが可能かというふうに考えております。

さらに、被災の程度が比較的大規模である場合には、先ほど先生から御指摘ございました、鳥獣被害防止総合対策交付金ということで、二十六年

度の予算は九十五億円と相なっておりますが、この活用によつて復旧を図っていくことができることになっておりますが、いろいろとまた県の方ともよく連絡をとりながら、しっかりと対応していきたい、このように考えているところでございます。

○寺島委員 ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、先週の二十七日も本会議で質問させていただきました。総理、農林大臣よりそれぞれ御答弁をいただきましたが、何分私は余り能力がないものですから、大変よくわからなかつたというか、わかりにくかつたという実感があるわけでございます。繰り返しになるかもしれませんが、明確な御答えをお願いいたします。

生産調整制度、いわゆる減反制度の見直しは、戦後農政の大改革であるかのように報じられたわけでありまして。

安倍総理は、一月二十四日の衆参本会議における施政方針演説で、「四十年以上続いてきた米の生産調整を見直します。いわゆる減反を廃止します。」と述べられました。その後、三月二十日の記者会見においても、総理は減反政策の見直しに触れ、強い農業をつくっていくための一方策のように語られたわけであります。

しかし、農林水産業・地域の活力創造プランの内容を見ますと、減反については、定着状況を見ながら、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分によらずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体を中心となつて円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となつて取り組むとされているわけであります。これも極めてわかりづらい部分があるわけであります。

本会議においても、減反は廃止なのか、継続なのか、五年後にそもそも何がなされるのか、明確な答弁を求めたところでありますが、これに対する総理の答弁は、これまで、行政が配分する米の

生産数量目標に従って農業者が作物をつくつていたものを、五年後を目途に、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で作物をつくれるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の生産振興を図ることを内容とする、米の生産調整の見直しを行うこととしているというものであります。

また、総理は続けて、施政方針演説などにおいて、こうした施策の内容を一般の方々が理解しやすいよう、いわゆる減反の廃止と述べたと答弁されまして、ここでまた、結局のところ、よくわからなくなっちゃったということであります。

総理が、いわゆるとしつつも、減反の廃止と言ったことによつて、かつて新聞報道等で減反廃止の見直しの記事が躍り、一般の方々が理解しやすいというよりは、むしろ生産現場の不安をおおったのではないかとというふうに思うわけです。

それを説明し直す形で、総理は先ほど紹介したような答弁をされ、農水大臣からは、国による、きめ細かな需給・価格情報、販売進捗、在庫情報等の提供等を行うことによつて、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者みずからの経営判断によつて、需要に応じた生産を行える環境をさらに整えていくとされていると答弁をされましたが、これもちよつとよくわからないような実感を持ったわけでありまして。

そこで、五年後にどのような姿を目指しているかということなんです。私も地元に戻りますと、減反と七千五百円になつちやうのかいという話ばかりでして、実はまだ農地バンクまでは説明がいかんいんです。話が、減反はどうなるんだ、どうするんだ、私自身も説明がなかなかできにくいわけでありまして。

そこで、もう一度大臣にわかりやすく、五年後はどのような姿でどうするのかということをお話しただきたいと思ひます。

○林国務大臣 先ほどなたかのときに申し上げましたように、まず、やはり主食用の米の消費が減つてきているということで、それをどうするか

ということ、狭い意味での減反というのをやっていたときは、実際につくるなどということ、つくったのを倒したり、まさに面積を減らすということをやつておりましたが、その後、水田をフル活用しようということで、なるべく水田はつくつて、主食用の米は需要が減りますから、ほかのものを植えましようね、これをやつて、先ほど大串先生かどなたかときに、民主党のときに、今度は、ペナルティーはなくして一万五千元を配ります、もう人はこれに従つてくださ、事実上それが続いていた。

したがつて、生産数量の目標を国が決めてそれを配分する。だんだん生産数量目標は減つていきます。これがあると、実は、もう売り先が決まつているような方、自分のところはもう契約して売り先は決まつているという人が、例えば売り先の方から、では、せつかくだから、五年間契約してくれというふうに言われたとしても、そう言われた農家がどういふ状況に置かれるかということ、来年同じ量の目標が配分されるかどうかかわからないわけですね。したがつて、五年間、せつかくのお申し出ですけれども、一万五千元をやめてそちらへ行くか、そういうことになる。

今度我々がこういうことを考えましたのは、なるべく水田は売れるものをいろいろな形で、餌米や米粉用米や麦、大豆も含めてフル活用していただきたい。ただ、米は残念ながら消費が減つていきますので、そこを数量目標を毎年毎年減らしていくながら配分するというよりは、もう少し、需要のある方は、もう五年間、水田を、売り先に基づいた需要があるわけですから、米をつくつていいますよ、そういうところは個々の判断に委ねられるようにしよう、これが大きな肝のところでありまして。

生産数量目標の配分をしたいと思います、一律にそれがかかつていってしまう、こういうことが起きてしまふということもありまして、いろいろな条件を整備しながら、水田活用の直接支払交付金を充実するとか産地交付金を充実しながら、ど

れを使つて自分の生産装置である水田をフル活用するのかわいいうことは、みずからお考えになつていただけるような仕組み、それは来年からほんとやれといつても難しいわけがございますので、五年後にそうなるようにしましようということ、それまで、毎年施策の中で、きつと団体等も我々も一緒になつてやつていこうと。

したがつて、今度は目標の配分はなくなりませんが、では、国は何もしないのかといえはそうではなくて、こういう需要、こういう価格状況がありますという情報は出します。実はこれは野菜ではやつていることとございまして、そういうイメージで御説明していただくと、よりわかりやすいのではないかな、こういうふうにいると思いますし、またそういうことを資料にした、ポンチ絵等も入つたものもございまして御活用いただければ、こういうふうにいると思います。

○寺島委員 農林水産省のホームページを見ますと、平成二十五年産米相対取引価格・数量、契約・販売状況、民間在庫の推移等について公表されていきます。内容は、品種銘柄別の相対取引価格、数量や産地別契約・販売状況、民間在庫の推移を出荷段階、販売段階でそれぞれ地域別に見たものとなっております。

これが、生産者や集荷業者、団体が主体的な経営判断に基づいて、需要に応じた米生産ができるようにするために政府が提供するという、よりきめ細かな情報だというのがちよつと疑問なんです。この情報に基づいて生産者がみずから生産量を判断するといふに言われてるわけですが、あのホームページを見る限り、農家の皆さん、大丈夫かいなという率直な思いがするわけでありまして。

そこで、生産者がみずから生産を判断するといふ、ホームページのようなことでできるんでしようかということが一点。そして、政府の説明では、定着状況を見ながらの文言が使われていまして、定着状況を見た上で生産調整の見直しを実施しないという可能性もあるのか、

お伺いたします。

○佐藤政府参考人 寺島先生からの御質問でございますが、まず、情報提供の関係でございます。

先生御指摘のように、去る三月二十八日に、新しい情報提供といったことをさせていただいております。これまで農林省でも、毎年、全国ベースの米の需給見通しを公表するとともに、毎月、主たる銘柄の相対取引価格や、あるいは全国レベルの在庫量といったものを公表してきたところでございます。

先ほど大臣の方からありましたように、今後、経営者が判断に基づいて経営を行つていくといったときに、やはり情報といったものが非常に大事でございますので、できるだけ細かにやろうということ、三月二十八日が手始めになりましたが、まず、相対取引価格の公表銘柄数、これは四十四銘柄でございましたが、これを九十四銘柄ということにいたしました。さらに、先ほど申しました、どうしても全国ベースになつておりましたが、県産別あるいは銘柄別の契約、販売の進捗状況、そして収穫前に契約される県産別の事前契約数量、あるいは県産別の出荷業者、卸業者段階の在庫状況といったようなことで、情報内容というものを大幅に拡充して公表したところでございます。今後、毎月、この情報といったものを更新していくといふふうに考えているところでございます。

これが現場の皆さんに、まだやつたばかりでございますので、浸透はまだまだ不十分だと思ひますので、しっかりと浸透していくように努めていきたいといふふうに考えているところでございまして。

こうしたことによりまして、できるだけ生産者の皆さんが、自分のつくつている米の売れ行きがいかんのか悪いのかといったようなことで、二十六年産米の作付はどうしようかといふことを判断が可能となつていくといふふうに考えております。こうした環境整備をしっかりとやっていきたいといふふうに考えているところでございまして。

す。

○寺島委員 大臣、ちよつと確認をさせていただきたいんですが、政府によって数量を配分するということはやめる。したがって、今までのような減反政策はやめる。そのかわり、水田フル活用ということで、飼料米だとか加工米だとかをつくつていただくことを強力に誘導することによって、主食用米をある程度調整していくんだという理解でよろしいんですか。

○林国務大臣 誘導するというよりも、飼米は何と競争するか、これはトウモロコシと競争するということになりますので、やはりそれなりの、間を埋めるようなことをやらないと選択肢がなかなか成り立ちにくいということで、これをやってまいりましたが、今回も、今までやってきた八万円をプラス・マイナス二・五、こういうことで、数量払いも入れて団地化を促進しようということも念頭に置いているわけです。

そういうことをすることによって、今説明があつたように、価格を細かく見ていただくことになりま。したがって、例えば、中小企業とか工場をやつていらつしやる方も、いろいろな市況を見ながら、仕入れをどうするか、生産をどうするか。これが、先ほど鷲尾委員とやつたような経営ということだと思ひますので、そういう経営感覚をさらに持つてもらつて、将来の需給を見ながら、水田は自分のいわば工場でございます、したがって、自分が持つてゐる生産のうちのどの部分を主食用に回して、どの部分を飼米に回してということをやつたら、トータルとしての自分のアウトプット、すなわち売り上げが最大化されるか、こういうことを考えていただく、こういうことが基本的にあるわけでございます。

政府として、こちらです、こういうことを言つてしまつと、それはある意味では、生産数量目標の配分をするということと変わらなくなつてしまひますので、政府が一元的に数量目標を決めるといふことから、それぞれがいろいろな御事情があると思うんですね、先ほど言つたような大手

等と複数年の取引をやるような方もいらつしやるしということでございますので、そういうことがやれることによって、結果として、皆さんが需要を見ながら生産をするということ、需給のバランスがとれていくということを五年間でやつていく、基本的にはそういう考え方でございます。

○寺島委員 ということは、いわゆる、私がいわゆると言つてはいけなさんだけれども、今までのような生産調整はやめるといふふうに捉えてよろしいわけですね。そこだけ。

て、今回はこの新しい制度を日本型直接支払制度ということをやつていこうということにしたところでございます。

○林国務大臣 したがって、生産数量目標を配分して、それに従う方に一万五千円が配られていたということが、一万五千円が半減して、なくなるということ、生産数量目標の配分がなくなるということ、生産調整という言葉のある意味では定義のような話ですけども、全く何もしないといふふうにとられると何だか放任みたいになつてしまひますので、情報は提供しますけれども、肝にある生産数量の目標、これぐらいしかつくれせんよという意味での生産数量の目標の配分はやめましよう、こういうことであります。

この中身は、補助金に關しますWTOのルールを参考にしながら、過去の生産実績に基づく面積の支払いを基本にしておりました。ですが、これを七割にした上で、日本の場合には麦、大豆の自給率が低いということがございますので、これの生産を拡大することも重要な課題ということで、生産量に応じた成績払い、これを三割組み合わせていたところでございます。

○鷲尾議員 今大臣からも御答弁がありましたけれども、政権交代時の政策変更にかかわらず、さまざまな政策変更があつたところの中で、今般の日本型直接支払いですけれども、民主党政権で実施していた戸別所得補償制度、現在の経営所得安定対策を縮減、将来的に廃止する中で、農家の所得が減少することに対応して導入するといふ形で答えられてきたものだと思ひしております。

○寺島委員 また議論をさせていただきます。そして、大変失礼ですが、次の質問を時間の都合でカットさせていただきますので、配慮のほどをよろしく願ひします。

○林国務大臣 過去の経緯は今説明があつたとおりでございますが、この品目横断的経営安定対策の方は、その後、事情が変化しまして、制度設計をたびたびしてきたということで、きょう現在では、日本型直接支払いという呼称を使つておらないところでございます。

○寺島委員 次に、先日の本会議に續いて、本日も政府の農政改革について質問させていただきますけれども、やはり何度聞いてもよくわからないという部分も、私の能力もあるんですが、あるわけでございます。

日本型直接支払いの概念についてであります。平成十九年度から、土地利用型農業の担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策、つまり品目横断的経営安定対策が導入されたわけでありま。その際、農林水産省は、同対策のうち、緑の政策、黄の政策という二つで組み合わせ、生産条件不利補正対策を、当時、日本型直接支払いと銘打っていました、このとおりの理解でよろしいでしょうか。

○奥原政府参考人 平成十九年度から、担い手経営安定法に基づきまして、当時は品目横断的な経営安定対策といふふうに言つておりましたが、その一部として、この生産条件格差是正対策、いわゆるゲタ対策を実施しております。

私、政策というのはシンプル・イズ・ベストであり、それが一番だといふふうに思つていま。農業者にわかりやすく、将来を見通せる政策こそが必要とされているといふふうに思つていま。

○奥原政府参考人 平成十九年度から、担い手経営安定法に基づきまして、当時は品目横断的な経営安定対策といふふうに言つておりましたが、その一部として、この生産条件格差是正対策、いわゆるゲタ対策を実施しております。

一方、今度新しくつくる制度でございますが、地域的なまとまりを持つた共同活動に対して支援するといふ、いわば我が国の水田農業に非常に固有の事情を踏まえたものであることに着目して、日本型の直接支払制度といふふうに命名をし

地元でいろいろと懇談をしていますと、よくわからない、一体どうなんだ、おまえ、ちゃんと説明しろ、こういうふうにな言われるんですけれども、やはり今、先ほど申し上げたように、減反

だとか、一万五千円はどうかという、直接農家にかかわることというのには関心がありまして、そういうことがどうしても話題になる。だから、結局、農家の皆様にわかりやすく政策を出してあげることがやはり大事なかなと日ごろ思っている一人であります。

そんなような意味において、民主党政権時代に導入された、四年間にわたり安定的に実施されてきた農業者の戸別所得補償制度を恒久化するこのたびの農業者戸別所得補償法案、これを成立させることが一番いい選択だというふうに考えています。

また、先日、我々が提出いたしました、いわゆるふるさと維持支払い三法案についても、現行制度を恒久化することともに、より農業者にとって活用しやすく、わかりやすい仕組みとしていくところでもあろうというふうに考えています。

そこで、提出者の方にお伺いをいたします。全ての販売農家を交付対象とすることで、戸別所得補償の導入によって過剰作付はどの程度減ったのかなど、実績も踏まえて基本的な考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

そして、固定払いは米の増産に対する支援策なのか、それとも水田という生産装置を維持するための支援策なのか、その目的を明らかにしていただきたいと思います。

三つ目として、収入保険制度ということをつたっておられますが、どのような制度を考えられているのか、アイデア等を伺いたいと思います。あわせて、このたびの法案の特徴、政府案とも比較してすぐれているんだ、こういう点についてわかりやすく説明をお願いいたします。

○鷺尾議員 最初の二つの問いは、私からお答えをさせていただきます。

先ほど私からも政府に対して質問させていただいた中で話をしたところでございますけれども、戸別所得補償制度が導入されてから、集落営農数は増加傾向にございます。具体的には、政権交代前の平成二十年の約一万三千から千七百程度

増加しております。

これは、制度の中に、交付対象面積について、主食用米の作付面積から自家消費相当分として一律十アールを控除する算定方法ということも一因としてあるのじゃないか。ですから、集落営農が非常に取り組みやすいということで、これもふえました。ですから、集落営農から離れまして農地集積が阻害されたという一般的な批判もございませうけれども、我々は、そういう批判は当たらないという認識でございます。

米の過剰作付面積も、平成二十年には五・四万ヘクタールでしたけれども、平成二十三年には二・二万ヘクタールまで減少いたしております。ですから、規模を条件としない戸別所得補償制度の導入で、経営体の規模の集約化、需給に応じた生産が可能になったものと考えているところでございます。

また、固定払いにつきまして御質問がありましたけれども、戸別所得補償制度の目的につきましては、標準的な生産費用と標準的な販売価格との差額のコスト割れ部分を補償するというところでございまして、再生産可能な農家の所得を直接補償する。もって農業経営の安定を図りまして、あわせて多面的機能の維持を図るという認識でございます。

以上です。

○玉木議員 収入保険制度についてお尋ねがありましたけれども、法律の附則に、施行後三年をめぐりに検討を加えて、必要な法制上の措置を講ずるということを書いております。

保険制度の設計には大きく三つあると思っております。一つは、いわゆる価格の変化に着目して、それをならしっていくという一つの考え方。例えば、指定野菜の価格の安定制度はこれだと思えます。もう一つは、今の農業共済がそうでありますけれども、収量、つまりクオンティティーの変化に着目して、それをならしっていくというのが一つ。もう一つは、これをぜひやりたいと思うのは、いわゆるPQ保険と言われる、プライスとク

オンティティーを掛け合わせた所得に着目をして、それが安定的に推移するように、生産者の拠出を求めながら、また国の関与も適切に講じながら行っていく。こういった収入保険を講じていきたい、検討していきたいと考えております。

○寺島委員 時間ですので、以上です。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。よろしくお願ひいたします。

時間が短いので、早速、まず農地バンクについてお伺いしたいと思います。

各県でそれぞれ設立に向けて立ち上がっていると思えますけれども、この設立準備状況についてお伺いしたいと思います。

その中で、特に賃料の設定です。これは、私はこの委員会でも何度も申し上げましたけれども、まず、予算上、現行、全国平均で反当たりどれぐらいの賃料をイメージしているのか。加えて、今既に設定されている、幾つかもう走り出しているものの中で、では、そういった想定したものに比べて、どれぐらいの賃料を設定して動き始めようとしているのか。まず、この点を教えてください。

○奥原政府参考人 農地中間管理機構の関係でございます。

昨年の臨時国会で法律をつくっていただきましたので、この三月一日から施行されているところでございいます。

機構につきましては、これまでも、都道府県とは相当濃密な意見交換を昨年からしてきておりまして、各県とも前向きに取り組んでいただいております。

その結果として、本日までに機構が立ち上がった県は、都道府県の数で三十九ございます。残りの県につきましても、速やかに立ち上げるようにお願いをしているところでございます。

それから、賃料の関係でございますけれども、賃料の水準につきましては、基本的に各県の機構

の事業規程の中で決められるということになります。

各県、機構を指定するときにこの規程もつくっていただいておりますが、これは順次見せていただいておりますけれども、基本的には、一律に幾らということではなくて、その地域における同程度の整備状況の農地と同程度の水準で借りたり貸したりする、これが基本的なルールとして書かれております。

ただ一方で、地域の相場がありまして、個々のケースにおいて、既に担い手の方に相当低い賃料で貸しているような実態もございまして、そういう場合に機構が高い賃料で借りれば、ある意味、貸し割が起るということもございまして、そういうときは実態の賃料に応じて設定をするということも多くの県のルールの中に書いてございます。

○玉木委員 予算上想定される、積算するときの賃料はどれぐらいで設定されていますか。

○奥原政府参考人 これは予算上でございますから、各県に予算を配分するための前提として積算している数字でございますが、これですと、十アール当たり一万五千円程度でございます。

○玉木委員 私は、一万五千円は相当高いなと思います。

はつきり言つて、うちの地元もそうなんですけれども、ある意味、農地は受け手市場ですよ。うちもそうなんですけれども、前にも申し上げましたが、賃料をもらって農地を出すというよりも、お歳暮とお中元にビールを持っていつて、耕してくださいますと、お願いしますと、むしろ出し手の方が何らかの負担をして受けていただいているという実態もあります。

ですから、そういったものもある。あと、ゼロ賃料の場合もあります。こういう中に、今おっしゃったような一万五千円で賃料設定なんかならんと、当然、割がしてしまうようなことも起こるので、局長がおっしゃったような、やはり地域の現状をよく踏まえて、ここは重々注意をしていた

だきたいということがあります。

もう一つ、受けるものと出すものがありますけれども、いわゆる中間管理機構という名前にあるように、一定期間滞留する、中間管理をすることになると思うんですが、余り長く持っていること、出ていかないと、非常に管理費ばかりかかってしまうということになるんです。

今設定されているルール、三十九でもう始まっているということなんですが、大体何年ぐらいは中間で持つていいというように定めているのか、具体例があれば教えていただければと思います。

○奥原政府参考人 農地の中間管理機構につきましては、農地の滞留をできるだけ防止すること、ということも必要でございます。この法律の第二十条というところは、機構が農地を借りた後、相当の期間が経過しても受け手が見つからないときには賃貸借契約を解除するという規定が書かれております。

法律はあくまで相当の期間という書き方でございますけれども、この期間を具体的にどうするかは、これも先ほどと同じでございますが、各県の機構の事業規程の中で決めるということになります。

現在まで都道府県から報告を受けている事業規程を見ますと、この相当の期間としては、一年から三年程度を決めているところが多いという感じでございます。一番多いのは二年でございます。一部に一年なり三年を決めている県もある、こういう状況でございます。

○玉木委員 一年から二年というのは、私も適当だと思えます。その点についても、それぞれ、必ずしも全国一律で二年とか一年と決める必要はないと思うんですが、余り長くならないように、そこはよく見て、むしろ、受け手に速やかに渡るような、そういうインセンティブが働くような仕組みにぜひなるようにお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほど鷲尾委員の方からも質問がありましたけれども、このパンフレットの中で

ちょっと気になる点があります。

これは、新たな農業、農村政策が始まりますというところで、私もこれで地域で説明して回つていきますけれども、この中のＱアンドＡの、米の直接支払交付金はなぜ削減、廃止するんでしょうかというところの中に、交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り開いて経営を発展させる道を閉ざしてしまっているということ、また、農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースをおくらせる面があるということを書いてあります。

先ほど、いみじくも局長がお答えになったように、高齢になって農地を手放そうとしたのに、お金が入ってくるので、では、自分でやろうかといつて、頑張つてやることによって、本来ならやつちやいけない、もつと担い手に預けなきゃいけない高齢者がそこでお金をもらうばかりに頑張つてやつてしまふ、よつてもつて流動化が阻害される、こういうお答えあるいはこのＱアンドＡだと思えますけれども、私は、これはちょっとどうかなと思うんですね。まず、そもそもそんな実態がどれだけあるのかということ、私は、高齢者の人が豊かな生産装置たる水田を維持しようと思つて頑張ることは、それはマイナスではないというふうに思います。

伺いたいのは、こういうことが一体どれぐらいのケース、どれぐらいの頻度であるのかといった具体的な数字はございますか。

○林国務大臣 まず、政策の立て方として、一万五千円を支給して、本来ならば、それがなければリタイアを決定していたような方が持続するということと、それから、これを例えば農地中間管理機構等にかえていくことによって、本来、そろそろリタイアしようかなという方がリタイアをされて、そして耕作放棄地になってしまう手前のところで、しっかりとやる気のあるところへ集積していく、この比較だと思えます。

したがって、農地をフル活用してなるべく農地を守っていくという意味では、手段は違つても同

じ目的だということかもしれません、一方で、

先ほど局長からも答弁をしておりますように、生産数量目標をえ守つていけば、例えば十ヘクタールで百五十万円ということになりますと、実需者のニーズに合った品質、価格の米生産をやるとか、それから、取引数量の拡大の要請、先ほどちょっと寺島委員のときに申し上げましたけれども、そういうこと等に尻込みするというような、需要に応じた生産が行われない状況になりがちであつた、こういうことであります。これは、食料・農業・農村政策審議会、関係者から、所得補償制度のもとで、外食産業等の使いやすい米が供給されにくいという御発言も実際にあつたところでございます。

それから、流動化についても、実は、農地の権利移動面積の推移というのがございます。それで、担い手経営安定法に基づく経営安定対策を導入した平成十九年は権利移動面積が十三万ヘクタールほどございましたが、この交付金を入れた平成二十二年は九万ヘクタールというふうになつております。

そういう意味で、先ほどの記述につながっている、こういうことでございます。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕
○玉木委員 理論的、理念的にはいろいろなことが考えられると思うんですが、実際、私も地元で結構いろいろな農家と話しますし、うちの周りも高齢者が多いんですけれども、所得補償が入つたからといって、では、それを目指して、本来なら出すべきものをやめて自分でやり始めたという例は、少なくとも私は余り聞いたことがありません。

ですから、もしそれが本当に、実際にそうであれば、私は、やはり事実に基づいて政策を進めていかなければいけないと思うし、先ほどいみじくも、予算上、農地中間管理機構の賃料支払いは反当たり一万五千円ですね。ある種、偶然の一致ですけれども、戸別所得補償の岩盤部分、つまり固定払いも反当たり一万五千円。耕して一万五千円

をもらうよりも、耕さないで一万五千円をもらうこと、そちらに誘導をかけていくという政策は、確かにそれは、特定の流動化を進めていく、担い手に集約を促していくことかもしれませんけれども、我々は、この岩盤部分に、必ずしも構造改革あるいは産業政策の側面だけではなくて、水田を水田として維持する機能をこの一万五千円の中に見ています。ですから、仮に小さくても、そこで営農を継続する、放棄をしないということによつて、水田が水田として維持されることで果たされる、まさに多面的機能があるんだらうというふう

に思っております。

その点については、何か構造改革の阻害要因、マイナス要因、ましてや高齢者が行つていられる小規模な農業を蔑視するような印象を与えることは、与野党を超えて、農政にかかわっている我々は、そういうメッセージの発信はやはり控えるべきではないか。慎重に、言葉も選び、発表する。そういった印象もコントロールしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、大臣にあわせてお伺いしたいのは、いわゆる構造改革を進めていって、今度、岩盤部分が半分になります。七千五百円ですけれども、五年後には廃止です。こういった政策をなくしたときに、では、一体どれぐらいの面積になれば米農家としてペイしていくのか。

今、地元に戻つて一番聞かれるのは、玉木さん、では、何をつくらなければ、どれぐらい面積を集めれば我々はやっていけるんだということを一番聞かれるんです。四つの大きな政策の柱が出てくるので、それはもちろん利用してくださいます、そういう話も私もしますけれども、米農家に聞いていると、一体どれぐらいの面積を集めればペイしていくのか。

ここは、今米農家としてやっている方々に明確なメッセージを出す、至るべき目標としての面的集積の目標は示すべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○林国務大臣 まず、先ほど農地中間管理機構の

地代一万五千円の話がありました、あれは局長が答弁したように予算上の積算根拠でありまして、実際の運営では、それをやみくもに配りなさいということではなくて、付近の事情を反映して、割高にならないようにきちつとやるということがまず一点でございます。

それから、玉木委員も、静かな構造改革、よくこういうふうに称しておられます。

高齢者の方が小さいところを頑張つてやろうというのを阻害する、我々もそういうことは全く考えておりませんが、本来ならばもうリタイアしようと思つていらつしやる方が、これがあるがためにもう少しやるというところを、水田をきちつと維持しよう。

それから、この方々が例えばリースアウトして担い手に集積されたときに、実は、多面的機能支払いというものは集落に払われます。それは何に對して払われるかというと、草刈りをしたり水路の補修をしたり、こういういろいろな共同活動に對して支払われるということになりますから、御案内のように、平均で四割、五割は個人にも配分されておられるわけです。これは、使い方は集落に任せてあります。そういうことをすることに、よつて、一緒になつてそういう作業をやりながら担い手を応援していこうという集落のあり方もあるのではないかと我々は思つております。

静かな構造改革で一万五千円をもらつたとしても、その小規模の高齢者の方はいつかは、永遠にやり続けるわけにはいかないわけでございますので、やはり中長期的な構造改革ということを考えますと、多面的機能は多面的機能でしっかりお支払いして、そして水田は、一万五千円の今の交付金は主食用の米だけでございます。したがつて、需要がどんどんふえていくときなら、あるいはあり得るかもしれません、残念ながら、トレンドとして、やはり八万トンぐらゐは今から減つていくだろうという中で、主食用の米の需要は減るけれども、水田をフル活用するためにどうするかというところで今の我々の体系ができていっているこ

とを申し上げておきたいと思ひます。済みません。ちよつと長くなつてしまいました、面積でございます。

静かな構造改革で玉木委員御自身もおつしやつておられるように、当然、作付規模が大きくなるに従つて米の生産コストは低下するわけでございますので、二十四年産をベースにしますと、二ヘクタール以上の階層で収益が出てきまして、五ヘクタール以上の階層ですと、六十キログラム当たり三千円程度の収益が生じております。

単収差を考慮して計算しますと、五ヘクタール以上の階層の収益は、十ヘクタールで二百六十五万円程度、二十ヘクタールで五百三十万円程度、こういうふうになつておりますが、これはあくまで平均値でございますので、個々の経営体の収益というのは、どんなものと複合経営するか、それから六次産業をどういうふうによつていくか、経営内容によつて異なつておるといふことは申し上げておきたいと思ひます。

○玉木委員 資料の一をちよつと見ていただきたい。何度この委員会でも出していただけますけれども、今の一万五千円を払うと、こでいうと、二ヘクタール以上の農家では利潤が出る形になつていゝるんですが、これを半額にしますと、この黒の線まで下がつてくるので、理論上、五ヘクタール以上でも利潤が消えてしまふということになつていて、もつと集積を進めなきゃいけなくなるというふうに思ふんですね。

ですから、私が聞きたかつたのは、全部なくしてしまつたときに、五年後の姿のときに、五年間のある種猶予があるとしたら、この五年間でどこまでの面積を集積しておかないと利潤が出る姿にならないのか、その点をちよつと改めてお答えいただきたいんです。

○林国務大臣 お配りいただいたものは二十二年のベースで、私が先ほどお話ししたのは二十四年産のベースでございます。

よく玉木委員に叱られるんですが、試算のシミュレーションに集落に配られる多面的機能を入

れるのはおかしいじゃないか、こういうことでございいます。

先ほど申し上げましたように、その分、農家が別途やつていゝることが引かれたり、それから、先ほど四割、五割と申し上げましたが、所得が分配をされておられますので、今度は、この一の図でいいますと、この下にあれが入るといふこともあるわけでございます。

したがつて、先ほど申し上げたような、二ヘクタール以上の階層では収益が生じていく。これは、販売価格から経営費と家族労働を減じたもので計算をしておりますが、先ほど申し上げたような数字になる、こういうことでございます。

○玉木委員 大臣、こはちよつと明確に、例えば、十年間で二十ヘクタール以上じゃないと、米専業でやるんだつたらもうできませんよとか、あるいは八十ヘクタール以上じゃないとだめですとか、私は、ある程度これは示すべきだと思うんです。岩盤部分をなくしていくという計画が立つていゝるわけでありまして、ですから、こはもう少し、ぜひ具体的にお示しをすべきだと思います。

例えば、今一万六千円ぐらゐかかつていゝる生産コストを十年間で四割削減というのを出しておられますね。単純計算すると、九千六百円です。ですから、九千六百円でつくれるぐらゐコストを下げないといけませんよというメッセージは一部いただいておりますけれども、販売価格との関係の中で、どれぐらゐの面積で集約し、生産性の向上をしておかないと、米農家としてはやつていけませんよというような姿は、私はこれはシミュレーションで出すのが誠実な姿ではないかなというふうに思つております。

大臣、あわせてお伺ひしたいのは、今回、米の固定払いが半額になりますから、あるいは五年後にはなくなりますので、この分はやはり減収になりますね。これを一体どれぐらゐ新たな政策で補えるのか。百減るけれども、八割、九割は戻るか。百減つたうちの五割ぐらゐは新たな政策で戻つてきて、残りの半分のぐらゐは六次化とか新たな

な取り組みで埋めてくださいということなのか。減収分に対して、新しい政策はどの程度補填あるいはそれを補う効果があるのか、その点をあわせてお答えいただけますか。

○林国務大臣 まさにこれが、先ほどちよつと申し上げたシミュレーションは、いろいろな地域別、どういふことをやられるかという典型的な例を挙げて、申し上げるように、個別の農家はいろいろなことをやつておられますので、あくまでモデルということでございますが、シミュレーションはやつております。

こは玉木委員とは考え方が違ふかもしれませんが、我々は農地維持向上支払いをやるといふことですから、お示しいただいた一の上か下か、どこかにそれは乗つかる、こういうことなんです。

全国平均の耕地面積三十四ヘクタールの集落をモデルとして、営農活動からの所得と地域活動への支援の総額の変化について、農家の皆さんが飼料用米に取り組んだり不作付地を解消するなどの努力をするという一定の前提、全部注記で書いておりますが、これをもとに試算を行ったといふことで、集落全体の合計額が、八百八十八万一千円であつたものが、見直し後は一千一万一千円といふことで一三%増、これが我々がやつたシミュレーションのものでございます。

あえて非農家も含めた地域の共同組織に交付される日本型直接支払いを除きますと、見直し前が八百四万五千円、見直し後は八百六十八万五千円、見直し前に比べて八%増、これも前回お示したとおりでございます。

〔齋藤(健)委員長代理退席、委員長着席〕
○玉木委員 このシミュレーションについては、出していただきたいという話をずつとやつて、一定のシミュレーションは農林水産省からいただきました。

私が基本的に違ふと思うのは、三つのシナリオを前提にしていますね。需給が緩む場合と、同じような場合と、引き締まる場合、大きく言うところという形だと思ひますが、ただ、動かす変数がそ

もそも、つまり外生要因として置くものが異なっていて、何を言っているかという点、この資料二を見ていただきたいと思ひます。私が時折言及し、そして、戸別所得補償制度をつくることも、政策をやる時には実は極めて参考にしたのが、平成二十一年に出た石破シミュレーションであります。これは非常によくできていると私は思っております。これは誠実にいろいろなことを農家や国民に伝えようとしている、その意図が非常に感じられます。

こころは、一部抜粋をしましたけれども、私が申し上げたいのは、まず右下。「それ以来、このような客観的かつ科学的な予測が行われてこなかったこと自体が、現在の状況を招来した大きな要因であると認識している。」ということ、やはりきちんとした数字を、もちろん、シミュレーションですから、未来を全部予想することはできませんけれども、できる限りの、しかも、農家に関する情報については誠実にしていくということがやはり大事だと思ひますし、この理念はぜひ林大臣も受け継いでいただきたいと思ひます。

具体的に申し上げますと、左下です。何を欲しいかという点、米価の数字と生産量の変化の数字と、これは一部、よく結いの党の林議員がおっしゃりますけれども、消費者余剰を、価格が下がることによって消費者がメリットを受けるところがあります。これも一応計算しています。あとは、水田面積の変化。

最低でも、石破シミュレーションで出したこの四つの要素がどうなるのかについては、同じようなベースのもとで今回の大きな四つの改革を入れたときにどうなるかを、これは、今この法案が審議をされておりますけれども、採決までにぜひ出していただきたいということをお願いしたいんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○坂本委員長 理事会で協議いたします。
○玉木委員 お願いいたします。
農政の大改革ですから、林シミュレーションと言われるような、そういったものをぜひ、この二

十一年の石破シミュレーションも参考にして出していたいただきたい。やはりそのことをもとに議論するのが私は大事だと思ひます。

その上で、一つだけちょっと追加で質問したいのは、例の飼料米の数量払いの件であります。平均単収から、単収が上がれば最大十萬五千元、最低五萬五千元、こういう支払いに変えるわけでありますけれども、この最大の十萬五千元をもらえるのは、ある種、地域における成績優秀者ですね。これはたしか、市町村ごとの平均をとって、市町村ごとの平均より、その地域の中でよかった人は最大十萬五千元をもらえる、成績が悪かったら五萬五千元しかもらえないということなんです。

予算の積算もやっただと思ひますが、この最大値の十萬五千元をもらえるという農家は、全国でいうとどれぐらいの比率いらっしゃるのか。パーセンテージ等、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○江藤副大臣 率直にお答えします。今の段階で、何%になるということは、申し上げることは不可能であります。数字は持つておりません。

○玉木委員 では、副大臣、これだけ。全員が全員十萬五千元もらえるわけではないということ、は、そのとおりですね。

○江藤副大臣 私は地元を歩いておりますけれども、少し時間がたつて説明をした結果、非常に意欲は高まっております。

私のところは、宮崎県の場合は四百九十八キロなんです。そういうところは、もうこれはクリアできる、頑張ればできるという農家が非常に多い。ですから、私のようなところの畜産県は、飼料米をつくって、稲わらもつくって、そして最高金額の十萬五千元をもらって、さらに耕畜連携ももらって、多収性品種の分のお金ももらって、できることなら二毛作助成ももらって、がっちりいただくぞという意欲も高まっております。

張れば報われるのかなと思つたんですが、市町村単位の平均値をもとに正規分布すると思うんですね。平均値があつて、その人たちが多分一番多いんだと思うんです。全員が全員頑張ると平均値が上がりますから、全国の絶対的な平均値からたくさんとればもらえるんじゃないかと、地域ごとの平均と比較して、よりすぐれている人がもらえるという制度になっていきます。そうですね、たしか。そうですね。

ですから、例えば、既に単収が極めて高い地域があると思います。その中で、さらに頑張つて、もう限界いっぱいまでみんな単収を上げていくのに、そこからさらに頑張らないと十萬五千元もらえなくなるというふうになるんです。

いづれにせよ、この最大値をそれぞれの地域でもらえる人は非常に限られるというふうに理解するのが正しいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○江藤副大臣 確かに、毎年見直しを行いますので、頑張ればこのハードルは上がっていくのはもちろんです。

しかし、私たちが申し上げているのは、我々日本人は米をつくるのがやはり得意、農地の特質もそういう方に向いております。そして、畜産にとつて一番問題なのは、輸入飼料に頼らなければならぬ。それによつて経営がいつも圧迫されている。だから、何としても飼料の自給率を上げていきたい。

ですから、このハードルがだんだん上がつていくことも、多収性品種を使えば一千キロとか、そういうことも技術的にはもう可能になつておりますので、これはやはり頑張れば報われるという制度で持続していく。潜在的な需要が四百五十万トンあるとは言つておりますけれども、いきなりそこに行くとは思つておりません。しかし、できる限り輸入に頼らない畜産経営を目指して、この制度を有効に活用していきたいと考えております。

も、このパンフレットの十二ページの書ききとろに、各地域への適用に当たっては市町村等が当該地域に定めてある単収を適用しますというところが、つまり、八万円の標準単収値というのは市町村ごとに決まるということになっていきますね。

ですから、みんなが頑張ると、市町村ごとの平均値自体が上がっていくので、どれだけ多くの人にこの十萬五千元が適用されるのかについては、もちろん予算の枠を全体にふやせばそういったことも可能かもしれませんが、やはりこの十萬五千元をもらえる人は非常に限られた農家になつてしまふのではないかと、ちょっと懸念を表明しておきたいというふうに思ひます。

続きまして、いわゆる日本型直接支払いの話をしたいと思ひます。

資料の三を見ていただきたいと思ひます。これは、先ほど寺島委員からもありましたけれども、七年前の農水省のパンフレットであります。

これは、先ほど言つたように、いわゆるゲタ、ナラシのと、ろの政策に「生産条件不利補正対策（日本型直接支払）」と書いてありまして、私は、世界的な直接支払いの言葉の使われ方としては、こちらが極めて自然なかなというふうに思つております。ダイレクトペイメントということで、条件不利補正というか、ギャップ、販売価格とコストの差を埋めていくということで、非常に自然な使われ方かなと思つておりますが、それが今回、右側の現在のパンフによりまして、多面的機能に着目した今回の支払制度、農地・水の改善版だと思ひますけれども、これが日本型直接支払いというふうには呼ばれていないわけであります。

これは今から言つてももう時遅しなんです、与党時代も、また野党になつてからも、さつきちよつと赤澤委員の質問にあえて答えて、私は、名前なんかは農家のためだったから幾らでも変えていいと思ふんです、こんなことを言うのも法案提出者としていかがかと思ひます。

ただ、いわゆるダイレクトペイメント的な発想で日本型直接支払いを設計するのであれば、米の岩盤部分と畑作物の営農継続支払いの二万円の部分、こういうものを少し統合して日本型直接支払いと呼んで、きちんとした岩盤が入っていくんだという、ここという緑の政策の部分を少し手直しして、日本型直接支払いと呼んでいただければ、現場の農家にも混乱が生じないし、我々としてもそこは折り合えるところなのかなとひそかに私は実は思っていたわけでありました。

ただ、それが、出てきたら、農地・水の方を一部とって、それを日本型直接支払いというふうに名づけてしまっているの、正直、若干無理が生じているのかなというふうに私自身は思っているわけですが。

質問なんです、こういう過去からの経緯、名前も、日本型直接支払いというのが別のものを指し示すことになっておるんですけれども、今回の法案を見ますと、日本型直接支払いの法案なんです、私の調べた範囲で、法案のタイトルにも、あらゆる条文のどこにも、直接あるいは直接支払いという言葉は一言も出てこないんですけれども、これは事実関係はいかがでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

今回の日本型直接支払いの法制化についてでございますけれども、この法律上、日本型直接支払いという名称は規定しておりません。(玉木委員「直接支払い」と呼ぶ)失礼いたしました。直接支払いという言葉も、規定はございません。

○玉木委員 私は、これが本当に直接支払いであれば、法律上明確に直接支払いを定義し、そして、これが直接支払いだということを法律の中に明確にやはり書き込むべきだと思います。

ただ、今申し上げたように、いわゆるダイレクトペイメントという形で、生産条件不利補正の中には多分書けるかもしれませんが、共同作業、共同事業に対して払っていくというこれまでの農地・水等を改めた法律の中には、やはり正

直、法的には書きづらかったというのが実態なのかなというふうに想像いたします。

ですから、農家に対しての説明も、戸別所得補償の固定払いの部分がなくなったものが新たな直接支払い制度で補填されるかのところの説明するのは、これはやはり極めてミスリーディングではないかなというふうに思っております。

その意味で、次に質問したいのは、日本型直接支払い制度のうち、今回新たに創設されたとする農地維持支払いでございますけれども、私は、これも何か創設というような感じがすごくしないんですね。

私の説明が下手かもしれませんが、地元で新しい農政を政府にかわって説明するときに、今の農地・水で、単価がちょっとアップします、あと、五年やって〇・七五掛けになるところが、一部これはちゃんと減りませんか、現在の農地・水を前提に、農地・水がこういうふうに変更しました、よくなりました、交付単価がふえます、交付要件が少し緩和されます、こういう説明をします。

実際、農地維持支払いなんですけれども、農水省の資料の中に農地維持支払いの例示として挙げている、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、ため池の草刈り、農道の砂利の補充の典型四類型ですけれども、これは全て、現行の農地・水の制度における、国が定める活動指針及び活動要件の中での基礎活動の取り組みにまさに例示されているんです。

だから私は、単価が少しふえたり、農業をやっている方だけの団体にも払われる、これもある種の交付要件の緩和であって、現行制度と基本的にはほとんど変わっていない、何か大きく、戸別所得補償をやめた代替案として新しいのができまして、たいていは、ちょっと説明と違うのかなというふうな思っております。この創設した新たな農地維持支払いは、単なる現行の農地・水の交付要件の見直しと緩和にすぎないのではないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

今回の多面的機能支払いの中の農地維持支払いでございますけれども、農地のり面の草刈りですとか水路の泥上げですとか、先生のおっしゃるような、従来、農地・水保全管理支払交付金の対象としていた活動を対象としている面があるのは、おっしゃるとおりでございます。

また、これまで農地・水保全管理支払交付金では、そういった活動のみで支払いの対象になるかというところ、そうではなくて、そういった活動とあわせて農村環境の保全のための活動ですとか、一定の要件がございまして、それらと一体として行われる場合に対象としていたものでございます。

農地・水保全管理支払いにつきましては、例えば、畑地帯などでは水田地帯と違って共同活動が常態的に行われているとは言いがたい面もあつて、なかなか取り組みにくい面もあるといったようなお話があつたりいたしましたし、また、農地・水保全管理支払いで、農家のみならず、非農家、地域住民も含めた活動ということになっておりますけれども、農業者だけで取り組める、農業者の集団で取り組めるというようなことにできないかといったようなお話もございました。

そういうことも勘案いたしまして、今回、農地のり面の草刈りですとか水路の泥上げですとか、そういった基礎的な活動のみでも、それから、農業者、非農業者を含めた集団でなくとも、農業者のみの集団であっても取り組めるような、そういう支払いを農地維持支払いとして創設することとしたものでございます。それに伴って制度を整理いたしましたので、今回の多面的機能支払いとしたものでございます。

なお、恐縮でございます、先生のお話の中で、日本型直接支払いについて、農地・水に相当するところを少し形を変えて対象とすることにしたという趣旨のお話ございましたけれども、日本型直接支払いと称しておりますのは、多面的機能支払いに加えまして、中山間直接支払い、それから環境支払い、これらも包括して日本型直接支払い

というふうに称しておりますので、そこは事実関係として付言させていただきます。

○玉木委員 局長、今最後にお答えになったところというのは重要な話で、我々は、個々の農家に対する支援策と共同作業に対する支援策というのは、ある意味、分けて考える必要があると思っております。

例えば、戸別所得補償の岩盤部分というのは、個々の農家に対する支援です。我々は、この中にも多面的機能の支援が入っていると申し上げました。中山間の直払いも、もちろん共同事業にも払われますけれども、個々の農家にも払われることが可能です。かつ、環境支払いも個々の農家に払われます。ですから、我々は、個々の農家に払われるものは直接支払いと呼んでもいいと思うんですが、共同事業、共同作業に基本的に払われることを前提にしているものについては、ちょっと直接支払いと呼ぶのはいかがなものかということ、我々はこれは明確に峻別をしております。

ですから、中山間の直払いとか環境支払いを一緒に込めれば、その部分はまさに直接支払いですから、全体を込めたら直接支払いと呼ぶのは、それは当たり前です。ただ、私がずっと言っているのは、この農地・水をもつて、それを少し改めたからといって、これが日本型直接支払いというのは、ちょっとというか、大分ミスリーディングだなというふうに私は思うわけでありました。

先ほど来少し話がありましたけれども、つまり、農家の団体だけを無理につくってそこに流すんだつたら、農家に流したらいいんですよ、それは、それが、我々の多面的機能支払いの機能を持つて戸別所得補償の岩盤部分の考えなんです。

加えて、我々は農地・水は否定しませんよ。共同作業は共同作業で応援して、その中から発揮される多面的機能はしっかり応援していこう、ただ、個々の農家としても、それは、やめてしまつたらその個々の農家の営農活動から発揮されている多面的機能が発揮できなくなりますから、そこ

を支えていくというのが我々の考えなんです。

さつき、お金をもらうから継続する、お金をもらうからやめて人に出すというのは、私はこれも間違っていると思う。今実際、農家が現場でやっているのは、採算に合わなくても営農継続している人はいっぱいいます。まして、自分の年金を自己戸別所得補償として、年金を突っ込んでまで営農継続されている高齢者もたくさんいますよ。そういう方に対して、いつまでも年金を入れてまで営農継続できない、そういう中で、少しそこをおさえようという観点も我々の戸別所得補償にはあったわけであります。ですから、これを一律にばらまきと断じるのではなくて、よりよい今後の姿を、こういった議論を通じてぜひ見つけていければなというふうに思っております。

もう時間が参りましたので、引き続きこれは議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、私は、こういう議論ができるのは非常にいいと思います。いろいろな御批判もいただいて、若干不快に思うところもあるんですけども、ただ、本当にこれは大事なことだと思えます。大きな農政の転換について建設的な議論をこれからも続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げますということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○坂本委員長 午後零時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分開議

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村岡敏英君。

○村岡委員 維新の会、村岡敏英でございます。よろしくお願ひいたします。

午後からの農水委員会のスタートですけれども、この前、本会議で、林大臣にもお聞きをいた

しました。

我々日本維新の会、個別の政策はそれぞれ多少考え方は違うんですけども、やはりふるさとを再生するということが大切なことである。その一番重要なポイントが農業であると我々は思っております。そして、農業がしっかりと成長産業になり、担い手もしっかりできることによって、ふるさとにもう一度人を呼び戻して成長させる。それを、田園からの産業革命を起こそう、こういうような形で我々は思っております。

実は私は、十年間ぐらい浪人中だったんですけども、十年前から田園からの産業革命ということとを言っております。そのころ、十年前は、田園からの産業革命というと、そんなものはとてもできるわけじゃないかと。しかし今、政府の方針も含めて、六次産業化、そして海外にも売っていくという戦略、この方向性は我々と一緒だ、こういうふうにしております。

しかしながら、農業というのは、振り返ってみると、林農林大臣ももう一年三カ月ぐらいになつたと思えますが、私も、国会議員をやらせてもらって一年三カ月、この農林水産委員会に所属していますけれども、ことごとく、農業にしても林業にしても水産業にしても、災害があつたり病気があつたり、いろいろな面で、自然を相手にしながら国民の大事な食料であつたり環境、こういうのを守っているということで、大変広い分野であり、そして難しい分野である、こう思っております。

その上、なかなか生産者が価格決定能力を持ってない。その大きな原因の一つに、米にしてみれば、需給のバランスが崩れているということがあり、ほかの作物にしても、やはり世界的な、グローバルの中で値段が決まっているというのが食料の値段の決め方だ、こう思っております。

そう見据えたときに、米が今、需要が大変少ないから供給を減らさなきゃいけない。この視点は、国内だけを見れば正しいことかもしれませ

ん。しかし、国内だけ見ているというのじゃない、やはり、海外に二億トン以上の米の市場があるわけですから、そこを見据えていかなければならない、こう思っております。

また、野菜や何かにしても、では、海外はそれぞれの国が需給のバランスがとれていて、日本はもうこれ以上つくつたからといって海外にできないかというよりも、前向きに考えれば、世界市場で、食料はこれからどんどんふえていきます。人口がどんどんふえるわけですから食料の需要はますますふえるという視点の中で、農業者にはやはりやる気を出してもらわなきゃいけない、そして、経営として、しっかりと、若い人たちが農業や林業や水産業に行くことを、我々が新しい未来をつくるんだ、そういう気持ちになつていただくことが大切だ、こう思っております。

その中で考えてみると、自民党の、政府案も民主党案も、個別の中で政権をとられて、選挙目当てだとかという責めた議論も午前中ありましたけれども、選挙目当てでもいいんですという言い方はおかしいですけれども、それが、農業者がしっかりと将来農業を担っていく、成長産業につなげるというならいいわけでありますけれども、個別個別の対応だけで、全体の姿がなかなか見えてこないというのがあります。

そして、政府案の中で今回の経営安定大綱、さらには日本型直接支払い、これが構造改革につながるというこのことを言っておりますけれども、果たして、構造改革につなげようとするのは、この四つの中で、農地中間管理機構が大規模を目指すという中で、構造改革にはつながらないと思います。その中で考えると、経営安定対策、水田フル活用、日本型直接支払い制度の創設、この三つのリンクはどのように構造改革につなげると大臣は考えていらっしゃるのでしょうか。

○林国務大臣 まず、中間管理機構については、集積、集約を進めるということで構造改革ということである、こういうことで今言っていただきま

さらに、米政策の見直しで、先ほど来、午前中もやりとりがありましたように、一万五千円を規模にかかわらず一律の単価で交付するということが集積が進まない要因になっているのではないかと意味で、米の政策の見直しというの、構造改革と整合性を持って進めなければいけないという考え方が一つあつて、こういう考え方になつたということだと理解をしております。

それから、多面的機能法案については、まさに地域政策である農村の多面的機能、集落の維持、こういうことに資するというものであります。一方で、多面的機能支払いをすることによって、多面的機能支払いをお受けになつて農村の水回りとか草刈りをする、こういうことをやってくださる方が農村に残つていただいて、集約が進んだ後の担い手の負担がその分軽減されるということがあるわけがございます。そういった意味で、この多面的機能支払いについても構造改革に資するもの、こういうふうにご考えておるところでございます。

○村岡委員 この対象の農業者は、面積要件は外れましたけれども、一応は対象者は絞っております。その中で考えて、今大臣が言われました、それぞれ集落の中で、一緒に共同活動をし、そして農地を守っていくという姿勢は、確かにそれができればいいです。

しかしながら、離農して、最初、その方がまだ御存命のときはある程度お手伝いをしていただけるかもしれませんが、新しい人たちが、農業をしない人が果たしてその農村に住み続けていただけるかどうか。この問題は、将来に対してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○林国務大臣 やはり、これは政策でございますので、多面的機能支払いをしない場合とした場合でどうか、こういうことになるかというふうに思

います。

やはり、これがないと考えると、もう農地を中間管理機構によって出してしまった後、やることがないわけですね。したがって、そういうこと

るを、この多面的機能支払いというを加えることによって、共同で活動しようと。共同で活動するということを集落で話していただいて、それで契約を結んでお支払いする。お支払いした後は、大体四割から五割、今の事例でいうと分配されている、こういうことでございます。

やはり、その前に、人・農地プランというのが位置づけられているところと運動して、みんな今後この集落はどうしていくかという話し合いをしていただいて、その結果として、担い手に集約されて、集約された後も、地代が入ってくるだけではなくて、そういう活動を一緒にすることによって支払いがある。

これは、ないときと比べればやはり集落が維持されるということは、政策として生じる結果が出てくるのではないかと、こういうふうに通じております。

○村岡委員 そうしますと、段階的な政策と考えてよろしいのでしょうか。

それぞれが、離農しないように、今、リタイアしたときに、中間管理機構に土地を貸してお金が入ってくる、そのお金が入ってきて、することがないということもあるでしょうし、そこにちゃんと、離農しても離村しないようにしていただけたら、でも、それはその世代だけと考えているのか、段階的な対策だと考えて将来はまた一つ農村社会のプランは考えていくという、段階的に考えていこうというのかどうか、お答え願えればと思います。

○江藤副大臣 大変大事な御指摘だと思います。今でも、土地を持つていて耕作をしていない方は百七十万ぐらいおられますので、中間管理機構に土地を出してしまつたらその後は知らぬということも可能性としては出てくると思います。

しかし、大臣が言われるように、できるだけ定着していただく努力をしなければなりません。管理機構から借りたものに対して、維持支払いと資源向上支払いが支払われるようになりますので、多面的機能を維持するような支払いは、現

在、土地を借り受けて耕作している者に対して支払われることになりまして、次世代につながる政策だというふうに通じております。

○村岡委員 確かに五年ぐらいで、米の直接支払い一万五千元が、七千五百円になって、なくなるということですから、いろいろなことを五年単位で考えていかなきゃいけないとは思っています。

しかし、今の世代での農村、そして農業者に対する対策と、前もここでお話ししましたけれども、十年後、二十年後の農村社会というのを描くのがないと、若い人たちが入ってこないということがあるんです。

今、対策の全ては五年、十年。もちろん、見直しながら十年間のスパンというのは大切だけれども、二十年後、どういうふうに通じていくのか。若い人たちが農業に参入するのには、例えば中学生や高校生が入ってきて、しっかりと農業者に定着というのは大分先なんです。その部分をやはり描くべきじゃないか、こう思っておりますけれども、どう思われますか。

○林国務大臣 まさにそのために、先ほど申し上げたように、担い手に集約をしていくということをやります。法人が入ってくるということもやる。そういうふうにして、ある程度、構造改革をして、業として成り立っていくという姿がないと、ずっと一人でリタイアするまで細々と続けていくというところに、果たして、後継ぎ、それはその御家族であつてもそうでないにしても、入ってこられるだろうかということを考えますと、やはりそうではなくて、一定の、農地中間管理機構等で集約したところにして、高付加価値をしたり、六次産業化をしたりして、業として成り立っていく。

先ほど、経営感覚という議論もいたしましたけれども、そういうところになって初めて、次の後継ぎ、それは子供ということにかかわらず、後をやっていく人、新規就農者、若いやる気のある人ということが入ってくるであろう、こういうことでございまして、やはりそういう意味でも、今

回の改革を進めていく必要がある、こういうふうに通じております。

○村岡委員 もちろん、政府案の方は、いろいろな生産をして、そのきちんとした成績を上げた人になるべくしっかりとした対策をしていこうというのを掲げていると思います。

一方、民主党の方は、全体的に農業を一つと考えて支えていこうと。中身を見ると、戸別所得補償以外はそんなに変わりはない、ネーミングのみというふうな感じもするんですけれども。戸別所得補償は違います。我々も戸別所得補償は賛成しておりますので、これは違いますけれども。例えば、ゲタ、ナラシにしても、日本型直接支払いといいますが、それから中山間地の問題にしても、そんなに中身が違うような気がしないんです。

大臣は今説明していただきましたから、民主党の大串議員に、どこが違うのかちよつと説明していただければ。戸別所得補償はいいということです。

○大串博議員 戸別所得補償はいいということでは、戸別所得補償の説明はいいということですね。

私たちは、ふるさと維持支払いということで、今回、三法案まとめて法制化の提案をさせていただきました。基本的には、これまで定着化してきた農地・水、そして中山間、そして環境支払い、こういったものを法制化して、安定化していきたいということですが、その中でも、これまでの経験に基づいて、少々改善するべきところがあるのではないかなというふうに通じております。

幾つかございまして、一つは、農振農用地以外のところでもこれを使えるようにしていくこと、あるいは中山間におきましては、中山間、斜度に応じた支援以外の場所でも、分散錯雑等になっている等々で条件不利というところがあるんではないかと、あるいは、農地・水につきましましては、五年をもつてして、一律に七割五分の単価になるというふうなこともございまして、連年連年、

いろいろなことを考えて議論をし、やつてくださっているようなところに関してはしっかりとそれを評価した上で、一定の支援を盛り込んでいくようなことも含めて考える。

さらには、事務手続が非常に煩瑣であるという声もございましたので、これを軽減していくようなことも考えるといったようなことを盛り込み、改善をしていきたいというふうな提案でございします。

○村岡委員 予算づけとしては、全く自民党と民主党とは違うと思ひます。

例えば自民党であれば、一万五千元のものを七千五百円にして、しっかりと中間管理機構であつたり日本型直接支払いに行つて。民主党の方は、一万五千元のままで、予算は当然ふえてしまふ。その財源をどこから持つてくるのか、というのはお聞きしたいとわかりませんが、農業予算がまたふえるということになる、こう思ひます。

そこが、では、全く違うかというところ、方向性としては、農業者、農村社会をしっかりと守つていこうという中、どこに予算をかけるかという違いなわけですが、農業者は、先ほど江藤副大臣が、飼料米の件で、がっちりもうけてもらひしよう、こう言つておりましたけれども、がっちりですか、がつりですか、どちらかわかりませんが。

前回も一回出させていたんだすけれども、秋田県の農業者の、五ヘクタール、十ヘクタール、それぞれどんな感じで経営を考えているかというので、シミュレーションしてつくつたわけですが、基本的には、農業者であればこのぐらゐの試算はしないかと、それは経営として全く成り立たないわけですから。

例えば、五ヘクタールのところを見ていただければ、五ヘクタールのところで、主食用米が三ヘクタール、転作物物が二ヘクタールで、加工用米だと、つくるとこのぐらゐの収入になるな、備蓄米だとこのぐらゐになるな、今度は、飼料用米だ

やはり、こういう類型の方が、各県でというよりは、今回はもう水田フル活用ビジョンをしてい

でというのは個人でということではなくて、集落でいうことで水田フル活用ビジョンということとでございいますが、そういうものをつくってアウトプットを最大限やっていたかどうかということが、まさにみずからの経営判断でやっていたかどうかということにつながっていくだろう、こういうふうに思っております。余り我々としてこれが一番主

その部分を考えたときに、農業者の現場の人たちが、農業機械や資材や肥料に補助金を出してくれ、それで安くしてくれ、我々に直接お金をもらったってそれをメーカーに吸い上げられちゃう、こういう御意見が結構あるんです。

それは、民間の企業にそういうことはできないことはわかっていますけれども、何かコストを下げるという中で、せっかく農林省がいろいろな分野に農業者がしっかりと自分で経営判断してコス

例えば、政府の方針でどこかの部分に補助金を

出すというと、農機具メーカーがすぐさま、楽に機械化できるというような提案をしてきたり、ハウスを提案してきたり、いろいろなものが来るわけですから、そこまでする必要がなかったりしているわけですが、本当は、しかし、実際には、勧められると、いや、そうだな、これは小屋を建てなきゃいけない、農業機械は大きくしなきゃいけない。これは売れる方の方がうまいんです、現実には、買う方が、かえって、その言葉で買ってしまったんです。

そういうものは自分でやれというのは確かなんですけれども、しかし、この政策をやっていくときに、経営感覚を持つというのが、先ほど言った、私も求めたシミュレーションもあるでしょうけれども、それから国の中で需要の予測だとかいろいろなものを出すことも大切なんです。しかし、根本的なところで、どのぐらいの投資をするかというときのものが、どうも経営感覚の中で、やはりそれは、初めてのときはぜひ農林省の方で、別に買いう方を教えてくれというわけじゃないです。こういう機具とか何かの投資だとかというのは、どのぐらいの投資の中でこういうものをつくっていくかという部分はある程度出さないと、せっかく新しいものに挑戦したときに、投資し過ぎて赤字になっている例は非常に多いんです。

この辺を、大臣なのか江藤副大臣なのかわかりませんが。

○林国務大臣 まさにこのあたりが、先ほど来あるように、集積を進めて、担い手と言われるような、経営感覚を持った方が大宗を占めるように今からしていこうというところの一つのポイントではないか、こういうふうにも思っております。

そういう意味では、経営マインドを持っていたかどうかという中で、そういうところ、実際にコストがどれぐらいかかるのか。これは売り上げとの見合いです、コストという中で、例えば、機械を買うということは設備投資ですから、何年で償却して、どれぐらいのコストになるのかということ

見ながらやるということが経営ということであらうか、こういうふうにも思います。

では、放っておいてそれが身につくかということも、先ほどやりとりしたとおりでございまして、最終的には御自身がそういう意識を十分に持っていたかどうかということなのでございませうけれども、やはりそのツールとして、経営改善のためのチェックリスト等から成る経営指標というのは実は公表しております、こういうものに基づいて自己点検をされたらいかがでしょうかということをやっているわけでございます。

例えば、販売に関して、複数の販路を比較検討して販売先を決めているか。誰に売ったら一番もうかるか、こういうことですね。それから、資材等の購入に関しても、複数の取引先の価格を比較検討して調達先を決めているか。これは商売のイロハで、相見積もりと我々は言っております。これも、こういうことを経営指標の中でチェックする仕組みになっております。

こういうことを活用していただいて、やはり経営らしい経営を育成していくということは、我々もしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

○村岡委員 確かに、それはもう一番最初の段階で、経営するとはどういうことなのか、経営チェックリストは大切だ、こう思いますので、農家の方々にそういう感覚を持っていただくために、それはぜひ進めていただきたい、こう思っております。

しかしながら、先ほどの機械メーカーの投資であつたり、ハウスメーカーの投資であつたり、資材の投資は、その人たちが、チェックリストというか、これをこのぐらい投資してもこのぐらいもつけられますみたいな、シミュレーションみたいなものもやつてくれるんですよ。それを見て信じると、そうではないんですよ、現実には。それは不動産投資とも一緒なんです。いろいろな企業で、証券会社に行っても、これは株と同じで、やはり売るときにはいいことを言うんですよ。だから、

そのチェックリストでちゃんとつけていって、それはなかなか難しいんです。現実が、そういうことがなかなか経営感覚を持つということが難しいというところは本当に思っておかなきゃいけない、こう思います。

それは、江藤副大臣、どうですか、農業県でありますから。

○江藤副大臣 突然言われて、何と答えしようか今考えておりますが、ただ、私は、畜産県でありますけれども、ハウス農家もすごく多いんですよ。そして、結構耐熱性ハウスが多いんです、いわゆる簡易なビニールハウスじゃなくて。そうすると、ヒートポンプとか、いろいろなものを今、化石燃料から電気にかえた方が安いというので切りかえが進んでいるんですけれども、結構相見積もりをとっています。

そして、同じ品物を買っている農家であつても、実は江藤と林では同じ品物を同じところから買ったのに値段が違うという現象も起こっておりますので、やはり地域の農協の青年部なり、そこで情報を共有化して、俺は何で買ったぞ、おまえは何で買ったぞ、俺は何で買ったぞ、それはおかしいわい、そういう話し合いも、やはり地域のつながりというものは、人・農地プランじゃありませんけれども、地域がやはり一つになることによつてバイヤー・イズ・キングというような世界も実現されていくのかなというような感覚を今、議論を聞いていて思いました。

○村岡委員 この議論を続けても、地域によつてもなかなか違うかもしれません。

ただ、安く買つたら、なかなか言わないんですよ、実は。そんなに共有しないんですよ。例えば、この制度を使つたらこの農業でもうけたとか、ここでやつたらよかつたとかというのは、それはなかなか言わないんですよ、現実には。

だから、情報共有というのはこれから進めていかなきゃいけないとは思いますが、実は、もとと日本の文化の中に、隣のうちに蔵が建つとやらやましい、おもしろくないという文化があ

るわけですから、水のとり合いもあつたわけですから、経営でうまくやっていると、近くにもう御殿を建てている、あいつ、うまいことやりがつたというのもあるんですよ、それは。なかなか共有できないことには、やはり農業は変わっていかないと。

そういう意味では、江藤副大臣の宮崎は畜産農家が多いので、情報も結構出ているのかもしれないけれども、やはりこういう、全国いろいろな農家がいまいますが、共有する情報というのをもう少し何か、農協に指導した方がいいのかどうか分かりませんが、そういう部分の情報の共有というのはこれから本当に大切になってくると思います。

それは、政府が一定の値段を出すということだけじゃなくて、こういう事例が、例えば不動産なんかはこういう取引して、事例だとかというのはありますけれども、いろいろな情報をやはり出すということ、政府が出すのがいいの、政府が出すという、林農林大臣は商社にもおりましたから、経営は自分で考えるものだ、こういうふうな考え方から、余り政府がかかわらないとすれば、そういう機能を農協にきちんと持たせるようにする。

この情報共有が、今現在、余りできていないということに、経営に踏み込むとき、なかなか感覚的に、いや、俺らは生産者だよ、生産だけしていいやいいじゃないかという感覚がまだに残っている人たちがいるわけです。それは、ある程度の高齢者でリタイアする人はいいですよ。そうじゃない人も中にはいるわけで、ここはやはり情報をちゃんと共有するところを、政府にできないとすれば、これから農協改革も考えられているようにですけれども、どう思われますでしょうか。

○林国務大臣 基本はやはり民間の取引ということですから、政府がどこまで介入していくのか、情報をやるのかというのは、一定のおのづから限度があるのではないかと、こういうふうにも思います。先ほど申し上げたように、個々の農家が、特

それから、集落営農が法人化したり、法人化してだんだん大きくなっていけば、そういう農協としての組織とは別に、自分のところで経営マイソドを持つ。

また、経営感覚を持って判断をするということと価格交渉力があるというのは、同じようではないわけでありまして、やはり、ビジネスをやる場合に、価格交渉力というのは、規模が大きいというのが一つの大きなポイントになるころもあります。

したがって、規模が大きいということはたくさん買うということですから、ロットがふえれば単価は落ちるということがあるわけでございますので、そういうことがいろいろ相まって、きちつとやっていくためには、担い手の方が大宗を占める農業構造、こういうものを目指していくことは大事ではないかというふうに考えております。

○村岡委員　ぜひ、経営感覚がなければ、この制度が、それぞれいろいろな納税の大きなお金を、この使つてやつてゐるわけで、その中でいくと、先ほど、農協にも指導してくださいということですが、いろいろな機械とかいろいろな資材のメーカーの、人たちが、それからスーパーや、いろいろな食品を売つてゐるところ、飲食をやつてゐるところ、いろいろなマツチングを農協がほとんど農業者とやつてほしいんですね。

価格交渉というのは、それは五十ヘクトール百ヘクトール単位に全部なればいいですけれども、小さい単位で自分でやっていても、これはなかなか難しいです。やはり、農協の新しい役割の中で本来ならばやっていなきゃいけないんですけれども、そのまま集めて比較的大きな消費者に

売っていた、流通業者に売っていたというのが現実ですから、もう少し農業者の人たちも感覚を持つとすれば、先ほど言った情報共有の部分も、農協でしっかりやる。

そして、さらには、民間の最終的な販売者となる人ともいろいろなマッチングで会うというような場合を、異業種交流じゃないですけども、消費
者にかかわる場を農協がしっかりと農業者とつく
るとか、いろいろな部分を農協が新しくやってい
かなきゃいけない。

経営感覚を本当に持つてもらうという意欲を、政策の中で、例えば本会議場でも話しましたけれども、オランダがあれだけ先進的な農業になった最初は、先端的な技術開発や経営の感覚を学ぶところにお金をちゃんとかけているんです。

だから、そういう意味でいくと、それがどういう政策になるかというのは、もちろん、いろいろな例を考えなきゃいけないですけれども、その感覚のところにちよつとお金をかけながら農協が変わっていくポイントになれないものか、大臣はどうか、う思われますか。

○林國務大臣　まさにおっしゃるとおりで、農業者の協同組織が農協でございますから、やはり農産物を有利に売る、ただ入ってきたものをばんとやるだけではなくて、みずから販路を開拓する等のことをやるということと、それから、生産資材の価格の引き下げ、売ったものとコストの差が所得になるわけですから、これがやはり重要であるわけでございます。

御案内のように、三月七日に全中が自己改革案というのを発表しておられまして、現在、組織内で討議をされておられる、こういうふうに通つておりますが、その中でも、担い手サポート型を主力とした営農、経済事業方式の確立ということが挙げられておりまして、例えば、担い手専任担当の増員とか、担い手のいない地域でのJA出資型法人の設立等々が書かれておりますし、新たな販売事業についても、経済界との連携によるパブリックチェーンの構築ですとか、目標を設定して

輸出を拡大するとか、そういうところが書かれておるところでございまして、今後具体化がされていくことを期待しているわけでございます。

やはり、こういう農業者の協同組織であるという原点に立ち返った農協の改革というのが望まれるということです。

○村岡委員 今、大臣が言っていたように、ＪＡグループで、みずから自己改革をするというところで、例えば企業買収だとか企業との連携だとか、そういうことでＪＡも、改革はまだまとまっていないと思いますけれども、そういう方向性に行くことが新聞の記事では書いております。

ただ、全農の一番上の人だけ経営感覚を持っても、これはまた同じことです。やはり、今大臣に私が話したのは、農家一人一人が、ある程度の経営感覚と、それから最終的に販売するとき、自分の農産物は幾らで売れているのか、どんな評価がされているのかとわかるためには、やはりいろいろな方々が集まったところで農家の人た

ちも参加する、これが大切なんです。そして、今は二百何十万人いますけれども、将来的には農家の人が何万人になると想定しているかわかりませんけれども、仮に二百万人だとしますけれども、二百万人の営業マンがいたらすごいですよ、この国に。そういう感覚を持った農家がいたら、日本の農業に対する、食に対するものが変わってきますよ。

今まで、つくただけという中で、農協で預かって、幾らで売れているのか、どこで売っているのか、また、どんな評価を受けているのかというのはわからなかったわけですから、それを変えていくということになると、やはり農協が変わらなきゃいけない、一番、農業者と一緒にやって農業を変えていくという気持ちにならなきゃいけない、こう思っています。

ぜひ大臣、JAがみずからの改革もすると思いますけれども、そういう改革は何が必要かという部分も、少し農林省の方で、またそういう形の御指導もいただきたい。やはり、初めて改革しよう

という気持ちになっているときに、何から手をつけていいのかわからない。一番は、農業者全員がこれからは経営感覚をきちんと身につけなきゃいけないんだということを、改革の中で、農協が農業者と一緒にやっていくことをしつかりと考えるなければならないと私は思います。それ以外にもいろいろな問題はありますけれども、そこがまず一番だと思っております。

そして、農業、農協の改革のことで触れましたけれども、もう一つ大きな農業の問題が、消費者側が現実には余り理解していないんです。何でもこんなに農家にお金がかかるのか、二兆円以上も。それを多面的機能という中で、森から海までを含めて自然環境、そしてまた、世界の人口が爆発しているから、その中で考えると食料が不足する。いろいろな部分で農林省は頑張っているんですけど、しかし、一般の人たちどころか、この国会の中の議員でも、都会の議員はなかなか理解していません。

その部分でいくと、大臣はまず国会から、政策の違いは別ですよ、本当は農業で、選挙目当てででお互いに争っているのはもうやめなきゃいけない、農業は食の中で一番大切なことですし、食の文化とそれから人間の命を守ることですから、そういう意味であつて、国会議員全員にこの農業の二兆五千億を使いながらやっていく意味をどういうふうに大臣は御説明をこれまでもしていますか、それから、同僚の議員の方に言っていますでしょうか、都会の議員の方に。

○林国務大臣 私自身、山口県の選出でござい
ますので、完全な農業、林業、水産業の県というよ
りは、工業も商業もある、よく言えばバランスの
とれた、悪く言えば余り特色のない産業構造とい
うことになるのかもしれませんが、したがって、
常に工業に従事されている方と、それから農林水
産業に従事されている方と、いろいろなところで、
しょっちゅう言っているわけでございまして、余
り納税者という感覚で見て、農林水産業以外の
方から、なぜあそこだけというのは、それほど

しよつちゅう聞くわけでもありませんが、やはり根底には、自分の業と比較してどうかと。どうしても、それぞれの業を持っておられますので、そういう見方になるのかなというところはまず否めないところはある、こう思っております。

まずは食料を国民にきちっと供給するというのが国の大事な責務でありますから、食料自給率についても、カロリーベース、生産額、それから今度は自給力というのをお互いに議論することになっておりますが、こういうものを、あわせてしっかりと、この間とつたアンケートには、かなりの方が将来不安があると答えていらつしやるわけですから、なるべくそういうものがないように、きちっとしていくということ。

それに加えて、やはり多面的機能ということ、水を保全する、またCO₂を吸収する、集落を維持する等、いろいろな機能があります。これは一言で、例えば多面的機能の方は、やはりあある、うちの場合は棚田の風景というのがああるんですが、なくなつちやつていいですかね、もう全部コンクリートの都会のビルだけに日本じゅうがなつたらどう思われますかというのを、私はこの仕事になる前ですが、工業に従事されている方との懇談の中で申し上げたことがあります。やはりどこかで、おじいちゃんはやつていらつしやるとか、御親戚がやつていらつしやるとか、山口県でございまして、そういうところがあつて、そういう風景を体験されておられますので、そういう意味で必要なんだという定性的な認識はやはり持つていただけるのではないかと、こういうふう

に思っております。

あとは、予算の水準、単価の水準等をきめ細かくきちつと御説明していく、こういうことが必要になってくるのではないかと、そういうふうにご

業に行くまでの間は相当投資もしなきゃいけないといいますが、国費も使わなきゃいけない。これが理解されないと、また制度を変えて、先ほど、午前中も出ていた猫の目政策、もうお金がないからやめるといふことで途中で政策が変わらざるを得ないということがありますので、やはり消費者からもしっかりと理解されるということの部分も努力していただきたいと思っております。

午前中でしたか、昨日でしたか、「銀の匙」の話題も出ていましたけれども、それは、畜産とか、農業をやる人と、それから一般の見る人も、どちらを見ても、農業っておもしろいなという部分では大変いいことだ、こう思います。

そういう意味では、農林省も、農業というものをしっかりと、国の人間の命を預かるんだという部分の宣伝をもう少し積極的にやらなきゃいけない。

例えば、テレビ番組なんかで、農家を訪ねていって、女性のタレントと一緒に物をつくって、それで食べてみておいしいというような番組がいろいろあります。グルメ番組もあります。

そういう意味で、林農大臣は、もう大変日本酒もおもしろい、飲みますし、ワインもおもしろい、飲むそうです。また食べ物も非常においしく食べられる方なので、積極的にテレビに出て、この前、総理は、いいとに出ておりましたけれども、いろいろな部分で、農業の理解、食の理解、そういうことをするのであれば、我々日本維新の会は、国会改革だということですから、大臣、どうぞ地方にも行って、農家に一泊して、その人たちが何かいろいろ話し合をして、そういう映像を流しても、我々は、きょうは大臣はそういうことで行っているということであれば、ここに

来られなくても全然大丈夫ですので、何かもう少し積極的な農業を考えてほしい、こう思っているんです。

やはり、大臣みずから出向く、そして農家の方々と話しながら、大臣のこの雰囲気だと農家の人たちは喜ぶと思ふんですよ。そして、食べ物も

おいしそうに食べると思ふんですよ。それをテレビで見てもらつてやるぐらいの、やはり何かもう少し、ネガティブにこの政策を、何かこつちの方の政策は選挙目当てだとかこつちが選挙目当てだとかいう議論を、せつなくきょうは一緒に並んでやるわけですから、お互い、野党そして与党を経験した同士、もう少し、農業はこの農水委員会全体でしっかりと考えよう、こういう雰囲気になつてほしいわけですね。もう農業を選挙で振り回すのだけはやめてほしい、これだけはもう本当に、お互い与党を経験した人たちはそれを考えていただきたい、こう思います。一言ずつ、大臣と。

○林国務大臣 全くおっしゃる通りだと思つておりますので、お呼びがあればいろいろなところへ出かけていって、テレビの前でおいしそうに食べるというか、もともとおいしいものですからそういう顔になつていられると思ひますけれども、やりたいと思ひます。

この間も実は、「食べて応援しよう」ということで、福島産のヤナギダコだったと思ひますが、農水省の食堂で根本復興大臣と一緒に試食させていただきました。

それ以外に、特に去年の秋には、うまいもの甲子園という、全国の農業高校の皆さんが御当地のいろいろなグルメをつくつて全国一を争う、こういうものがありまして、そういうところに出かけていって一緒に食べるとか、いろいろなことをやってまいりましたので、今後も積極的にそういうものは続けていきたいと思ひますし、「銀の匙」に続いて、今度は林業の映画、グッドジョブではなくて「WOOD JOB」というのが、これは五月だったと思ひますが、封切りされます。

きのうの農林水産省の入省式の訓示でも、ことし入省される若い皆さんに申し上げたんですが、こういう映画が相次いで封切りをされるということとは、やはり若い方、これはコミックはもう爆発的に売れているわけですね、「銀の匙」なんかです。それから、そういうことの関心を持つていただけるという、一つの追い風と捉えて頑張つていこうで

はないかということも申し上げたわけでございます。

やはり、そういう国民の皆様全体の御理解、それから、何よりも、食文化が無形文化遺産に登録されましたので、やはり食べるもの、またそれをつくつていただいた自然から、農家に始まつて流通、最後のところまで、食卓に届くまでの全ての皆さんに感謝をする、いただきますと手を合わせて食べる、これをしっかりと、日本食文化のいいところとして、我々自身ももう一度肝に銘じるべきではないかな、こういうふうにも思ひます。こうした思いは、こちらにいらつしやる民主党の提出者の皆さんと全く変わるところはない、こういうふうにも思ひますので、しっかりと、同じ目的に向かつて力を合わせていけたら、こういうふうにも思ひます。

○大串(博)議員 ありがとうございます。農政に与野党なしということ、全く同感でございます。

そのもととはどこにあるかというと、農業を行う方からしてみると、先に見える農業政策、それによつて将来を見渡しながらか安定的に農業をしていきたいということ、これが農業の特質なんだと思ふんです。そのことに向かつて、私たち責任をみんなが負つていっていると思ひますので、そういう使命感を持ちながら、議論に臨んでいきたいというふうにも思ひます。ありがとうございます。

○村岡委員 最後になりましたけれども、ぜひ、本当に選挙目当てはやめて、この農水委員会、農業の成長、そして環境保全ということをやつていきたい、こう思ひます。

それはまた、TPPの問題にもかかわつてくると思ひますが、TPPが国益を守れて、しっかりとしたことができればいいんですけれども、交渉事によつて、これは捕鯨の場合は司法でしたけれども、このときの新聞には、捕鯨だと、まさかの日本完敗とか書かれていたわけですね。そんなことにはならないようにしなければいけないですし、それから、世界のグローバルの中で

日本の農業がしっかり成長していくということのために、我々維新の会、与党を経験した人がなかなか意見がうまくいかない場合は我々が仲立ちますので、両者一緒になって農業の成長のために頑張らましよう。

ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 日本維新の会、鈴木義弘です。先週に引き続きまして、きょうの議題は、ちよつとそもそものところから入らせていただければなというふうに思っております。まず一番目に、農業の保護政策についてお尋ねしたいと思います。

先日、ある記事を目にしました。農業界では、農業の存在理由や政策の目的についての議論がなされないまま政策が論じられることが多い、つまり、なぜ日本に農業が必要なのか、なぜ農業を保護するのかという大もとのところがおざなりにされているのだ、農業だから保護するのは当然だというところから議論が始まるというものであります。

今国会で、大きく戦後農政の転換点を迎えています。二十六年度予算では二・三兆円、経営安定のための制度の導入や多面的機能の維持として法案が出されています。そもそも、なぜ農業を保護するのかを問いたいと思います。

農業を保護する理由の一つは、食の安全保障を維持する必要があると言われています。他の物資と異なり、食料は人間の生命、身体の維持に不可欠で、わずかの不足でも人々はパニックに陥る。

一九九三年に起きた平成の米騒動の際、米が足りないというところで、主婦がスーパーに押しつけた。一九一八年、ちよつと古い話ですけども、大正の米騒動のときよりも、食生活に占める米の比重が大幅に低下しているにもかかわらず、またパンなどのほかの食料品は潤沢にあったにもかかわらず、起こつていと言われている。

私のところでも、当時、おじいさんとおばあさんが米が食べたいと言うので、ちよつと作況指数

が七十幾つぐらいの時代だったと思うんです、そのときに、そばでもラーメンでも食べればいいじゃないかと言ったら、いや、米が食いたいんだ。茨城で譲ってもらったのが一俵四万五千元、新潟で譲ってもらったのは六万だったんです。翌年には普通に新米が出てきましたから、値段がばつと下がったんですけれども、そういう状況が続いたこともありま。

日本が戦争に巻き込まれる可能性が小さく、想定外だからといって、防衛力を持つ必要がないという人は少ないだろうし、発生する可能性は低くても、生じたときに国民の生命そのものに危害が及ぶなど重大な事態であれば、想定外としてはならない。食料も同じである。日本のような食料輸入国で軍事的な危機が生じたときには、食料の輸入も途絶え、必ず食料危機が発生する。これに対処するためには、一定量の備蓄と国内の食料生産能力を確保しなければなら。

ところで、食の安全保障とは誰の主張なのかというのが問題なんだと思うんです。まず初めに、大臣にお尋ねしたいと思。

○林国務大臣 委員のお聞きになったことは、委員みずから今おっしゃつていただいたところに入つていたのではないかと、こういうふうに思いますが、基本的には、誰かといえば、これは食料・農業・農村基本法をおつくりになつていらつしやる国会であり、それをもとに、この基本法に定められた基本計画をつくつてい

る我々政府ということとが一つあると思います。そこにさういうことが、条文として、また基本計画として書いてあるわけでごさいます。しかし、法律的に言え

ばさういうことでしょうけれども、それにどまらずに、これは広く国民の間の共通理解ということではないんだらうか、こういうふうに思っております。

この間、アンケートについて、たしか九六％という非常に高い数字でござ

いましたから、この数字が適当なのかどうなのかというの

はおきましても、食料安保をきちつとやるといことは国民全

体の要請であり、それを反映して基本法ができ、それに基づいて基本計画がある、こ

ういうふうな理解をしております。

○鈴木(義)委員 ごもつともだと思

うんです。食料安保については、本来、消費者の主張なんだと思うんです、生産者側の農家や農業団体の主張ではなくて、今申し上げ

ました米騒動のときにもありましたように、スーパーや小売店に殺到したのは主婦であつて、農家ではなかつたわけ

です。ですから、食料安保を言うのは、やはり国民の側から、私たちの安全を保障してほしいということなんだと思つてい

ます。

にもかかわらず、政府は、農業団体である農協の強い要請により、古い話ですけども、現在の四〇％の食料自給率を今後十年間で四五％に引き上げるというのを二〇〇年に閣議決定して、それに基づいて行つてい

るんだと思ふんです。消費者団体よりも農協の方が食料自給率の向上を主張されて、食料安全保障の主張に熱心に取り組まれてきた事実があります。さらに、民主党政権では食料自給率の目標を五〇％に引き上げたとい

うこともあります。

では、今まで食料自給率は向上してきたのか。今までの政策をずつと、十五年

余り続けてきたと思ふんですけれども、それで自給率が上がったのかという問いかけにお答えいただければと思

います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、平成二十二年

度に策定した現行の食料・農業・農村基本計画、ここにおきまして、食料自給率目標を平成三十二年度でカロリーベースで五〇％、生産額ベ

ースで七〇％としてい

るところであります。

その実績を見ますと、カロリーベ

ースにつきましては、天候や東日本大震災の影響等もあつたと思

います。基準年である平成二十

年度に四一％であつたカロリーベ

ースの自給率が、平成二十四

年度には三九％となつてお

ります。一方で、生産額ベ

ースにつきましては、平成二十

年度に六五％であつたものが、こ

ちらの方は平成二十四年度で

六八％と堅調に推移しているところ

であります。

いづれにしても、民主党政権下にお

いて策定をしたものであります。現在

は全体として見直しをして、食料自給力の理念、あ

るいは生産額ベースの自給率の再評価等をあ

わせて、新たな食料・農業・農村基本計画の改定に

合わせて議論が進められてい

るところであります。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

長い間、食料自給率を向上させ

るという話で、たしか、私の記憶が

間違つていなければ、今から二十九

年ぐらい前に米の輸入自由化が叫

ばれたときに、食料自給率を金額ベ

ースからカロリーベ

ースに置きかえて、そのときも、五〇％を切つてい

るんだから、米は一粒たりとも日本には入れない

という主張があつたように覚えてい

ます。そのときからカロリーベ

ースにして、今いろいろな指標のとり方を

しているんだと思ふんです。

もう長い間、食料自給率はカロ

リーベースで目標数値を掲げてきたん

ですけども、なぜ上がつてい

かなかつたのか。その目標の未達にか

わる責任は誰にあつたんだらうか。政策

なのか、農林水産省なのか、私も含

めて政治家に責任があるのか。

そのところを、今回の法改正で、ど

の品目を何年ぐらいかけて向上させ

よう、ざつくり言つて、四一％から三九％を三十二年

までに五〇％にするん

ですというふうな御答弁も今いた

たんですけども、その中には多

種多様な農産物が入っている

んだと思ふんですけども、やは

り個々の目標数値がなければ、五〇％は達成でき

ないんじゃないかと思ふん

です。

今回の法改正をすることによつて、ど

れだけ自給率が上がるのかというのをもう一度問

いかけたと思

います。

○林国務大臣 自給率の進捗状況で

ござい

ますが、今お話があつたように、

カロリーベ

ースの目

標は五〇％、足元三九％というこ

とで、目標から乖離している状況にあるわけ

でござい

ます。

この要因別にちよつと分析をし

ますと、生産面

ですが、米粉用米、これは現行計画の三十二年の生産数量目標五十万トンとしておりますが、平成二十四年度、足元では三・三万トンでございいます。それから、飼料用米、餌米ですが、これは七十万トンに対して十六・七万トンと、大きく目標から乖離しております。

それから、消費面ですが、国産で賄うことのできる主食用米については、消費増、お米をみんな食べるだろうということを見込んでいたわけでございしますが、平成三十二年の予想消費量が一人一年当たり六十二・〇キログラムというふうに置いてあったわけでございしますが、足元、平成二十四年度は五十六キロ、低落傾向に歯どめがかかっていない、こういうことであります。それから、米粉用米も消費増を見込んでいたわけですが、三・三キログラムに対して〇・三キログラムと、これも予測を下回っております。

一方、今度は小麦でございしますが、輸入に大きく依存しております小麦については、消費減を見込んでおりましたが、これは予想消費量二十八・〇に対して三十二・九キログラムに既になつておる。それから、油脂、油でございしますが、これも予想の十一・七に対して十三・六キロと、予測を上回つてこういうものが推移しているということで、生産面、消費面両方から、基本計画に定めた目標と乖離が生じている大きな要因がこういうところからきている、こういうことでございします。

生産額ベースの方は、数字どおりということでありましたが、生産額への寄与が大きい牛肉、豚肉等が見込みに沿つて推移をしているということがその数字の大きな理由である、こういうふうに思っております。

したがって、カロリーベースの食料自給率が乖離している状況というのは、今要因を申し上げましたように、米粉用米、飼料用米、麦、大豆等が目標から大きく乖離しているということでございします。

食育等ありますけれども、やはり消費の方を大きく変えていくというのはなかなか、国民のライ

フスタイルというところもございしますので、生産のサイドで米粉用米、飼料用米の生産を上げていくということ、麦、大豆、油、こちらは消費が伸びている、目標というか想定よりも伸びているわけですから、この国産の率を上げていく。こういうことが大事であろうということで、今般の改革でも、水田活用の直接支払交付金で、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の自作化、これを進めていくということとで自給率の向上を図っていく、こういうことにしたところでございします。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

先ほど村岡委員の方からも質問がありましたように、どの地域にどのくらいつくっていくか。

今御説明いただいたように、米粉米を三・三万トンから五十万トンにふやしますとか、飼料米を十六・七万トンから七十万トンにふやします、こういう目標があるわけですね。

大臣が先ほどから答弁されているように、何をどのくらいつくつたらいいのかというのは、いろいろ指標を見ていただいて、経営者が判断してほしいというふうにおっしゃるわけです。去年も私もさんざん同じような質問をしてきたと思うんですけど、それは国が決めることじゃなくて、経営者の、経営者の皆さんが自己判断でやってほしい、そういうふうにおっしゃるわけですね。

そうおっしゃりながらも、食料安全保障の観点からいって、食料自給率を上げますよというふうな国が目標を挙げるんです、掲げるわけです。それで七十万トン、五十万トンという数字が出てきているにもかかわらず、どこか地域で何をつくつたらいいのかというのをはきちと示せないというのは、農家に混乱を及ぼさせるだけの話じゃないかと思うんですけれども、その辺の御見解をいただきたいと思ひます。

○林国務大臣 御案内のように、この計画自体は、たしか二〇〇七年だったと思いますが、その

時点でつくられておりますから、当然そのときの政策体系というものが念頭にあって、その上でこういうことをやっていくこと。考えられる全ての政策的な努力をした場合に達成される数字、たしかそういうふうになつていった、こういうふうに思ひます。

したがって、今回大きな農政改革をやりまして、一つは、需要に応じたものをつくつていただく、こういうことですから、これは必ず需要に応じたものに水田のフル活用が進んでいけば、先ほど申し上げたような施策と相まって自給率の向上に寄与する、こう思っておりますが、今回の新しい農政改革を踏まえて、自給率、これは生産額、カロリーベース、それから自給力、これについてどうしていくかということをもさらに新しい食料・農業・農村基本計画でつくつていただく、この議論を、既に審議会に諮問をして、始めていたところとでございします。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

農林水産省は、食料自給率を上げますというふうに、私の記憶が間違つていなければ、三十年余りずっと続けてきたんだと思うんです。そう言いながら、自給率の低下につながっている政策をとってきたんじゃないかというふうに言われま

す。一つは、国産米の政府売り渡し価格と外国産の麦の売り渡し価格を見れば一目瞭然で、価格差が、麦の方が安いんですよ、米の方が高い。国産米の価格維持の政策をとりながら、一方で、大豆や麦の価格は大きな開きがあったというのは事実だと思うんです。

そもそも、食料安全保障とは、海外から食料を輸入できなかつたときに国民の生存を維持するための政策であり、必要な農業資源、特に農地が確保されていなければ飢餓が生じるというものであります。そのときに牛肉など食べられないんですよ。したがって、食料安全保障は米や芋などの

カロリーを最大化できる農産物をどれだけ生産できるかという問題であり、飽食の限りを尽くして

いる現在、今の生活を前提とした食料自給率を云々すること自体が意味がないんじゃないかとも言われているんです。

今のこの飽食の時代、食の多様化の時代で、これから行う施策が本当に食料安全保障の面から見て必要と考えられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○林国務大臣 将来にわたつて食料の安定供給を確保する、これはやはり国家の基本的な責務である、こういうふうな思つておまして、やはり国内農業生産の増大を図つて、自給率、自給力をも向上させていくことが重要である、こういうふうな思つております。

農業従事者の減少、高齢化、農地面積の減少、こういうものが進展していくということは、潜在的な供給能力というのは落ちていく、こういうこととなるわけでございしますので、食料自給力の維持向上のために、農業生産の基本的な要素である農業従事者、農地面積というものをしっかりとサポートしていくことが大事ではないかということとでございします。

そういった意味で、今般の改革において、産業政策と地域政策ということで、農地中間管理機構を制度化して、担い手へ農地利用の集積、集約化をする。それから、主食用米から需要のある麦、大豆、飼料用米に振興していくための米の直接支払交付金の見直し。

先ほど委員から御披露のあった千九百何年の時代には、お米が大変貴重で、そういう値段になつたということですが、一方、足元では、先ほど申し上げたような、数年前につくつた計画にすら消費がいけない、こういう状況でございしますので、そういう状況に対応して、需要のあるものを水田をフル活用しながらつくつていく、これによつて自給力の向上、自給率の向上に努めていきたい、こういうふうな思つております。

○鈴木(義)委員 私のところも、今はやっていないんですけれども、農家でありまして、前にもお話ししたかもしれませんが、小さいころ、

祖父によく懇々と言われたんですけれども、私のおじいさんの代まで屋根屋職人を、半分農家をやりながら、冬場、野菜物ができないときはカヤぶきの屋根のふきかえをなりわいにしていたんです。

そのカヤはどこからとってくるのかといったら、私は埼玉の一番東の外れですから、江戸川という一級河川が流れていて、そこにヨシがいっぱい生えている。当時、産葉がそれほどなかったのでも、復興期の時代ですから、仕事がない。では、何をといったときに、国が、ヨシを刈っていいよという面積を、ある農家の人に権利を与えて、そこを刈って、そのカヤを私も屋根屋の仕事をしている人間が買取って、屋根をふきかえていたんです。村ごとに、どこのうちはこしはふきかえよう。

でも、今、屋根屋でカヤをふく人はいないんですね。需要がないからなのかもしれませんし、東北だとかほかの一部で、古民家でカヤでお住まいになっている、あとは記念館でカヤが残っているところがたまに見受けられるんですけど、それでも、需要はなくなったから、それが仕事にならなくなった。

それと同じで、やはり食べる人がいなくなれば、一生懸命つくっても、買入人はいないということだと思ふんです。そこところが、次の議題に入っていくんです。

次に、農業を保護する根拠として、農業界は、農業の多面的機能、きょうも何度も、先週も何度も多面的機能という言葉が出ます。でも、多面的機能とは、特定の農業生産は、水資源の涵養と洪水の防止などが主な役割だと言われていますし、市場では取引されないプラスの外部経済効果を生んでいるから必要なんだというような主張をされています。

農業界が主張する我が国の多面的機能のほとんどは、水田が持つ水資源涵養、洪水防止機能で、くどいように申し上げています。しかし、政府は今まで減反政策をずっと続けてきたわけですか

ら、水田を水田として利用していないどころか、水田を潰す減反政策を四十年近くとってきたんです。

だから、水資源の涵養だとか洪水防止機能というふうに言われながら、片や多面的機能が大事なんだと言いつつ、水田を潰して減反政策をやっている。ここになって多面的機能が大事なんだというふうにおっしゃるんですけれども、戦後一貫して、田んぼがどんどんふえてきた時代もあったし、減反政策をすることによって、現在ではちよつと数字が違うかもしれないけれども、二百五十四万ヘクタールぐらいに減少してしまっているという数字が出ています。

これは、価格維持のためということで、逆のことを農家に強いてきて、多面的機能を弱める政策をとってきたんじゃないかと思ふところもあるんです。多面的機能という面から、今回の施策と今後の施策、どれだけの違いがあるのか、お尋ねしたいと思ふます。

○林国務大臣 まず、その減反という言葉が、いわゆる減反というふうな使われ方もされておりますが、いわゆるつくらせない、今委員がおっしゃった意味で、これは昭和の四十年代とか、ちよつと今資料が手元にございせんが、そのころ、確かにつくらせないということがありました。

多面的機能というのは、多分そのときに言われていたけれども、つくらせないということではなくて、多分、多面的機能というのが出てきて、やはり米はだんだん数量調整はしなきゃいけないけれども、逆に、水田には多面的機能があるという議論の中から水田フル活用というものが出てきて、転作奨励、こういうことになってきたのではないかと、こういうふうに通じております。

そういう意味で、生産調整というのは、減反の後にも生産調整をやってきたので、私はこの委員会でも、大分前になりますが、正確に申し上げれば生産調整の見直しをするんですと言っていたのは、そういう意味で申し上げてきたわけがございま

す。

したがって、この多面的機能というのは、まさにそういう認識があつて、米は需要がだんだん、この五十年間で半減するという、一国の主食がそれほど大きく変わるというのは余りなことなのではないかと諸外国を見ておつても思つておりまして、そのことにどう対応するかという中で、多面的機能を保持しながら転作奨励をすることに、生産調整という手段でそれを行ってきたというのが今までのあつたわけでありました。

今回は、さらに、生産数量目標の配分というのを五年後になくてもいいような仕組みにしようというところで、需要に合った作物をさらにつくっていただくということをやりますが、一方で、今までも申し上げてきた多面的機能、これは水資源支払いですが、それから、中山間地は条件不利ということですが、そこをさらに多面的機能支払いということで、農地の維持向上ということでお支払いをするということになってきたわけがございまして。

したがって、やはり基本は、需要に合わせるということと水田のフル活用をする、これをどう両立させるかということが今回の改革の大きな基本的な論点である、こういうふうに通じておられます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

私の個人的な考え方なんですけれども、先ほど御答弁いただいたように、山合いに棚田があるからきれいだろう、これが日本の風景だから残しなさいというんですけれども、もともと棚田があつたわけじゃないんです。人間が開墾して、そこに田んぼをつくった方が高く売れた時代があつたわけですから、そのために田んぼをつくったんです。でも、平地のところが中山間地域とどんなに競争しても、やはり、きれいな景観を残せたとしても、米が産業政策としてはもう成り立たないのはみんなわかっているわけですね。だったら、中山間地域であれば、そこでしかつくれないものをつくってもらうように誘導していった方が

がいいんじゃないかと思ふんです。

だから、多面的機能というふうに通じて広い範囲の話をされてしまうと、山は山のいいところもあるし、平地は平地のいいところがあるんです。そこで同じように、山間地域でも田んぼをやっているから、麦をやっているから、それはサポートするんですという発想は、もうそろそろ成り立たなくなっているんじゃないかなと私自身は思っているんです。

ですから、産業政策と地域政策をきちつとすみ分けをするのであれば、やはり、もうそこでどうするということとを、きちつと予算化するのにも必要だろうし、切り分けた政策でやっていた方が現実に即するんじゃないかというふうに通じています。

多面的機能の中で水源の涵養がよく重視されるんですけども、河川法に基づいて、川から水をくんだり、ダムから、ため池も同じだと思ふんですけども、いまだに水利権のうち五〇％が慣行水利権で運用されているというふうに通じます。農業としてどのぐらいの水が必要なのか、どのぐらい使用されているのか、その記録もないという話なんです。

用水を保全するんだとか水源を大事にするんだとかというふうに通じていくために今どのぐらいの水が必要なのかといったときの根拠になるデータがない。いまだに水利権自体は慣行水利権で行っている。だから、今何度も繰り返し申し上げますけれども、多面的機能の中で水源の涵養が大事なんだという話になれば、これからどのぐらいの予算を措置して、多面的機能を維持しながら農業を次の時代にも送っていくかといったときに、このぐらい、一千億必要なのか、五千億必要なのか、そこはやはりきちつと提示するべきだと思ふんです。

農林業のときもお話ししたように、林業なのか多面的機能なのかというのは、林業者にいつも多面的機能でやってくれというんじゃないんだと思

うんですね。多面的機能が必要なんだったら、国が責任持ってやればいいので。

今回の、産業政策と地域政策の中で多面的機能というんだったら、農家の所得を補償するんなら、きちつともっと出したっていいと思うんです。でも、多面的機能を維持するためにどれだけのものを残さなくちゃいけないのかというの、何かよくわからない議論で終わっちゃっているし、そここのところは、やはり今後、潤沢な予算があるわけじゃなくて、継続してやっていかなければ、またお世話にならないやらならないところがたくさんあるんだと思うんですけれども、そここのところをどう考えるか、お尋ねしたいと思っています。

○林国務大臣 まず、水田で水がどれぐらい稲作のために、また耕作のために必要になるかということと、それから水田の多面的機能としての水源涵養機能というのは少し別の話として捉えなければならぬ、こういうふうにして捉えておいて、これは委員も御存じだと思いますが、多面的機能について貨幣評価を試算したものが、少し古いんですけれども、平成十三年、日本学術会議においてやったものがございいます。

これにどういう機能として書かれているかというと、例えば洪水防止機能、水田及び畑の大雨時における貯水能力を治水ダムへの減価償却費及び年間維持費により評価をした代替法ですが、こうした場合に貨幣換算するとどれぐらいの価値があるか、こういうことで、一年当たり三兆五千億、こういう考え方でやっております。

同じように、河川流況安定機能ですとか地下水の涵養機能、こういう形で、多面的機能というのは日本学術会議で貨幣的価値を、評価を試算していただいているということでございますので、農業に必要な水を確保するというのは、この多面的機能とはまた別にしっかりと考えていかなければならない課題である、こういうふうにも思っております。

したがって、御質問があったように、多面的機能

能をきちつと評価してやるということでありますが、産業政策を行ったところには多面的機能は行かないとか、逆に、地域政策で多面的機能をお配りしたところには経営所得安定対策は行かないというのではなくて、それぞれきちつと、それぞれの政策目的に応じて、多面的機能はこれぐらいのお支払いをします、しかし、それにプラスして経営所得安定対策のいろいろなものも行くというきちつとこれは明示をしようというのが我々の考え方でありまして、特に、今棚田のお話がありましたけれども、中山間地においては、今までお支払いしていた中山間地払いに加えて、今度はこの農地維持向上支払いというのがプラスされる、こういうことになるわけでございます。

したがって、冒頭で、何をつくるか示していくべきだというお話がありました。これも、どこの中山間地かによっても、日本全国、南北に長いですから、やはり地域で、今回交付金も増額をして使いでをよくなったということもございまして、そういうものもいろいろ活用しながらやっていくべきだ、こういうふうにも思います。

新潟にお邪魔したときに、実は、例の魚沼産コシヒカリというものは、棚田で一番いいものができんだ、こういうふうにも教えていただきました。したがって、見ばえがよくて、この風景を守りたいというだけでやるということでは、やっていらつしやる皆さんもなかなか力が入らない、こういうふうにも思いますので、やはり棚田なら棚田のよさや、中山間地ならではの工夫ということもやっていただくということは当然あって、それを中山間地支払いで後押ししていく、こういうふうにもやっていかなければならないと思っております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。
では、次に、各国の農業保護政策についてお尋ねをいたします。

日本の農政は、アメリカやEUなど、世界の農政の潮流から二十年以上おくられていると言われている。

います。アメリカやEUが農業保護を納税者負担に移行させているのに対して、日本も一部まだ残っていますけれども、消費者負担に依存しているというふうにも言われています。

OECDが開発したPSE、生産者支持推定量という農業保護の指標は、納税者負担と消費者負担の部分から成り、納税者負担は、財政負担によって農家の所得を維持している部分で、消費者負担は、消費者が、安い国際価格ではなく、高い国内価格を受け入れることで農家に所得移転している部分ですというふうにも言われています。国内価格と国際価格の差、内外価格差に生産量乗じて算出すると言われております。

しかし、今まで、農業支援や農業保護がどの水準で実際に推移しているのか、諸外国と比べてどの程度の水準なのか、指標について余り語られてこなかったように思います。

現在の日本の農業支援や農業保護の水準がどの程度なのか、また、これだけ食料を海外に依存しながら、なせもつと早く議論を起こしてこなかったのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 OECDの、各品目の内外価格差に生産量乗じたものに農家への直接支払い額を加えたものをPSE、プロデューサー・サポート・エスティメートということで定義をされておられまして、農業政策から生じる、消費者、納税者から農業生産者への金銭に換算した価値移転の総額をあらわす指標ということで、毎年公表をしております。

農業生産額と農家への直接支払い額の合計に対するPSEの割合をパーセントPSEということですが、農業をどれだけ支持、サポート、保護しているかという大きな比較ということに使われているわけでございます。

二〇一二年のパーセントPSEの数値を見ますと、我が国は五六％ということで、EUの一九％、米国の七％と比較して、高い水準にあるということでございます。

これは、委員も御案内のように、当然、内外価格差を生産量乗じておりますので、まさに日本のこういう国土で農産物をつくることから生じる生産条件の格差がそのまま出るということでございますから、アメリカやオーストラリア、百倍、千倍の土地でもってやるところと比較ということになるわけでございまして、必ずしもこれがアメリカの七％を目標として、七％にしていかなければいけないという性格のものではないというふうにも認識をしております。

○鈴木(義)委員 なぜ今みたいなお話をするかといったときに、各国も農業の保護政策をとっているわけですね。EUも含めて、アメリカも、ほかの国もそうだと思うんです。その中で、海外的にもそうかもしれませんし、国内でも、これからは税金を投入して農業を保護していくというふうにも考えるのであれば、きちつとした指標をやはり示していかなければならないんだと思うんです。

それで、今御説明、御答弁いただいたんですけれども、農業保護については、消費者負担だから、価格維持から、関税を課すことで、今まで国内では、お米は七七〇％、コンニャクだったら一四〇〇％の関税をかけて、海外から入ってこないようにしながら、また別の形で税金を投入して農業生産してもらっているわけですね。

それであれば、やはり、いざ関税を下げる、上げるは別にして、TPPの話をお聞きしても、どこがどうなるか、基本的にほとんどお答えにならないんですけれども、でも、最終的には、結局、農家も保護するけれども、私たち消費者である国民も、海外と同じぐらい安いものが手に入るというので、一番理想型の形になるんだと思うんです。言っている意味、わかりますかね。

農家に補助金を出して、頑張って生産してもらったと思ったら、海外から入ってくるものと同じぐらいの安い価格でその食料、食品が手に入れば、国民とすれば、納税者負担というのはそういうことだと思えます。消費者負担というのは、関税

をかけることによって海外から入ってくるのをとめておきながら、消費者が農家の人の分を払ってあげているんですよという制度なわけですね。

それを、納税者負担で、税金をもつとつと導入してでも農業を保護していくんだという考え方であれば、逆に、関税を下げてでも、安いものと競争して、外国産より国産で、同じ価格だったら国産の方がいいよねというふうにしていかなければ、やはり本当の意味での農業保護にはなっていないんじゃないかと思うんです。農家だけもうかればいいということじゃない。

だから、そこでお尋ねしたいのは、日本型直接支払いだとかをやっていく中で、PSEの割合をどのぐらいに下げたいこうとする見込みなのかということですね。基本的な考え方も、消費者負担から納税者負担に移行していこうというふうに考えるのか、お尋ねしたいと思います。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、内外の生産条件の格差、それから生じる価格差というのがPSEに入っているわけでございます。これを、例えばアメリカのようにするかオーストラリアのようにすると、やはりそれぞれの国の地理的条件、気候的条件があつて、価格差、生産条件というのが出てきておりますので、まさに、逆に言えば、農政の一つの基本であるゲタというのは、そこに着目してやっている政策であります。したがって、PSEをどういうふうにするかという目標は特にないわけでございます。

それから、委員が先ほどおっしゃった話は、たしか林委員からも、前回、ここだったか予算委員会だったかでお話があつたところでございます。で、確かに、水際措置で守って、価格ということとやりますと、消費者には高い価格で御負担いただくことになるということをこの間御議論させていたいただきました。

一方で、委員が今まさにおっしゃったように、どんどん税金をつぎ込んで、水際措置のかわりに所得補償をすれば、こういうふうなお話があつたように、そういう考え方をとりますと、かなり財

政の投入というのが必要になつてくるわけでございます。

安くなった外から入ってきたものに比べて、対抗上、国産の農産物が下がつて、そのものを今度直接支払いで埋めていく、こういうことになりまうと、こういうことが起こるかというところ、まず、関税収入がなくなるといふことです。その関税収入がなくなつた分、さらに所得につき込むものがふえるといふことで、行つて来い、農家につき込むもの以上に、実は財政上はいろいろな負担がふえるといふことです。

この財源をどうするかということもあつて、考え方として全く世の中どこにもあり得ないと言つてもいいわけでございますが、やはりそういうこともあわせて慎重に検討する必要があるといふことだと思ひます。

〔委員長退席、森山委員長代理着席〕

○鈴木(義)委員 結局、価格で勝てないものをつまてつくつていくのかといったときに、小麦だとか大豆だとかといふのは、もう輸入量が九割を超えちゃつていふものもあるわけですね。それをどこまで押し戻すのかといったときに、では、どこまで税金を投入して農家、農業を保護するかといふのは、やはりきちつと議論をしなくちゃいけない時代に入つてきているんだと思ひます。その辺の考え方を。

○林国務大臣 そこは、やはり小麦にしても大豆にしても、果たして単一の価格のコモディティーなのかといふ議論があるのではないかと一うふうに思つております。

いろいろなブランドがあつて、いろいろな品質があつて、今入つてくる小麦の中でも、いろいろな種類のものが入つてきているわけでございます。コモディティーとして、値段が、大きなところで大規模にやるところと生産条件の格差があるもので、もうこれは諦めるということではなくて、例えば小麦でいいますと、北海道では、ゆめちからというブランド、品種を開発して、日本の小麦だけでおいしい食パンがつくれる。私も、先ほど

のお話があつたように、行つて食べてきたわけでございますが、やはりおいしいものはできております。これが入つていふパンといふことで、商品もブランド化を推進する、こういう取り組みがあります。

それから、福岡では、御案内のように、豚骨ラーメンというのが非常においしいわけでございますが、ラーメン専用の麦といふのを、豚骨ラーメンの業者の皆さんと一緒に協議会をつくつて、品種開発をして、ラーメンという商標にして、このラーメンにはラーメンが入つております。ラーメンでつくつたラーメンですといふことで差別化を図る、こういった行き方。今度は、讃岐うどん等にもこういう例が普及していく、横展開をしていかなければいけないと思つております。

やはり、あらゆるものでそういうことを、ためまぬ努力をすることによって、差別化をすることによって付加価値をつけ、自給率を戻していく、こういう努力をやっていく。そのことと組み合わせせて先ほどのゲタといふものがあつて、両々相まって、やはり冒頭委員からお話ありました大切な食料自給といふことにつなげていく、こういうことが大事であるといふふうと考えております。

○鈴木(義)委員 もう一つ、農業の環境政策の話の中で、クロスコンプライアンスとレファレンスレベルという概念がよく使われるんだそうです。クロスコンプライアンスは、補助金等の受給に、直接的にそれを目的にしないものについて環境への配慮を要件化すること、レファレンスレベルは、農家の任意負担により達成されるべき環境の質のレベルで、このレベルを超える環境の質の向上を農家に求める場合は、政府による政策の介入が正当化されるという概念であるといふふうに聞きます。

これが、WTOとかEPAとかTPPでも同じような議論がその中にあるんだと思ひますが、結局これは、海外との取引交渉の話ばかりじゃなくて、先ほどからお尋ねしている、多面的機能の維持だとか向上といふふうにおっしゃられる

るのであれば、何かきつとした、やはり環境評価指数みたいなものを出さなくちゃだめなんだと思ひます。

ただ水路の泥上げをすればお金を出します、それをちゃんとやつていふのか、ちゃんとやつていないのか、それは全部、信用問題だからお任せしますといふ話なのか。補助金を、交付金を出すとか直接支払いをするといふ、公的なお金を出すといふことは、やはり使い道に関してはちよつとシビアにする基準を、国民にもわかりやすいような指標を出すといふことが必要なんじゃないかと思ひます。

それが達成されているか、達成されていないか。達成されていないのはこれだけのものだというのをやはり後から足してあげるとか、多かつたらこれは削らせてもらうといふふうになるんですけれども、必ずそのときに、もつとたくさん支給をするんだ、払うんだと言へば、みんな文句は言わないと思ひます。でも、一年ごとに見直しをかけたときに、これはちよつと要らないよねといったとき、要らないよといったときのきつとした指標を設けて初めて、それに達していないんだから下げますとか、これはオーバーしている分だからいいですよといふふうな議論をしない限り、やはり混乱を来すんだと思ひます。その辺の影響とか効果の分析についての計量分析手法の開発など。

それと、もう一点、環境の質の向上といふふうによくお使いになるんです。質といふのはどういふものなのかといふのを、あわせてやはり指標を掲げた方がいいと思ひます。その辺について御答弁いただきたいと思ひます。

○西郷政府参考人 例えば環境にいいことをしたときに支払うといふことにつきまして、その基準をきちんとした方がよろしいのではないかと、こういう御議論でございます。

環境保全型農業と言われておりますけれども、我が国におきましては、きちんと守らなければいけない基準、例えば農業取締法に基づきます農業

の使用基準、これは農業の使い方が書いてございますが、そういった法令に基づく基準でございませうとか、あるいは、法令では決まっていなければならないけれども、それ以上に、例えば、肥料のやり方、農薬、防除の仕方などの適正化、あるいは土づくりの仕方とか、基本的な取り組みとして農業環境規範といったものを国で定めておりますけれども、こういったものについて取り組んでいただくという営農活動であり、こういった水準というものが、今先生が御指摘になったところのレファレンスレベルと言われるところだと考えられると存じます。

そういった規範とか、あるいは法令で求めた要求以上に取り組まれる、例えば、堆肥や緑肥を施用していただくことによって、土壌中に炭素をためて地球温暖化の防止に資する取り組みでございませうとか、冬期湛水、有機農業などによる生物多様性の保全に関する取り組みといったことは、農業の自然環境の保全効果を一層高めるといふことを通じた農業生産活動でございまして、一定の社会的負担のもとで推進することがふさわしい営農活動でありますので、そういったレベルのものにつきましましては国として一定の支援を、今後も進めているところでございますけれども、今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、指標でちゃんと定量的な分析をすべきであるというお話がございました。

確かに、今、国際的には、OECDが開発いたしました農業環境指標といったところで、各国の農業政策の環境影響といったものを各国からデータを集めまして、肥料の使い方はどうだ、農薬はどうだ、あるいは温室効果ガスの発生はどうだといったことを公表してございます。我が国ももちろん提出してございます。

それに見合ったような指標セットそのものは我が国にはございませんけれども、OECDの指標を参照したり、あるいは、新たに環境に影響を与

えような活動に取り組んでいただくような施策を導入する場合におきましては、そういった分析などをいたしまして把握に努めてまいりたいと存じておるところでございます。

○鈴木義委員　ここで問題があるんですけれども、農家の所得が不足しているから、直接支払いをして所得支持を行おうというのが今回の制度だと思ふんです。レファレンスレベルを高く設定すれば、逆に農家にコストの増加を要求するようになって、矛盾が生じてしまうというふうにも言われておりますし、直接支払いの目的が農業の多面的機能にあるならば、その矛盾が増大するというふうにも言われているわけです。

今回の法改正により、どこまで農家の負担を強いていくように考えていくのか、そのところ、大臣でも政務官でもどちらでも、御答弁いただきたいと思ひます。

○小里大臣政務官　レファレンスレベルの効用につきましましては、御指摘のとおりでございます。

まず、環境保全型農業直接支援につきましましては、レファレンスレベル、すなわち営農における活動の水準の考え方に基きまして、この水準を超えた取り組みのうち、一定の要件を満たすものを支援対象としております。

他方、多面的機能支払い、中山間地域等直接支払いについては、御指摘のような所得支持ではなくて、多面的機能の発揮を促進する観点から、地域の共同活動に対して行うものであります。営農の継続を目的とするものであります。したがって、個々の農業者に特別な営農活動の実施を求めるものではないと考えております。

このため、農業者の任意負担により達成されるべき水準という意味でのいわゆるレファレンスレベルを設定し、これを上回る水準の活動に対しての支援を行うことは考えておりません。

○鈴木義委員　今答弁いただいたんですけれども、もう時間がないので、最後に一つだけ。

私の知人が穀物商社に勤めておりまして、国産と輸入物を扱って、大豆なんですけれども、海外

産は主にカナダから入れているんだそうです。輸入品はすぐく、粒もそろっていないし、色もばらばらだし、それを一年に二回、船に分けて国内に持ってくるんだそうです。それで、大手の商社の施設を借りて、きちっと選別をして、商品として食料品の加工会社に納入するんですけれども、価格を聞いてびっくりしちゃうんです。トン一万円なんです。為替の影響があったりもするんですけれども、シカゴの市況、相場が輸入の価格になつていっているんだそうです。選別の費用とかマージンとか乗せて、キロ当たりすると十二円で食品加工業者に納入する。

国産の大豆を全農さんから買い付けするんだそうですが、ことしの一月の価格が三十キロ当たり八千円、三月で一万三千円なんです。この価格差は、二十四年産が安くて、二十五年産は量が余りとなかつたので逆に高値になった、プレミアがついたという話なんです。

あるデパートでは、国産一〇〇%の大豆でつくった豆腐が八百円から千円で売っているんだそうです。私はまだ食べたことがないんですが、大変においしいんだそうです。でも、私なんかはたまに食べる豆腐というのは、一丁大体百三十円から百五十円だと思ふんですね。(発言する者あり) それでも高いですか。千円の豆腐を食べる人というのは大金持ちか、豆腐が好物の人なんだと思ふんです。

二割、三割のコストダウンを努力しろというんだつたら、農家の人たちは頑張ると思ふんです。でも、この三十六倍の価格差、コストを下げるという以前の話だと思ふんですね。

今回の、直接支払いだとかいろいろな、所得をサポートするような制度の法案が出てきて、お金を出しますよと言っているんですけれども、百三十円の豆腐と千円の豆腐のギャップが、この法案をスタートさせることによって埋まるのか、埋まらないのかということなんです。

それは、先ほど中盤でお尋ねしたように、やはり補助金をきちんと出すのは、私はほとんど出し

た方がいいと思ふんです。そのかわり、ある程度の規模の農家の人だけはサポートするけれども、そこに土地を集約化して、大規模化をやつて、なるべくコストを下げる努力はしてもらいたい。でも、海外からキロ十円とか十二円が入ってきている大豆と競争しろといつても、これはなかなかやはり厳しいものがあると思ふんですね。

今回の法改正をすることによってそのギャップが埋まるのか、最後に大臣にお尋ねしたいと思ひます。

〔森山委員長代理退席、委員長着席〕
○奥原政府参考人　先生から大豆の価格について御指摘がございました。

今の先生のお話ですと、国産大豆が輸入品より三十六倍も高いものがあるというお話でございました。いろいろなものがあるのかもしれないんですが、私どもの方で把握しておる大豆の価格でございませうけれども、平成二十五年のシカゴの相場、これで見ますと、六十キロ当たり二千九百四十四円でございます。我が国に輸入される外国産の大豆の取引価格につきましては、これは製油用のものとそれから食品加工用、これに大きく分かれておりまして、製油用、こちらは遺伝子の組み換えが分別されていないものが主でございますが、これですと、六十キロ当たり三千八百八十二円。それから、食品加工用の方でございませうが、こちらは遺伝子組み換えでないものが中心でございませうので、六十キロ当たり六千二百二十五円ということになっております。

一方で、国産の方の大豆の価格でございますが、国産の大豆は大部分が、油ではなくて、豆腐、煮豆、納豆といった食品用向けられます。そういったことから、実需者の方からの品質面での国産についての評価も反映しておりまして、二十四年産の国産大豆の平均価格は六十キロ当たり八千四百五十円ということになっております。輸入したもので食品加工用に仕向けられるもの、これと比べますと、大体三割ぐらい高いというのがこのときの数字でございませう。

このように、国産の大豆につきましては、外国産に比べてやや高い価格で取引をされておりますけれども、やはり輸入の大豆の価格に引きずられておりまして、コストを下回る状況にございますので、これについては、ゲタ対策でコスト割れを補填する必要があるというふうに考えております。

○鈴木(義)委員 ギャップが埋まるかどうかというふうに聞いただけなので、丁寧な御説明をいただいて。

そこで、一番問題になってくるのは、いつもそうなんですけれども、国産と海外産の、価格が二割、三割高くて、ヨーロッパでは、国産を買おうという食文化があるのだそうです。今、日本では、どちらかというとやはり価格に引きずられてしまふんだと思うんですけれども、その納入業者、穀物商社の人が言うには、国産という表示をしていなければ、外国産が何割入つていても、別に、不当表示法、今回、法律で改正案が出てきているんですけれども、結局、違反でも何でもないのでそうですね。そこで、結局、納豆をつくり豆腐をつくりたりして食品を売っている中で、国産という表示をしない限りは、別に違反でも何でもありません。

でも、片や、二割か三割かわかりませんが、私は三十六倍と聞いたんですけれども、高い納豆なり豆腐を買わざるを得ないというより、そのプライスになってしまふんですけれども、そこにきちっとした公平の競争の原理が働くのかということなんです。

その意味では、やはり農林水産省にお尋ねするよりも消費者の担当なんだと思うんですけれども、食品の表示をもう少し厳密にしてやったら方が、お客様である消費者がきちっと見比べてもらえるんじゃないかと思うんです。そういうことをきちっとやっていかなければ、国産のものを、ちよつと高くても、でも、味もいいし、安全だななどといって買ってもらえないんじゃないかと思うんですけれども、その辺、最後にお尋ねして、御

答弁を。

○林国務大臣 先ほど千円のお豆腐というのがありましたけれども、百貨店で千円の値がついていてということとは、多分、その値段で買つてくれる人がいる、こういうことだと思ひますので、まさに国産のいい豆腐を食べたいという需要があるというこのあらわれとも言えるわけでございます。政策金融公庫のデータによりまして、消費者のアンケートをとりますと、大体二、三割ぐらいまでは値段が高くて国産品を買いたい、こういう方が大体過半数を超えているというデータが出ております。

したがって、それぐらいのところでは、やはり国産を買つていただく。そのもとになるのは、今まさに委員が御指摘していただいたように、表示していなければわからないわけですから、例えば、ノリは国産というのがあるけれども、おにぎりにノリが巻いてあるときに、国産のノリを使つておにぎりをつくつていますというところまであるのかというような諸種の問題点、課題がございますので、こういうものをしっかりと、国産品を選好していただけるような観点で検討を進めてまいりたい、こういうふうにして思つております。

○鈴木(義)委員 引き続き、また議論をしていきたいと思ひます。

本日は、ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 結いの党の林宙紀です。

きょうの議論は、いつも以上に大変興味深く聞かせていただいております。さすがに、農政においては大きな転換というか、方向性をこれから決めていこうという議論ですので、政府側の皆さんの御答弁もそうですし、また、今回は野党側から衆法の提出ということで、その皆さんの御答弁もなかなか興味深いと思ひながら聞かせていただいております。

質問に先立つては、ちよつと先ほど村岡委員の方からお話があったように、これは私ぐらいの年代の世代だと特に多いのかなという感じがした

んですが、どうして農業に関してはそれほどまでに大きな支援をしていくのかということについては、先ほど副大臣は、副大臣の御地元では、その辺についてはそんなに大きなことはないというような趣旨のことをおっしゃつていたんですけれども、私の周りでは、比較的若い世代と言つていいのかわかりませんが、そういう方々に話を聞く機会が結構多いです。

私たちの世代というのは、先輩方のおかげで、食べるものに困るなどという瞬間がほぼなかった時代、そういう時代に生きてきているはずなので、だからこそ、食料に関して、そこまで危機感というか、そういうものを身近に感じたことがないんじゃないかと思うんです。

だからこそ、例えば、今の時代という、働き先、就職をするというのが少し難しくなっているところがあったりとか、そういう状況がある中で、要は、公金、国なり自治体なりがお金を出して支援をしていくようなものがあつた場合には、そこには、なぜその人たちは支援をされるんだらうという疑問は常について回るんです、それを私なりにいろいろなと説明をしていくわけなんですけれども。

それを一般化していいかわかりませんが、やはりこれまでの時代は何となく理解をしていただいた、通用していたものでも、これからなぜ農業について国が支援をするのかということをしつかりと改めて説明していくというのは、私たちに課せられた重要な役割なんじゃないかなと思つています。

ですので、きのうも申し上げましたが、私はかなりラジカルなことも言いますが、それはそれで、やはりこの委員会の中で納得できるところに収束していけば私はそれでいいと思つていますので、ぜひきょうのような議論を今後も続けていければなというふうに思つております。

先日、本会議の方でも、登壇して質疑をさせていただきました。かなり内容を絞つて質問をさせていただいたわけなんです、いただいた御答弁

の中で、少し曖昧だな、もう少し詳しく御説明をいただきたいという点が何点ありましたので、これについて、最初に質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、衆法の方の提出者の方にお伺いをいたします。通告の番号でいうと、ちよつと済みません、前後しますが、十七番から順に行かせていただきますかと思ひます。

まず、私は、生産調整というものの果たす役割について、もちろん、一定理解はしているんですけれども、そういったものを戸別所得補償の交付条件というところになっている、これは私たちの考えとは少し異なっているということで、これについては削除した方がいんじゃないのか、そういったことをお伺いしました。

それで、それに対して、答弁者は玉木議員だったわけなんです、そのときにお答えいただいたのが、生産調整に加入することを要件に求めているんですけれども、こういったことを制度として行うことによつて次第に生産コストが下がつていきますという文面になっているわけですね。

このこういったことというのは何かというと、その直前に御説明されていた、いわゆる強制的に規模要件を課さなくても、だんだんと大きな農家に集中していくというようなことがビルトインされている制度です、ということも指して述べられたと思うんですが、私が直接お伺いをしたかったのは、生産調整といったものを交付の要件から外した場合にどのようなことが起こり得るのかと想定されているのかということ、玉木議員の視点からお答えいただきたいと思ひます。

○玉木議員 御質問いただき、ありがとうございます。生産調整を交付の要件に課しているということについては、これはいろいろな御質問をいただきました。

林委員もおっしゃっているように、直接支払いをしていくというときに、例えば一切生産調整の要件を課しないと、多分米価は下落をします。そ

うすると、埋めるべき販売価格とコストの差というのは、多分今よりも非常に大きいというふうに予想されます。

このことに対して、安いお米を提供できるということで、先ほど少し話がありましたけれども、消費者メリットが出るので、その分、税負担をしていただくというのを納得いただければ、それも一つの方法かなと思つたんですが、我々は、多くの農家が望む所得補償を、過大な財政支出、つまり納税者負担を伴うことなく、かつ将来的にこれが少しずつ低減される形で実現していこうということが、生産調整をかけた大きな理由であります。

ただ、構造改革を否定しているものではなくて、時間をずつかけて見ていきますと、経営規模の拡大の進展に合わせて、補填の基準となる平均生産費が低下していくことが予想されますので、それによって、生産費の低下が起これば交付すべき金額も下がっていく。そうすると、生産調整に入ってから交付を受けようというそのメリットも下がっていくので、ある意味、規模を幾らでも拡大して自分で自由に売ってやろうということとの比較の中で、生産調整によらない農家が少しずつふえていくということで、財政的に過度な負担なく、構造改革を促していこうということで、当面、生産調整を交付要件に課すということとで制度をスタートしたわけであります。

○林(宙)委員 その点については非常にクリアになりましたので、ありがとうございます。

この間の質疑でもう一つお伺いした中にあるんですけれども、この戸別所得補償制度というものを施行することによって集落営農数がふえた、促進されたというわけなんです、そこで、二十五年度の場合は少し前年より減っているんじゃないか、百ほど減りましたねというようなお話をしました。そしてその前年というのは、つまり二十四年のことなんです、この二十四年の場合は、では、そのさらに前年、二十三年から比較するかどうかというのを言いますと、増

加したんですけれども、これは百なんです。最初に導入した年、玉木議員もおっしゃったように、集落営農数が千ふえたというところは確かになかなかの効果なんじゃないかというふうに思うんですが、その翌年が今度は百という形で、これを激減と言っているかどうかわかりません。いろいろな要素があると思います。だけれども、やはり、客観的に見ていると、最初だけだったんじゃないのかというふうに思ってしまうところはあります。

実際に、玉木議員が、これは去年の臨時国会中だったと思いますが、この戸別所得補償について我が党に説明に来ていただいたときに、やはりこの部分については、後から、林さん、ここが百しかふえなかったのは何か特別な理由があるんだろうかと私に聞かれたんですけれども、ああ、そこはそういえば聞いたことないですねということ、で、そのときからずっと疑問に思っていたことなので、その千から増加数が百になったという要因は主に何を考えになつていっているのかというところをお答え願います。

○玉木議員 厳しい質問、ありがとうございます。

まず、集落営農組織がふえるということは、実は制度に一つ仕掛けがありまして、十アール控除の制度がありまして、全ての自家用のお米を生産しているところまで全部一から配っているかというところ、そうではございませんで、まず十アールを控除した上で支払っている。

これが集落営農組織になると、集落営農組織全体から十アールを控除すればいいので、単体でもらうよりは集落営農組織を組んだ方が一人当たりの農家に入ってくる額がふえるというメリットがあります。ですから、集落営農組織化をして、少しみんな大きくやろうということがそもそも動機づけられているというか、誘導策が入っているというところで、二十三年度はふえた要因もあったと思います。

その伸びが、二十四年度になると十分の一、千

ふえたのが百になったということなんですけれども、まだ百もふえているということで、増加傾向は変わらないのかなということで、もちろん、さまざまな要因があると思いますけれども、前年度はかなり大きく伸びた、その反動もあるのかなというふうに分析しております。

○林(宙)委員 なかなか、いろいろな要素があったと思いますので、説明が難しいだろうなということはおわかつた上で聞きしております。

私はもとと理系なものですから、千が百になったという状況を考えると、次の年はかなりゼロに近づくんじやないかみたいな予想を勝手に頭でしてしまふんですけれども、申し上げたとおり、二十五年年度はむしろ減つてしまつたところがある、それがあって、それはまた別の要因があると玉木委員もおっしゃっていましたので、そのとおりなんだらうなというふうに思います。

ですので、何を申し上げたいかといえば、やはりこのときは、この戸別所得補償制度というだけではなくて、要は、この制度があるにせよないにせよ、人・農地プランですとか、そういう形です、まず集落営農そのものをやっていきましようよというふうな取り組みもあって、むしろそちらの効果の方が功を奏していたような要素としては大きいのではないかなと思つている部分もあります。

このあたりは、ですからこそ、戸別所得補償制度によって集落営農が加速化されるとか、そういう説明になつてしまつと、やはり違和感を抱いてしまふ方もたくさんいるんじゃないかなと思つたので、制度として、それが目的だと言わなければいんだと思うんですけれども、その辺はもう一度お考えをいただいた方が私はよろしいんじゃないのかなという提案でございます。

もう一問お伺いしますけれども、先ほど、究極的には、生産調整に頼らずに生産が行っている農家、これを大宗にしていこう、これは本会議のときの答弁でもいただきました。

そうすると、なかなか予測というのは難しいと

思うんですが、玉木議員あるいは提出された各党の皆さんの中で、大体どのくらいの年数をかけて、どういったタイミングでこの生産調整を事実上やらなくても大丈夫になるんじゃないかと考えたのか、そういう見通しがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

○玉木議員 鋭い質問をいつもありがとうございます。

私は、静かな構造改革を促していくということをいつも説明しておりますけれども、この制度を導入するそのときに、今もそうだけれども、農家の平均年齢が六十六、七歳、水田作に限って言うと七十歳を超えているということでありまして、そういった方々が年々年をとっていくわけですね。

平成二十一年、二十二年ということで制度設計し、導入したときに、これから八十歳になるとなかなか難しくなるということで、おおむね十年をかけてそういった構造改革、次の永続的な農業ができる体制にしていこうということで考えておりました。あれからもう四年たつたわけでありまして、残りあと五、六年ということでありまして、その意味では、政府・与党が考えている、あと五年間でそういったいわゆるこれまでの生産調整によらない形にしていこうということを一つのめどにしておりますけれども、我々も五、六年をかけて、先ほど申し上げたような、構造改革を進める中で、交付単価のある種の引き下げや、あるいは生産調整の結果として緩和されていくというようなことを図っていきたいというイメージを持っております。

○林(宙)委員 どうもありがとうございます。

私たちも、私たちの場合は先ほど大臣の御答弁の中にもありましたが、欧米型の直接支払いというのを参考にして、そちらにシフトしていきたいというようなことを言うわけなんです、それについて、例えば十年ぐらいの時間をかけて少しずつ入れていくのがいいんじゃないかと、そういう議論も実は後ろではあったりするわけなんです。

すね。

その意味では、これは政府の方も、それから民主
主党の方も、私たちが、農政において何か変えま
しょうというときには、やはりじっくり時間をか
けるべきなんだという意識はしっかりと共通して
持たせていただいているのかなというところ
ろは非常に感じます。

生産調整については、私も一年以上こういう議
論をずっとさせていただいている中で、ある程度
思想的なところも大きく影響するんだと思いま
す。思想というか立場というか、そういったこ
ろもあるんで、私たちが、これは民主党さんの案
だけではなくて、政府・与党の考え方も含め
てなんですけれども、やはりどうにかで寄れるこ
ろはしっかりと寄りたいなというふうに思ってい
たりするところもあります。これについて。

○玉木議員 私、一つだけポイントを上し上げ
たいのは、米価の下落のペースと生産性の向上に
よって実現できるコストの下落、この両者の数字
の調和を図っていくことがポイントだと思ってい
ます。

先に米価をどんと下げて、それに生産性の向上
によるコストの減がついていけなくなると、そこ
で営農が不可能になるので、この二つの生産性の
向上によるコスト削減と米価の下落ということとを
ある種調和させながら、林委員がおっしゃったよ
うな、目指すべき姿は同じだと思うので、そこに
近づけていくということがポイントだということ
で、今回の制度そして将来の姿を今申し上げた
次第であります。

○林(宙)委員 今御答弁いただいた中にもあった
と思うんですけど、恐らく、私たちがちょっと
と反省しなきゃいけないと思うのは、選挙のと
きに、ばらまきだ、ばらまきだと言った細か
いところ、現場を踏まえた視点からいろいろと
伺っていると、ああ、これは納得できる部分も多
くあるだろうということで、御党の案もそうであ
れども、今回提出されている政府の閣法の方も

もちろん同じことです。

ですので、やはりこういった議論をしっかりと
通して、それが、どういったふうにするのが一番
農政にとって、今後の農政にとってよいのかとい
うことを私たちがしっかりと真剣に考えさせてい
ただきたいというふうに思っております。

提出者の方への質問は以上になりますので、ど
うもありがとうございます。

引き続きまして、同じく先日の本会議における
答弁につきまして、今度は政府側にお伺いをし
たいと思います。

最初に質問したいのは、総理大臣の御答弁です
ので、これをお伺いするのがここでは適切かどう
かというところなんですけれども、もしこういった考
えじゃないかということがあればお答えいただきた
い。

午前中に寺島委員も同じことをお伺いになつて
いたと思いますが、やはりいわゆる減反の廃止と
いうことについて、総理の場合は、一般の人にお
話する際に理解しやすいようにというふうに述
べられました。これだと、では、一体、総理とい
うか政府側は、これが減反だと思っていない、それ
を廃止するという趣旨で使ったわけではないと、
要は、私は、失礼ながらも、形を変えた減反政策
じゃないかと聞いたら、そちらの方はきっぱりと
否定されましたので、そういう意図ではない。
だったらば、具体的にどういう意味なのかと。

私なりに考えたのは、減反の廃止ではないにせ
よ、生産調整というところでこれまでやっていま
すので、生産調整を見直しとよく皆さんおっしゃ
いますから、結果として需要と供給のバランスを
とっていくことには変わりがない、そのやり方を
見直す、そんなようなイメージなんではないかと
いうことで受け取っておりますが、大臣、これに
ついて一言いただければと思います。

○林(宙)委員 本会議ではなかなか時間が、一問
一答で限られておりますので、せっかくの機会で
ございます。私がここで従来申し上げている狭義
の意味での生産調整の見直しということの意味を

もう少し申し上げたいと思います。

先ほどもお話があったように、実際に減反の面
積を配分していた時代があったわけございま
す。反を減らすわけですね。これは昭和四十五年
ということございまして、そのときは、目標配
分に合わせて、生産調整未達成に対するペナル
ティーと、それから生産調整に関する助成措置、
この三種類があったんですね。目標を配分し、ペ
ナルティーとインセンティブを科す、これが減反
のスタートでございます。それが、その後、転
作物の推進の時代ということで、要するに、水
田はフル活用しよう、何も植えないというのは余
りにもつたないではないか、こういうことにな
ってきて、昭和五十三年には転作物への助成
を本格化したわけでございます。

玉木議員の御答弁が、委員としての御質問のと
きだったか、既に民主党の時代にペナルティーは
やめたので実質選択制になっていとおっしゃっ
ていたのは、その次の時代の選択制の時代で、ペ
ナルティーがなくなつて、助成措置と配分が残つ
た、こういうことでございます。先ほどちょっと
やりとりがあったように、一万五千元をもらうた
めの要件として生産調整の目標配分に従う、こう
いうことがあったわけございまして。まさに今
回、その目標の配分をやめる、五年間で、こうい
うことを決めさせていただいたわけございま
す。配分一万五千元もなくなる、こういうこと
でございます。

では、政府は何もしないのかというメッセージ
になつてはいけませんので、先ほど寺島委員との
やりとりで申し上げたように、毎月需要の状況を
出すとか、いろいろな情報は提供して、個々の経
営体なり集落、市町村でつくつていただく水田フ
ル活用ビジョンなりで、どの作物をどれぐらいつ
くつてアウトプットを最大化しようか、これをつ
くつていただくような情報はできる限り提供しま
すという意味では、生産調整の見直しと言った方
がわかりやすいだろう、こういうことで、狭義の
意味で生産調整の見直しという言葉ですと最初

から一貫して使われていたわけでございます。

私がここで専門家の委員の先生方にお話する
のと、総理が、海外の方も含めて、特に消費者、
納税者の方にも、先ほど来御議論があったよう
に、なぜこれだけ、農業だけやるのかというよう
な御指摘もある中で、そういう方も含めてわか
りやすく表現をするということで、米の生産調整の
見直し、いわゆる減反の廃止、こういう言い方
をされた、こういうふうにご考えておられるよう
に、我々がここで申し上げている中身と全く同じ
考えでおっしゃっている、こういう整理でござ
います。

○林(宙)委員 今の御説明で、確かにわかつた
ところ、何となく腑に落ちないところという
済みません、私がおうちよつと理解が早い人間
だったからよかつたのかなとちょっと反省しま
すが、それでも、やはりこういう感覚で皆さん受け
とめられる方が多いんじゃないでしょうかという
のが私の率直な感想です。

その上に、やはり、わかりやすいから減反の廃
止という言い方をされたというのは、それを責め
るつもりもありませんが、ただ、言い方として
は、やはり混乱を生じさせてしまっているとい
うところは、これは間違いのないことであつて、御説
明に際しては、もう少し丁寧な言い方か、そう
いったところにも気をつけていただけると大変あ
りがたいなというふうに思います。

総理御本人ではいらつしやいませんで、ここ
で次の質問に行かせていただきたいと思います。
もう一つ、本会議では、これもまた聞くのかと
言われたら、大変申しわけないんですけれども、
本会議でも全算入生産費の方を聞かせていただき
ました。それは、その前の農林水産委員会でも聞
かせていただいた件なんですけれども、そのとき
に、大臣の方からの御答弁で、この全算入生産費
を生産に要したコストとして考える、これにつ
いては大変合理的な方法の一つであるというよう

御答弁がありました。一つということ、ほかにどんな方法が想定されているのかというのを教えていただけると助かります。

お願いします。

○林国務大臣 この全算入生産費ということでございますが、これは前も御答弁したように、この自作地代等も含めたものを使ってきたということでございます。

一般論としてどういうやり方があるのか、こういうお尋ねだつたと思いますが、我々がやっているのは、全算入生産費を用いて算定する方法や、それからもう一つ、前年の単価に、いわゆる物価スライドというようにやる、また生産コストの変動率を勘案する方法、こういうことが一般論としてはあり得るのではないかと、こういうふうに思います。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

そうしますと、前の委員会るとき、それから本会議のとき、御答弁の中で触れられていなかったのは、要は、例えば自作地代とか自己資本利子とか、そういったものを、私は、これに関しては入れるべきじゃないんじゃないかということを申し上げたわけなんです、それに対しては、特に、そういう考え方もあり得るというかと、別に間違っているわけでもないんですよということでもよろしいでしょうか。

○林国務大臣 それは一般論として、算定方法としてどういふものがあるかといえ、それを入れるという方法も、何か間違っているということではないということではないかと思ひます。

自作地代を含めない生産費を用いてコスト割れを算定して、その後、補償すべき所得水準を上乗せする、こういうことも一つの考えである、こういうふうにも思ひます。

○林(宙)委員 前の委員会では、家族労働費についての考えというのももちろんお伺いしたわけなんです、それについては、私は納得はしていません。それを入れないと再生産が不可能になってしまうので、それはもう入れましょう、それは正しい

いと思ひます。

ただ、今御答弁いただいたように、その自作地代並びに自己資本利子といったような要素を入れないというの、一つの考え方として間違ひではないですよというふうにおっしゃっていただけないならば、では、それを入れない、なぜ私はいれない方がよいのかという、支出する税金というのは少しでも抑えられた方がよいんじゃないかという立場でそのように申し上げていきます。

一方で、いやいや、そうではなくて、全算入生産費として、自作地代とそれから自己資本利子といったようなものを入れて計算するべきだということからは、何かそこには合理的な理由があるべきだと私は思っているんですが、大臣は、そこについては御見解はおありでしょうか。

○林国務大臣 今申し上げたように、算定方法には幾つか考え方があってございます。その上で、価格政策とか経営安定政策というのは、経緯とかスタートしたときの状況、それから毎年やっておりますので、政策の連続性、こういうものがあるわけでございます。

先ほどどなたか、千九百十何年代の時代の、鈴木先生だつたと思ひますが、そこまでさかのぼらずとも、昭和四十五年に、狭義の意味での減反が始まる前、米が不足していた時代というのがあったわけでございます、そのときは、食管法に基づいて米の増産をしようという時代があつたわけなんです。委員はお生まれになる前だと思ひますし、私も生まれる前でございまして、増産意欲を喚起するためにやっていた時代、その時代には、機会費用を入れた全算生を採用する。ほかのものじゃなくてお米をつくるという意味で、機会費用を入れる、こういう考え方があつたんだ、こういうふうにも思ひます。それが、その後もいろいろな場面で活用されてきたという経緯がございまして、申し上げたように、算定方式が変わりますと水準が変わってしまうのではないかと、こういうことでもあるので、農業者は毎年毎年ちゃんと納得をしてみようという方式ということでやってきたとい

うのが経緯でございます。

そういう意味で、自作地代等を考慮すること、現時点では最も合理的な考え方ではないかというふうにご考へておるところでございます。

○林(宙)委員 では、最初に申し上げたとおり、なぜ農業を保護するのかというところにちよつと戻ります。

そういうお話をしていくときに、やはりそういうことを言われるということは、十分な説明がないと厳しい目にさらされたままになってしまふ。これは、私も本意ではないんですけど、ただ、そういうときには、では、コストというのはどういふふうにご考へていらっしゃるんですか、いや、こういうものが入っているんです、でも、ここは普通に考へたらおかしくないですかというふうに言われることが強くなつてくると、それは私自身も説明に窮してしまふ。

今までやってきたから、それを引き継いでやっております、それも一つの考え方だと思ひますが、財政に関して大変厳しい目線を向けられる時代なわけですから、そういうことも含めて、今すぐは私も申し上げませんけれども、いずれかのタイミングで、私が申し上げたとおりではなくてもいいんですけれども、そういうところを削減できる部分があるのであれば、農政全体で見てもいいというのには必要なことじゃないかなと思ひます。

ちよつと質問がかわります。

直接、今回の法案に関係するわけじゃないんですけど、ただ、今後、お米の安定供給、価格の安定とかそういうことをずっと考へていったときに、一つ、かねてから気になつていたものがあつて、何かというと、米の先物取引なんですね。

今、試験上場という形でやっておられますが、なぜこれが気になつているかというと、私自身がサラリーマン時代に、財務で為替のようなことも業務としてやっていたことがあります。もちろん、為替と現物の先物というのは、物としては違

いますが、思想としてはそんなに違うものではないと思ひます。

米の価格、今は、そういうった生産調整などもあつて、少しずつ下落傾向にあるとはいへ、まあまあ、ある一定のところを保っているんじゃないかなと思ひますが、今後、ある意味、農家の皆さんが、例えば生産調整に参加しないという道を選んだ、ただ安定的な価格で米を売りたいと思つたときには、一つ選択肢になり得るものだと思ひますので、ちよつとこの先物の現状についてお伺いをしたいと思ひます。

今、米の先物取引についての現状をちよつと教えていただけないでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。米の先物取引についての現状でございますけれども、米の先物取引につきましては、平成二十三年八月に試験上場が開始されました、昨年八月七日に、二年間の試験上場の延長が認可されているところでございます。

取引量についてでございますけれども、この延長認可の前、具体的には平成二十五年の七月でございますけれども、それと比較しますと、この取引量につきましては、減少傾向にあつたんですけれども、ここ数カ月は横ばいの状況になつてい、そういう状況でございます。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

先物のメリット、デメリット、いろいろあると思ひますが、政府というか、今後、米の先物取引について、今試験上場の状況を見ながらということになると思ひますが、どのようにしていいかという展望があるのかというのを聞かせただけでいいでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の試験上場の延長に際しまして、米の流通業者や中食事業者等から米先物取引の継続要望等が提出されたほか、先物市場の活用に向けての説明会の開催が要望されるなど、先物市場に対する期待も存在していると承知しています。他方、昨年の試験上場の延長の認可に際しまし

て、十分な取引量が見込まれないとの懸念のほか、米の生産、流通に混乱が生じるのではないかとといった意見もあったことから、農林水産省としては、試験上場が市場の成長性を見定める制度である、そういった内容の試験上場の制度の趣旨について、大阪堂島商品取引所に対して改めて通知をしたところでございます。

いずれにしましても、延長されたこの二年間の期間内におきまして、市場の成長性を含めて、取引の状況をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○林(田)委員 済みません。今のお答えの中に出てきた、先物をやることで流通取引はちよつと乱れるんじゃないかというようなお話があったというんですが、これはどういったところがそういう御意見を出されているかというのには教えていただくことができますか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

この米の先物につきましては、懸念として、思惑により先物市場に大量の異常な投機資金が流入し、価格が乱高下した場合に、現物市場でも乱高下を招いて、先物取引に参加しない生産者も混乱しかねない、そういった懸念が表明されたということでございまして、先生お尋ねの点につきましては、これは、昨年の試験上場の延長の際に、生産者団体の方からそういった意見が出てきております。

○林(田)委員 ありがとうございます。

この先物取引については、私も、今後の経過を見させていただきながら、いろいろ考えたいと思うんですけども、今、乱高下という話が出てきましたが、これについては私は実はそんなに心配をしていなくて、投機資金というのが入った場合は、最初に設定していた、先物価格として約定していた価格よりも、もし米の値段が下がった場合は、それは農家にとってはメリットになるわけですよ。

一方で、約定していた価格よりも米が少し高くなつてしまったという場合においては、だったら

やるんじゃないかという話が出てくるんじゃないでしょうか、その場合においても、入ってくる取引を数カ月前にフィックスできるということは、それは経営の上では非常に安定要素にもなりますので、私は比較的これはポジティブに見えています。

ただ、もちろん、いろいろな問題が今後出てくる可能性もありますので、それはしっかりと見ていただこうと思います。

時間が少なくなつてまいりましたので、済みません、ちよつと飼料用米についてお伺いしたいと思います。通告で幾つか用意していたんですが、十二番の質問だけして終わらせていただくかと思ひます。

飼料用米については、潜在需要量ということで、四百五十万トンということを出されておられます。ただ、この潜在需要量というのが一体どういった類いのものなのかというのがいまいちわかりにくい。それから、どういった根拠で四百五十万トンと計算をなされておられるのかというところをお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

飼料米につきましては、畜産側におきまして、毎年約一千万トンのトウモロコシを輸入しておるわけでございますが、トウモロコシと同等の栄養価と評価されておりまして、輸入トウモロコシと遜色のない価格で供給できれば、四百五十万程度の潜在的な需要は見込めるものと考えているところでございます。

この四百五十万トンの根拠でございますが、畜産につきましては、鶏あるいは豚、牛といったような畜種があるわけでございますが、トウモロコシから飼料米に置きかわるときにいろいろな問題が出てくるということで、例えば、採卵鶏では卵の黄身の色が低下する、ブロイラーでは増体重が低下する、肥育豚では肉質が変化する、あるいは、牛ではでん粉質の急速な分解等によって食欲不振に陥るといったような、こうした配慮すべき事項がございます。

そうした場合にどのぐらい置きかえができるかということ、試験研究機関の研究報告や、あるいは、畜産栄養学の有識者等からの聞き取りを踏まえまして、広く安定して利用できる畜種別の配合可能割合といったものをもとにつくつたものでございまして、採卵鶏では二〇%の置きかえが可能だということで百二十四万トン、ブロイラーでは五〇%で百九十三万トン、養豚では一五%で九十万トン、乳牛では一〇%で三十一万トン、肉牛では三%で十三万トンということで、合計いたしますと四百五十三万トンと試算したところでございます。

以上でございます。

○林(田)委員 大変細かい試算なんだということがわかりました。

もちろん、これは最大、やろうと思えばこまめではいけます、やつても大丈夫ですよというお話だと思うので、いつぐらいになったら生産が追いつくのかということは、実際にその四百五十万トンが達成できるかということすらもちよつと、現状から考えると、今のところ、それは見えないところなんじゃないかなと思つております。ただ、それをふやしていくということでございますので、それについてはしっかりと今後も考えさせていただきますたいなというふうに思ひます。

冒頭でも申し上げたとおりなんですけれども、本当に、この法案に関して議論はしっかりと重ねさせていただいて、できる限り私たちも、生産的なというか、そういった意見を出させていただくように頑張りたいなというふうに思ひます。それでは、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、畑浩治君。

○畑委員 生活の党の畑浩治でございます。

まず、本日はいろいろ激しく、戸別所得補償あるいは経営安定対策の見直し、この経営二法をなされまして、朝一番の議論は大変激しかったなと思つております。批判について、間違っている部分もあるし、かなりいろいろあるんですが、冷静

に議論させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

戸別所得補償制度については、全ての販売農家に交付金を交付する、このところで自民党さんの批判があるわけです。これが本会議のときには、総理から、担い手の農地の集積のペースをおくらせる面があったと。しかし、この認識は、私はやはり不正確だと考えております。もちろん、戸別所得補償が最終的な形態だとは思ひませんが、これは午前中も議論があつたように、集積していく中で、赤字幅が減つていく中で、この制度を維持するか、あるいはまた、全ての販売農家を維持する、あるいはまた、安定性からして、現実

の状況は踏まえて、正しいのだと思ひます。これは、全国一律の単価とすることで、現段階だと高コストで生産している農家は、全国標準単価とすることで赤字解消額は少なくなる。低コストで生産している農家は、利益が既に大きくなって、さらにボーナスとしてその分が入るということで、意識しない中でこういうところがかなりピルトインされている制度だと私は思つております。

こういう考え方は申し上げた上でですが、戸別所得補償制度の導入後の集落営農数がどうなったかという数字をまずお伺いしたいと思います。

○奥原政府参考人 集落営農の数でございます。まず、平成二十二年の二月、この時点では一万三千五百七十七でございます。この数字は、任意組織の集落営農と法人化した集落営農が入っておりますので、分けて考えますと、任意組織の方が一万一千五百三十九、それから法人になっているものが二千三百三十八でございます。翌年、二十三年の二月は、トータルで一万四千六百四十三、この中で、任意組織が一万二千三百三十一、法人が二千三百三十二。一年たちました二十四年の二月は、トータルが一万四千七百四十二で、任意組織が一万二千四百四十九、法人が二千五百九十三でございます。

ます。二十五年二月は、トータルが一万四千六百三十四、任意組織が一万一千七百十八、法人が二千九百十六でございます。二十六年二月は、一万四千七百十七で、このうち、任意組織が一万一千四百六十二、法人が三千二百五十五というふうになっております。

○畑委員 制度導入の二十二年度から二十三年度が、一万三千五百七十七から一万四千六百三十七で、大幅に増加している。その後は微増、後でまた微減になっているという部分はあります。恐らく、後の方の微減は、これからの農政の先行き見通しなりいろいろなこともあって、なかなかふえない部分もあるんだろうと思いますが、いずれにしても、制度導入で大幅に増加しているということがあります。

こういうことを踏まえまして、ここで何をもうて担い手の集積のペースをおくらせたというのか、あと、どのような政策と比べておくらせたというのか、あるいは、おくらせたというのであれば、あるべき農地集積のペースというのが想定されるわけですが、本来あるべき農地の集積のペースとはどのようなものと考えていたのか、この三点をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 これは、先ほど林委員と玉木答弁者の間でやりとりがあったところでございまして、玉木先生がおっしゃったように、十アール控除というのがあって、最初のところでずっと集落営農が進んだと。その後は、若干、それが済んだので、なかったというような御答弁だったと思います。

一方、私も午前中に、どなたかに御答弁をもう既にしておりますが、実際の農地の権利移動面積、ずっと推移を見ておりますが、担い手経営安定法に基づく経営安定対策を導入した平成十九年が十三万ヘクタールほど権利が移動しておりますが、戸別所得補償制度を導入した平成二十二年は九万ヘクタールということで、農地流動化のペースが鈍化しております。

産業競争力会議の農業分科会で農業者のヒアリ

ングというのをやっておりますが、農業者からも、戸別所得補償によって認定農業者や法人が貸し割がしを受けた、こういう指摘もなされていたところでありまして、そういうところで流動化のペースをおくらせる面があった、こういうふうに考えておるところでございます。

○畑委員 そうすると、政府の今回の二法案で農地集積のペースが上がる根拠というのは何なんでしょうか。

つまり、今回の政府案というのは、これは野党案と比べて、理念の違いは別として、一番大きいのは米の直接交付金ですね。一万五千元が半減して、四年後にはなくなるということですが、これをなくすることで農地集積のペースが上がると考えておられるのか、あるいは別の要因、何か政策的な、この法律の中の制度でなると考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 もう委員が今まさに御示唆されたように、これはまずやめるということが一つでございます。支払交付金を七千五百円として、平成三十年には廃止する、こういうことをやりました。一方で、農地中間管理機構を創設するというところで、昨年の臨時国会で法律を通していただいて、既に過半数の都道府県で今実際に農地中間管理機構がスタートもしておるところでございます。

やはりリタイアしようとする方々を思いとどまらせたという面がこの直接支払交付金にはあったということですが、今回の改正によってこういうおそれがなくなっていく、こういうふうにご考えております。

一方で、機構の方でございますが、これは機構の法案のときにもお話をさせていただいたように、公的機関ということで、出し手の方から見れば、安心して貸すことができる、受け手から見ても、まとまった農地として貸してもらえ、また大区画化等、畦畔の除去等の改良を行った上で貸してもらえ、こういうことができるというメリットがあること、さらに、人・農地プランの作

成、見直しとセットで取り組むこと、そして、予算もつけておりますので、こういう三点セットで農地集積、集約化の成果を上げられる、こういうふうにご考えておるところでございます。

○畑委員 米の直接交付金をなくして、そこがやはり、離農した人が、年とった人がなかなか放さない原因だということなわけでしょうか、きょうの議論もありましたが、そこはちょっと認識が違うのと、あと、端的には、集積というのは中間管理機構でやるということ、これが一番大きい効果だと思っておりますが、そこと戸別所得補償政策、経営安定対策というか米の直接交付金が矛盾するのかわるか。私は、両方相まっていいんじゃないかと思うし、人・農地プランで現地の実情に応じて集積していくならば、静かな構造改革と言っているが、戸別所得補償と組み合わせることは何ら矛盾していないと思うんです。

ちょっとこの認識をお伺いしたいんですが、中間管理機構と米の直接交付金を含む経営安定対策というのは矛盾しているんじゃないか。これをなくすることと中間管理機構をつくることと相まってということ話なんです、そこをお伺いしたいと思っております。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、リタイアしようとする方々を思いとどまらせていた面があった。まさにこれが、出し手として出していただけるべき方が、この一万五千元によって、引き続きやっていくかな。そこに対する評価は先ほど玉木委員とやりとりさせていただいたとおりでございますが、そういう意味で、今回の中間管理機構を初めとする構造改革となかなかこれは相入れないだろう、こういうことで、このパッケージになったということでございます。

ちなみに、この一万五千元が入る前の自公政権のときの、実は補正予算で組ませていただいた基金にはリースの補助というのをやって、やはり同じような発想でやらせていただいたこともあったわけですが、その後、この一万五千元が入ってきた、こういう経緯もあったということでございます。

○畑委員 これをお聞きしていると、集積を速めることをやるというのは、単に米の直接交付金をなくするということであって、恐らく、それ以外はこの法律とは別に中間管理機構を使うところだというお答えだと思ふので、この法案は、言ってみれば構造改革を、急激に集積のペースを速めるといふことはちょっと違うのかなと思つて聞いておりました。

北風政策と南風政策ですが、北風政策ということで、今まで渡していたものを渡さないことで、無理くり追い出すということなわけでしょう。何かちよつとそこは釈然としないものもあります。結局、今の改革を見ていると、かなり急ごう、急激にやろうということをやっておられる気がするわけですが、私は、農業というのは、ふやすことができない土地を基盤にして、基本的には年一回しか生産できない、そして管理可能性が低い、自然を相手にしているということなわけですので、ソフトな手法で、漸進的に改革を進めるべきではないかなと思っております。

そういう意味で、米の直接交付金は、私は意義があると思つていますが、北風の政策として、集積のためになくしていくということで、急激に行おうとすることが恐らく農家に不安と混乱を与えているのではないかと、そう思うんですが、その改革の進め方の認識、哲学をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 この一万五千元は、先ほど申し上げましたように、政権交代によって始まったというところでございますので、その前はなかったわけでございます。これがまず一つでございます。

我々も、バトンタッチをしたときに、既に時期的なタイミングから、公約ではああいふことをうたつておりましたけれども、おとしの十二月に政権交代して、その公約に基づいて、あの時点で、去年の作から急激に何かを進めるといふことになれば、それは現場が混乱するだろうということとで、名称を変えた上で政策を続行させていただ

いた、こういうことであります。したがって、この四年間、そういうものが続いた。集積加算というものも途中で入ったりはしていましたが、そういうことが続いておりました。

今回、農政の転換をするに当たっても、五年間という暫定措置をとって、毎年一作であると今委員がおっしゃったように、あしたからやれと言われてもなかなか難しいということがございますので、その期間の中で、生産目標の配分をしないで、もいいところをみんなつくつていこう、こういうふうにしたところでございます。

よく北風、太陽という議論もありますが、これは、シミュレーションでもお示ししているように、多面的機能支払い等々もあわせて考えていただければ、どちらが北風でどちらが太陽かというのはなかなか数字的には難しいところだ、こう思いますし、若い方、新しい方が入ってくることに、どちらが将来性のある展望になっていくのかということもきちっと見ていく。

改革のスピード感というものもありますけれども、やはり、将来に向けて、担い手が大宗を占める農業構造、自分で経営感覚を持つてやっていけば、きちっと業として成り立っていく、こういう姿を見せていくということが、若者、女性等を引きつけて、新しい方が農業に従事してもらえようになる、こういうふうな基本的な考えておるところでございます。

○畑委員 入るのはいいんですが、そうやって改革を進めていった場合に、当然、抜ける人が出てくるというのは、そういうことなわけですが、地域を歩いてみると、農地の集積を進めた場合、その受け皿を、俺らはどうなるんだということを言われるんです。年をとったりしてやめようと思っただ人がやめるのはいいんですが、やりたかった人も、こういういろいろな支えがなくなつて、できなくなつてしまう。

これは、ハードランディングではなくてソフトランディングでやっていくことが必要だと思うんです。四年で徐々にやっていくというお話です

が、受け皿の整備というか、そこはどのような工程で、どんなものを考えておられるのか、伺いたいと思います。

○林国務大臣 必ずしも受け皿の整備というのを、御質問の意味を正確に捉えておるかどうかわかりませんが、基本的には、主食用の米の需要が落ちております。大体毎年八万トンずつ減つていく。したがって、主食用の米のみに着目した一万五千円ということ、規模にかかわらずこれをやつていった場合に、そのおつくりになった主食用の米を一体誰が消費するのか、こういう問題になつていくわけでございます。

一方、多面的機能の御議論もあつたように、水田というのは多面的機能も持つておる大変重要な生産装置でありますから、したがって、その水田をフル活用しながら、どうやって需要のあるものにシフトしていくか、餌米、米粉米、麦、大豆といったものを本作物化していくということが大変大事なポイントであります。そういうことを水田フル活用ビジョンということでつくつていただくことも通じて、需要に合ったものをつくつていただく、こういうことにしていこうということでございます。

○畑委員 需要に合ったものをつくつていく、それはそうなんですけれども、農家の不安というのは、需要に合ったものをつくるために情報提供はしっかりやっていただくということがあつて、生産調整もそうですね、五年後にそういう体制をつくる、ただ、そこがやはり実感としてわからないのですよね。

情報提供を受けて、そのとおりできればいいんですが、そこがまだまだよくわからないというのがあるのと、だからこそ、手放してやめるといふことはいいんですが、やめた場合、飼料米をやるのか、あるいは別途の農業ができるのか、違う職が見つかるとか、その辺のトータルのパッケージの見え方がやはりないというか、その不安はあるのだらうと思います。まあ、答弁はこれぐらいでいいんですが。

それで、情報がわからないという最大の不安は、やはりこの改革によつて農家所得がどうなるかというところであります。

その試算ということで、きょうも議論がありました。試算の前提はいろいろありますが、集落全体としてこれぐらいふえるという試算はあります。一三％でしたかね。ただ、個々の農家がどうなるのか、あるいは多面的機能支払いがどれぐらい個々に来るのかというのよくわからない部分があります。

その議論をこれからしたいんですが、まず、この試算の前提としては、支援水準の単価の向上によつて主食用米の一割が飼料用米に転換されると見込まれておまして、これが一つの前提と。次に、不作付地の四分の三に飼料米が新たに作付されるというふうになされていきますが、この根拠は何か、お伺いしたいと思います。

○江藤副大臣 根拠というふうなお尋ねになると、若干的を得たお答えにはならないかもしれませんが、もう何度も御質問にお答えしている内容ではありますが、一定の前提を置いて試算を行ったというものであります。

日本の平均的な一集落の耕地面積、すなわち、田の十九ヘクタール、畑で十五ヘクタールの三十四ヘクタールを有する農業集落を想定しております。

その当該集落のうち、田の十九ヘクタールは、現在の平均的な転作率四割を前提としまして、主食用米十・五ヘクタール、転作田七ヘクタール、これは余りいいことではありませんが、不作付地が一・五ヘクタールは発生するだろうということ想定しております。

飼料用米の支援単価向上によりまして、主食用米の作付面積の一割が、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、飼料用米に転作されるだろう。そして、飼料用米の支援単価向上によりまして、これまで不作付地となつておりました田の四分の三、これも先生が今コメントされたとおりでございます。

日本型直接支払いの導入によりまして、従来、農地・水保全管理支払いの取り組みが進んでいなかった畑地におきまして、農地維持のための共同活動が促進されて、支援が適用される、このような前提条件を設けて出した数字でございます。○畑委員 ちよつと早口で言つていたいて、よくわかつたような、わからないような。決めの問題ですかね、一つの。うなずいておられますが、決めの問題だと思ひます。

この決めの問題の程度というのは、思い切りうまく転換した場合にこれぐらいなのか、自然体でこうなのかというのがちよつと今の答弁ではよくわからないわけですが、私が思ったのは、主食用米の一割がどうかというのとは別として、不作付地の四分の三に飼料米が新たに作付されるのはかなり楽観的なと思つて、素人的に受けとめておいたんです。本当にこうなるかどうかというのは別として、かなり楽観的と言つては失礼ですが、一つの割り切りの前提を置いたのだらうと思ひます。そういう前提でやつておられるわけだと思ひます。

次にお伺いしたいんですが、きょう既に出了した、要は、最大限生産された場合の交付額が十アール当たり十萬五千元であります。まず、最大限生産されることが、需要、栽培技術等から考えて、全ての農家がこのようになるとか、短期間に成るとは限らない、これは現実的なところだと思ひますし、きょうの議論でありましたが、市町村の平均単収を超えれば超えるほど上がつていて十萬五千元になるということで、頑張つていただくと、結局、平均が上がると、十萬五千元が案外もらえないかもしれないと思つて聞いておりました。

こういうことを考えると、十萬五千元を試算の前提に置いて出すというのは、やはりこれも楽観的で、ミスリードさせるのかなと思つております。実際に、最大限の交付金が交付される飼料用米農家は、江藤副大臣が午前中、答えることは不可

能だと言われておりましてので、改めてこの点は質問しませんが、ちょっとここでお伺いしたいのは、最大限交付金が交付される飼料米農家はどの程度かというのの現時点ではわからないとして、そこは試算としてこれぐらいだということを明示していただかないと、やはり農家の不安は解消されないと思いますが、今後、試算するなり見積もるなり、見込む予定はありますでしょうか。

○江藤副大臣 シミュレーションについて、十萬五千円を入れたというのは、確かに委員の御指摘のとおり、極めて樂觀的な算出をしたかと言われればそうかもしれません。

しかし、これは不可能ではない。今いらつしやいませけれども、午前中お答えしたときに、頑張れば頑張るほど基準がだんだん上がつてしまふじゃないかということがありましたけれども、これもきちつとお答えをすれば、主食用米の平均単収に百五十キロを乗じた数を基準といたしますので、そういうことであれば、十アール当たり八百とか九百とかとれても、そんなに基準が上にずれていくということもありません。

そして、不作付地四分の三についても樂觀的かというふうに言われますけれども、確かに中山間地域の本当に谷間の田とかは無理だと思ふんですよ、正直なところ。果たしてもう農地として、後継者もないようなところ。しかし、このお話を地元でしてみますと、畜産県だからかもしれないけれども、今まで休ませていたけれども、そういうことであれば、もう一回この土地を有効に水田フル活用でやってみようという声もかなり聞かれますので、私は大丈夫だと思ひます。

それで、念のために申し上げておきますけれども、午前中申し上げましたように、これに二毛作のプラスがありますし、多収性品種の加算もありますし、それから産地交付金で地域設定の部分もありますし、追加配分もありますので、これを入れていくと、主食用米と比べて、農家がかんり選択しやすい設定になっているというふうに考えております。

○畑委員 それで、実はきょう、岩手県が試算したもの資料を出してあります。これとちよつと議論をしたいわけですが。

二番目の「本県への交付金額の試算」、交付金額の試算で書いていると、これは本会議でも申し上げましたが、十六億円減少するというところであります。

この十六億円をどうやって埋めるかというのは、今副大臣がおっしゃつたように、多面的機能支払い等で埋めるなり、いろいろなものをやつていつて埋まるかもしれないということだと思ふんですが、(2)で書いていますのは、多面的機能支払いには、より多くの地域で取り組まれることを前提に試算しています。現行よりもかなり一生懸命頑張らなきゃいけない。①で書いていますが、今四万ヘクタールで岩手県は取り組まれているそうなんです。農地維持支払い、二十五年度は農地・水保全管理支払いですが、これを四万ヘクタールから二万ヘクタールの拡大を見込む。ここまで拡大を見込まなきゃいけないということであります。

そういうことを踏まえて、この下の図で見ると、ここまで頑張れば十六億円ふえるんだけれども、しかし、これは地域に支払われる、これが個々の農家に来るとは限らないという前提で、地域、集落に來るものを加えて、トータルでとんとつてしんどいかなと思つて見ておりました。

次のページを見ていただきまして、岩手県は農家の類型別に試算しております。実は私は、また後で質問しますが、こういう類型別の試算をしてほしいな、ぜひとも農水省にお願いしたいと思つております。

類型でいいわけですね。例えば、岩手県の県南、県央部の大規模な個別経営体、小麦を多くつくつていてところは、大体見込めば、水稲は十四ヘクタール、小麦は八ヘクタールと置けばいいだろうとか、県南、県央部の大規模で飼料用米をつくつていてところは、水稲十四ヘクタール、飼料用米

八ヘクタールとか、あるいは一番下の方で、県北、沿岸部で水稲が少くないところは、水稲は二ヘクタール、キウリ六十五アール、そういうことになって、いろいろ類型ごとに検討してみる。

そうした場合に、やはり交付金の関係を見ていくと、二十五年度の現状から、二十五から二十九年度の、七千五百円になった場合のもので、それぞれの一番下の箱の「所得」というところを見ていただければ、網かけしているところが八四％とか八八％とか八九％とか九七％とかいって、要は、減つてしまふというところを書いてあります。

さらには、次のページを見ていただいて、これは、まさに平均単収がどれぐらいになつたらどれぐらいになるかという試算をしまして、水稲十四ヘクタール、飼料用米八ヘクタールの農家だと、飼料用米単収は十アール当たり四百九十八キログラム、これは今の県平均の単収だそうだけれども、今の単収のままだと、当然所得は八八％まで減る。飼料用米の単収が高いほど所得への影響が小さいということで、飼料用米を頑張つて米の平均単価並みにすれば、この真ん中ですが、それでもぎりぎり、とんとんぐらいいすかね。そして、頑張つて頑張つていって、まさに飼料用米最大限の単収の場合に一・三七倍にふえるということになります。

まさに、飼料用米の単収がどれぐらいふえるか、頑張れるかということにかかつているわけですね。まさにここにかかつているということで、頑張ればいいんですが、その不安が払拭されないというところであります。

きょうは、このことよりも、これを踏まえてお聞きしたいのは、こういう一定の前提を置きながら、農水省も試算をすべきじゃないか。やはりそういうことをしていただかないと、農家にせつかくの、せつかくというか、大改革といいながら、その見通しが、霧が晴れないのではないかと思つております。

これは、岩手県でさえもやっておりますので、農水省がやらないということはありませんと私は

思つていますが、そこに対するお考えをお伺いしたいと思ひます。

○江藤副大臣 この御議論は、きょう、朝からも何度かあつた御議論だというふうな理解をしております。

岩手県がやりましたもの、前回御質問されたもの、これは三月十八日の農林水産委員会の議事録も読み返させていただいたんですけれども、エクセルシートで打ち込めば出るようなものを岩手県はやつておられるということであります。

これを見させていただいたんですけれども、これは先ほどいただいた資料とはちよつと違つて、飼料用米とか不作付地についての入力項目が入っていないということもありますし、いわゆる個々の農家がどのような作物を選択して、どのような取り組みを行うかについては、農家と、それから地域ごとに余りにもその違いが大き過ぎるということでありまして、大臣からも午前中に答弁させていただきまして、国が、こういうことでございましてというよりも、やはり各自自治体、県なり市町村でこういう取り組みをしていただいていることは極めて有効なことだと思ひますので、ぜひ国と地方が協力するような形で、このような算出の仕方、農家の方々に示しできるような形がふさわしいのではないかとこのように考えております。

○畑委員 そうすると、試算ですから、確かにいろいろな前提があるわけで、ただ、恐らく、そういう個々の県の試算が出て、そこはいろいろな、正確、不正確もあつて、ミスリードすることもある、やはりそういう混乱することが不幸だと私は思つています。そこは、一つこういう前提を置いたんだと言ひながらも、農林水産省、国でやるべきだと私は思つています。

ちなみに、岩手県は、確かにおっしゃるとおり、農業所得簡易試算ファイルというのを何か後日配付するのだそうして、これに打ち込むと出てくるんでしょね。一つの参考にはなると思ひます。

ちなみに、やはり国は、こういうことはやる予定というか、やるつもりはありませんよね。ちょっと確認をしたいと思います。

○林国務大臣 副大臣から今答弁があったとおりでございます。単価が決まっておりますので、ここに、岩手県の出していたように、何をどれぐらいやるというのを置いていただければ、収入は出るわけですね。したがって、同じことを県と国でやる意味が、私はさつきから聞いていてよくわからないわけです。

県がばらばらを出すというので国が出せというところであれば、逆に、どのものをどれぐらいつくるというのを類型で置くかというのをどうするかとか、先ほど来、前提で不作付地がこれぐらいなのはどうかとか、必ずそういう議論になります。

したがって、どういうモデルをつくるにしても、一定の前提を置くということとはもう当然でございます。そのモデルがひとり歩きをして、それが何か保障されているというような形になるのは、今回の改革の趣旨にはそぐわないのではないかと。むしろ、自分で、集落で、県単位で、市町村単位で水田フル活用ビジョンという形で、実際にやるものをこの単価はもうお示ししているわけですので、おつくりになっていただくという方がより生産的なのではないかと、こういうふうに考えております。

○畑委員 私は、一定の前提を置いて出せば出るのであれば、一定の前提と断つた上で、国の試算もそうなっていますので、やることは害ではないし、むしろやった方がいいと思います。あとは、国がやるというよりも、例えば、典型的にはこういう類型で、こういう前提でというのを指導していただいてもいいのじゃないかと思いますが、混乱を与えるとか、ちょっと理解できません、国の情報公開に対する姿勢が。これは、いろいろな面でそうですが、ちょっと不満であります、農政大改革といいながら。

だから、よく言われる、頑張ればこれぐらい報

われるとかふえるとか、そういうった中で、誤解を与えるから試算を公表しないとか、これは前提を置けば各県でできるからいいんだとかというものは、ちょっと矛盾しているような気がしております。

ちなみに、ちょっと話をかえますが、五年後の生産調整の廃止というか、この案件です。

総理は、先般の本会議で、行政が配分する米の生産数量目標に従って農業者が作物をつくつていたものを、五年後をめどに、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で作物をつくれるようにすると。これが、従来から言っていたように、きめ細やかな、的確な情報提供でやっていくということだと思います。

そこで、確認したいんですが、そうするという理由は、今、あめの措置ということで、生産調整に参加することを条件でやっている米の直接支払交付金、五年後にはこれを廃止することをもって、みずからやれるようにするというふうにおつちがつているのか、どういう補助制度をなくすることとそういうことを想定して言っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○林国務大臣 先ほどのシミュレーションの件でございますが、情報公開という意味では、何かシミュレーションをやっている、各県について細かいいろいろなことをやって、それを出さないということではなくて、そもそも、そういうことをやるということについては、一律に示すことが、示すというのとは、持っているものを示すんじゃないかと、つくること自体ということで申し上げておりますので、そこは確認させていただきたいと思

五年後に、生産数量目標の配分に頼らずともやっていけることをつくるということとの関連でいえば、それと同時に、この半減したものがなくなっていくということとあわせて、今回の経営所得安定対策、それから多面的機能というのは、今度法制化していただければ、この法律に基づいた措置として、そういうものをあわせていく。この

前提で、五年後には、目標数量を配分することから、需給情報の提供等によって水田フル活用ビジョンをつくつてもらふことに、今の時点でそういうふうに決めて、五年間かけてそこに持つていく、こういうこととございます。

○畑委員 確認したいんですが、生産調整とリンクしたような交付金はなくしていくことと情報提供だとして、林議員でしたかね、飼料用米や他の転作への補助金がある、これは主食用米の生産を自主的に調整する制度ではないかと。要は、制度上、要件としてリンクさせないとしても、そこに誘導するような補助金であることは確かかわけです。飼料用米へのお金を厚くしていくのは。

こういうことは、もちろん、私はこれを否定した立場で言っているわけではないんですが、そのそういうリンクしない補助金、交付金という類いは、自主的に調整する制度というのは、これは残すというか、補助制度の一環では残るんだ、結局、生産調整とリンクした一万五千円をなくするんだということですね。もう一回、ちょっとこの確認をさせていただきます。

○林国務大臣 そういう意味では、この生産数量目標の配分に従うことを条件にしてやっているもの、すなわち、この一万五千円はなくなるということとございますが、それとリンクしないもの、これは誘導するというふうな表現を使われる方もいらつしやいます。私は午前中に申し上げたように、これはトウモロコシとどうやって価格で競っていくか、こういうこととございますので、一定の補助をすることによって、価格に遜色のないことになって初めて先ほどの四百五十万トンという潜在需要というところが顕在化してくる、こういうこととございますので、そういう意味で、そういう措置をやっている。

ちなみに、八万円プラスマイナス二・五万円で数量払いを導入したことは今回の改革の一環でございますが、八万円自体は、以前からやっていた水田のフル活用という中での一環である、こういうこととございます。

○畑委員 これは最後の質問になると思うんですが。厳密には通告していないんですが、恐縮です。情報提供をしつかりやることで、生産調整がなくても生産者が自主的な経営判断でつくれるようになるということはあるんですが、そこは、情報提供をしつかりやるということに尽きるのでしょうか。あるいは、前に生産団体を通じて指導ということがあると思うし、そうしないと動かないと思うんですが、JAとか生産団体にする指導とか、情報提供とあわせていわゆるソフトな行政指導は想定されているのか、されていないのか、済みません、そこは確認したいと思

○林国務大臣 申し上げておるとおり、需給見通しを全国ベース、それから主たる銘柄の相対取引価格や全国の在庫量、これはやってきたところとございますが、公表銘柄数をほぼ倍増以上に、四十四から九十四ということとを三月二十八日から公表しましたが、さらに、県産別、銘柄別の契約、販売状況等々の情報内容を大幅に拡充していく、こういうこととございます。

委員がおつちやっておられるソフトな行政指導というのが具体的にどういうことを指すかということとございますが、やはり生産数量目標の配分に頼らずともやっていけるということになるわけとございますので、基本的には、情報を提供して、経営判断に基づいて、どういうものを作付するかということとを主體的に考えていただく、こういうことになろうかと思

○畑委員 私がイメージするソフトな行政指導は、きめ細かな需給状況とかこれからの見通し情報を出すとして、それで判断がつかない場合に、恐らく、生産団体なりあるいは生産者は、上部なりあるいは国、公的機関に相談してくる、この情報をもとに、生産調整じゃないですが、例えば、どれぐらい実際にはつくつたらいいんでしょうかと。要は、今までの生産数量を割り振っている。割り振っていないだけでも、生産者から聞いてくる形ですね。

そうした場合、国としては、この情報をもとに

すれば、この地域はこれぐらいつくつたらうまくいくんじゃないですかということを言うのではないか、そうすると、実質的な生産調整というのが残ってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣　そこは、我々が申し上げています水田フル活用ビジョン、これはつくっていただくこと。

大きくなった法人とか集落営農では、そこだけでやるということは当然できる、こういうふうに思いますけれども、やはり個々の、規模がそれほどでない方々にとっては、地方行政が中心となつて、地域における作物振興の設計図となる水田フル活用ビジョンをつくって、この状況を見ながら、この集落では主食用と餌米をどれぐらいやっていくかというものを、こつやつてフル活用ビジョンの中でつくっていったら、集落単位でそういうものを作っていく、これは当然やっていくということになつております。それがソフトな行政指導に当たるかどうかはちよつとわかりませんが、そういうものはしっかりとやっていくということでございます。

○畑委員　確かに、単なる情報提供ではやはり不安だし、そこは立ち行かないと思っておりますが、恐らく、生産調整が残るんだと言う人もいるでしょうし、そうじゃない立場の人もいて、そこは悩ましいところであります。ただ、必要な行政指導は必要だと私は思っております。

だから、余り生産調整の廃止とか言わぬ方がいいんじゃないかと。現実を踏まえて、ソフトな生産調整は的確に続けますとか、そんなことを言っておけばミスリードもなくなると思うんですが、時間ありませんので、そういうことを申し上げます。きょうの質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○坂本委員長　次回は、来る八日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時四分散會

平成二十六年六月二十五日印刷

平成二十六年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C